

I あらゆる分野における女性の参画拡大

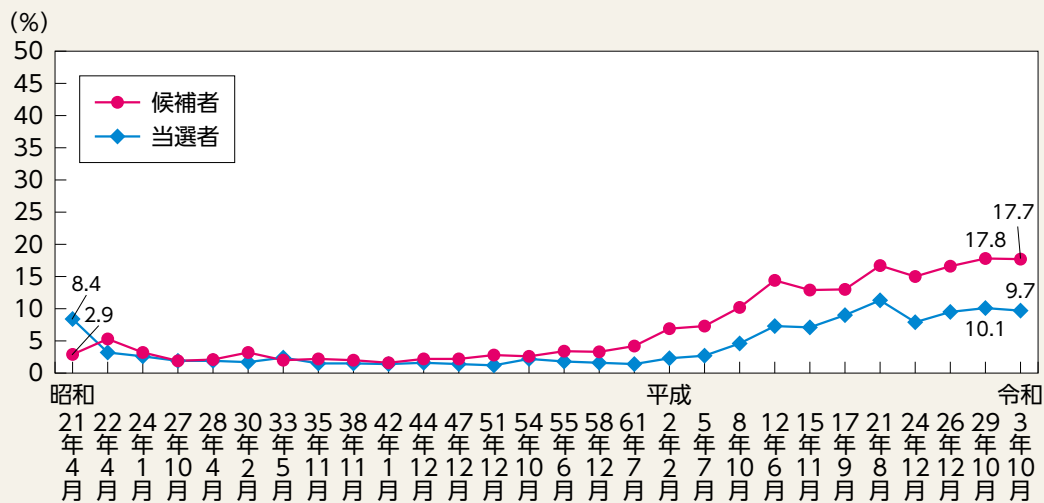
第1分野

政策・方針決定過程への女性の参画拡大

第1節 政治分野

1-1図 衆議院議員総選挙における候補者、当選者に占める女性の割合の推移

- 衆議院議員総選挙における候補者及び当選者に占める女性の割合は上昇傾向にあるが、低い水準となっている。
- 令和3（2021）年10月執行の総選挙では、候補者に占める女性の割合は17.7%、当選者に占める女性の割合は9.7%となり、平成29（2017）年10月執行の総選挙の結果を下回った。

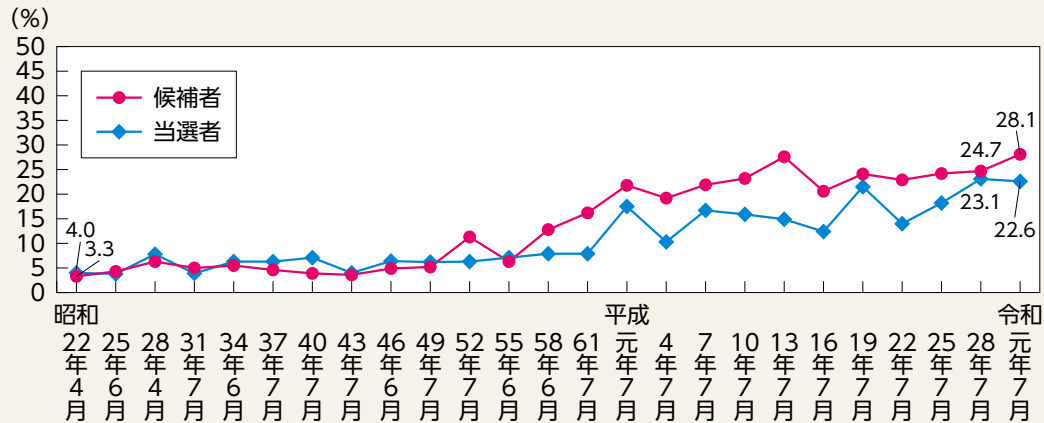


（備考） 総務省「衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査結果調」より作成。

※ 第5次男女共同参画基本計画において、候補者に占める女性の割合を2025年までに35%とする目標を設定しているが、これは、政府が政党に働きかける際に念頭に置く努力目標であり、政党の自律的行動を制約するものではなく、また、各政党が自ら達成を目指す目標ではない。

1-2図 参議院議員通常選挙における候補者、当選者に占める女性の割合の推移

- 参議院議員通常選挙における候補者及び当選者に占める女性の割合は上昇傾向にあるが、低い水準となっている。
- 令和元（2019）年7月執行の通常選挙では、候補者に占める女性の割合は28.1%、当選者に占める女性の割合は22.6%。

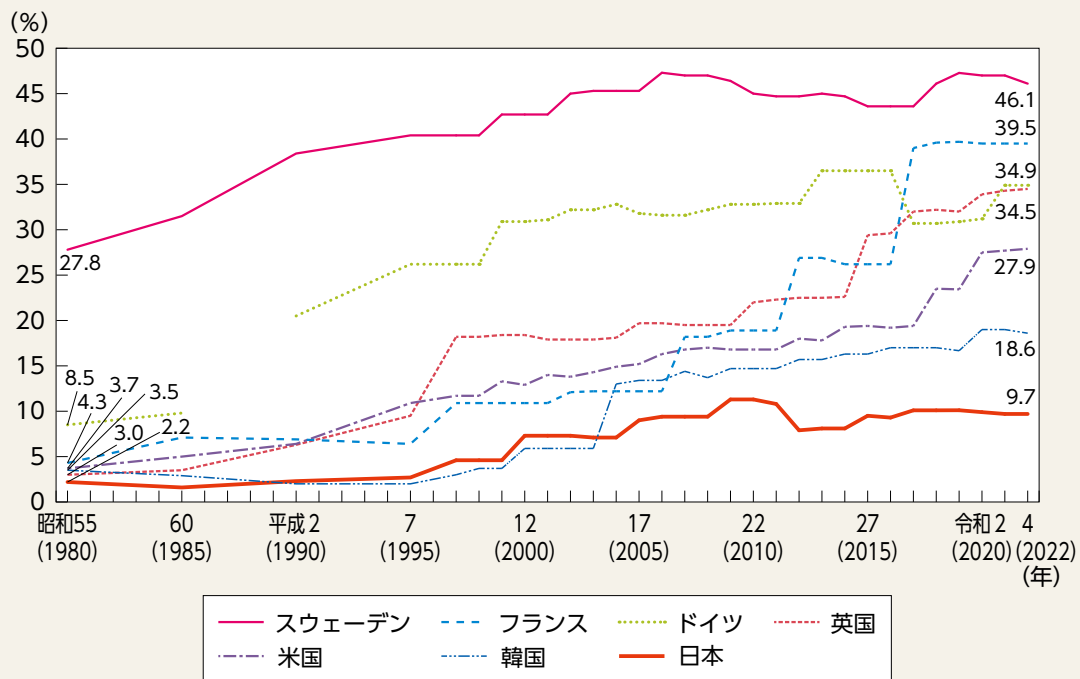


（備考）総務省「参議院議員通常選挙結果調」より作成。

※ 第5次男女共同参画基本計画において、候補者に占める女性の割合を2025年までに35%とする目標を設定しているが、これは、政府が政党に働きかける際に念頭に置く努力目標であり、政党の自律的行動を制約するものではなく、また、各政党が自ら達成を目指す目標ではない。

1-3図 諸外国の国会議員に占める女性の割合の推移

- 諸外国の国会議員に占める女性の割合は、この30年で大幅に上昇。
- 日本の国会議員（衆議院議員）に占める女性の割合は9.7%であり、国際的に見ても非常に低い水準となっている。

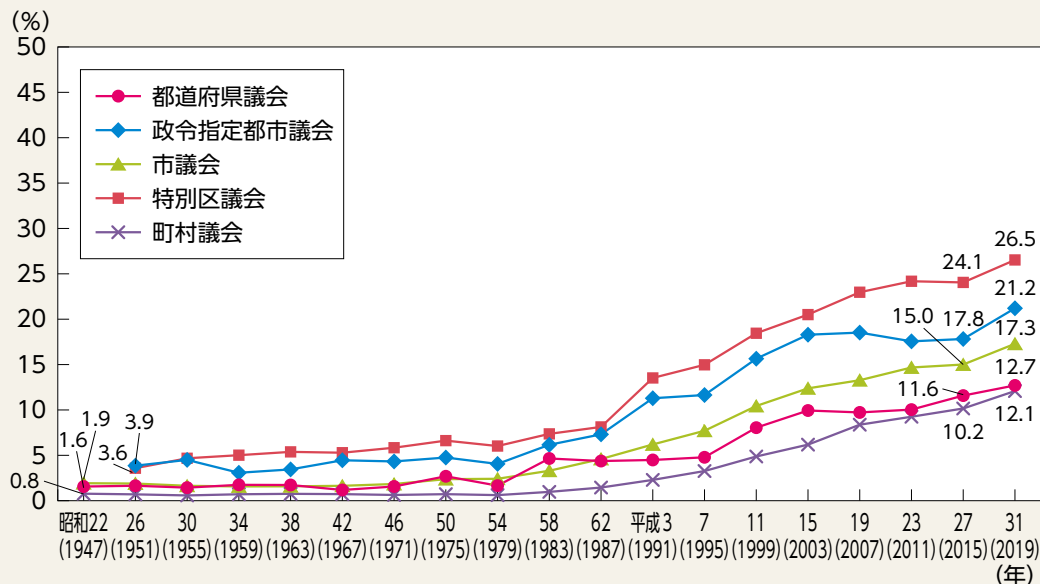


- （備考）1. IPU資料（Monthly ranking of women in national parliaments）より作成。調査対象国は令和4（2022）年3月現在189か国。昭和55（1980）年から平成7（1995）年までは5年ごと、平成9（1997）年以降は毎年の数字。各年12月現在（平成10（1998）年は8月現在、令和4（2022）年は3月現在）。
2. 下院又は一院制議会における女性議員割合（日本は衆議院における女性議員割合）。
3. ドイツは昭和60（1985）年までは、西ドイツの数字。

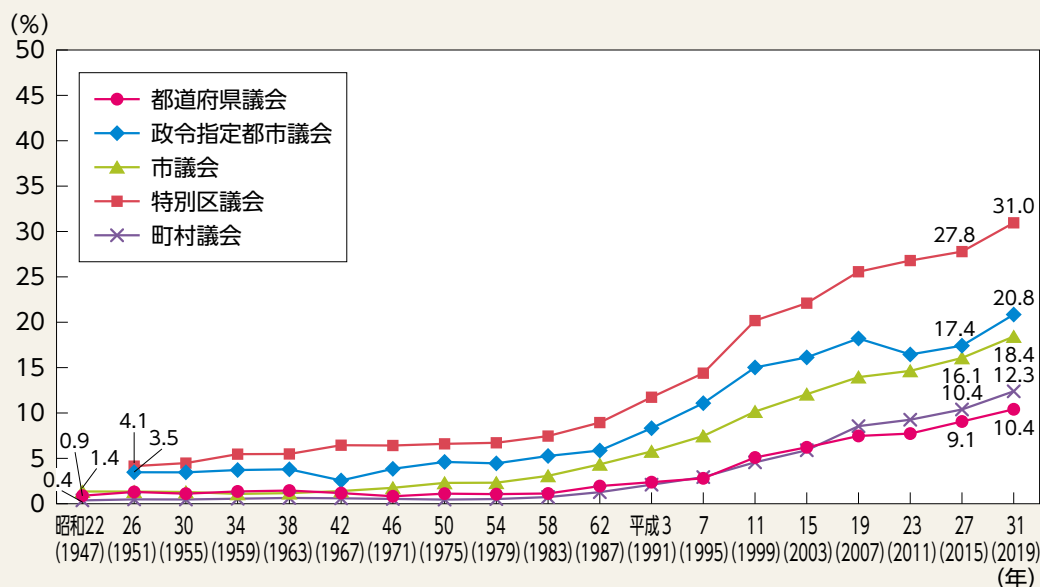
1-4図 統一地方選挙における候補者、当選者に占める女性の割合の推移

- 統一地方選挙における候補者及び当選者に占める女性の割合は、上昇傾向。
- 平成31（2019）年の統一地方選挙では、候補者に占める女性の割合は、特別区議会が26.5%と最も高く、町村議会が12.1%と最も低くなっており、全体で16.0%。
- 当選者に占める女性の割合は、特別区議会が31.0%と最も高く、都道府県議会が10.4%と最も低くなっている。

候補者に占める女性の割合



当選者に占める女性の割合



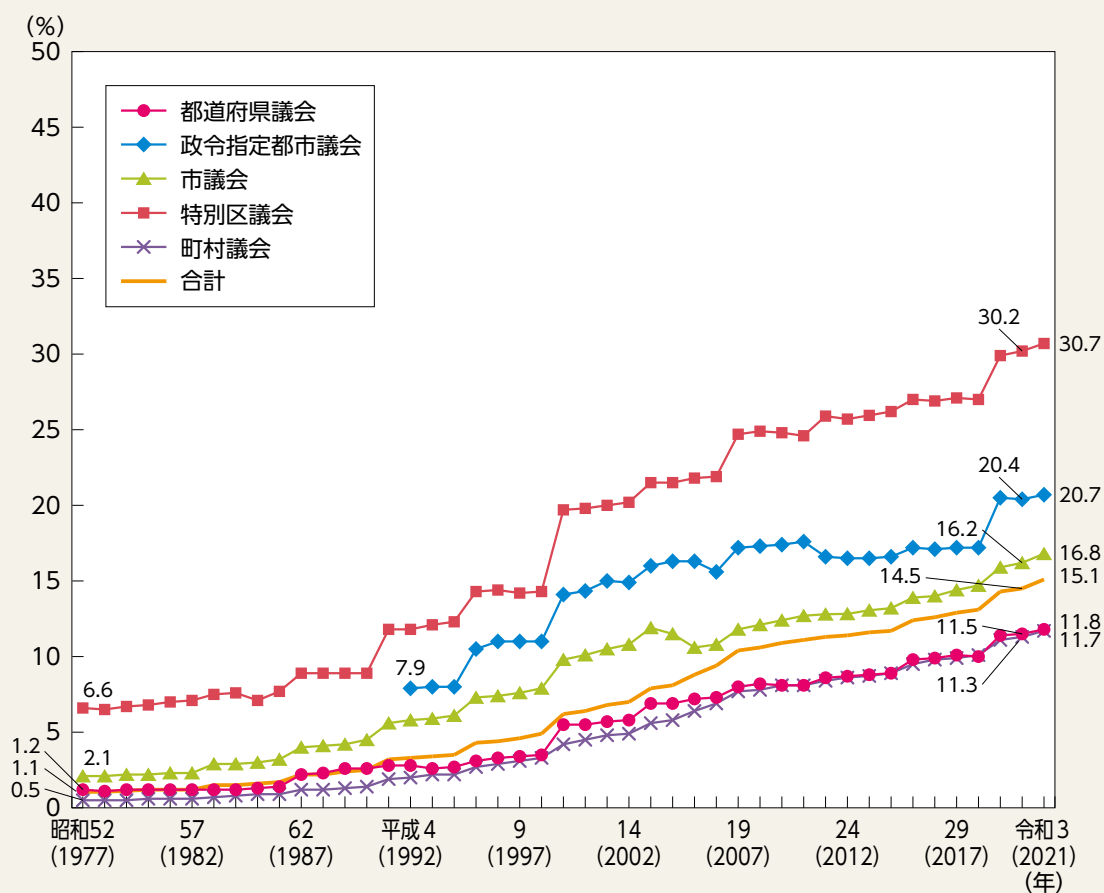
(備考) 1. 総務省「地方選挙結果調」より作成。

2. 昭和22（1947）年の「市議会」には、五大市議及び東京都特別区議の女性当選人数を含む。

※ 第5次男女共同参画基本計画において、統一地方選挙の候補者に占める女性の割合を2025年までに35%とする目標を設定しているが、これは、政府が政党等への要請、「見える化」の推進、実態の調査や好事例の横展開及び環境の整備等に取り組むとともに、政党を始め、国会、地方公共団体、地方六団体等の様々な関係主体と連携することにより、全体として達成することが期待される目標数値であり、各団体の自立的行動を制約するものではなく、また各団体が自ら達成を目指す目標ではない。

1-5 図 地方議会における女性議員の割合の推移

○令和3（2021）年12月末現在、女性の割合が最も高いのは、特別区議会で30.7%、次いで、政令指定都市の市議会20.7%、市議会全体16.8%、都道府県議会11.8%、町村議会11.7%となっており、都市部で高く郡部で低い傾向にある。

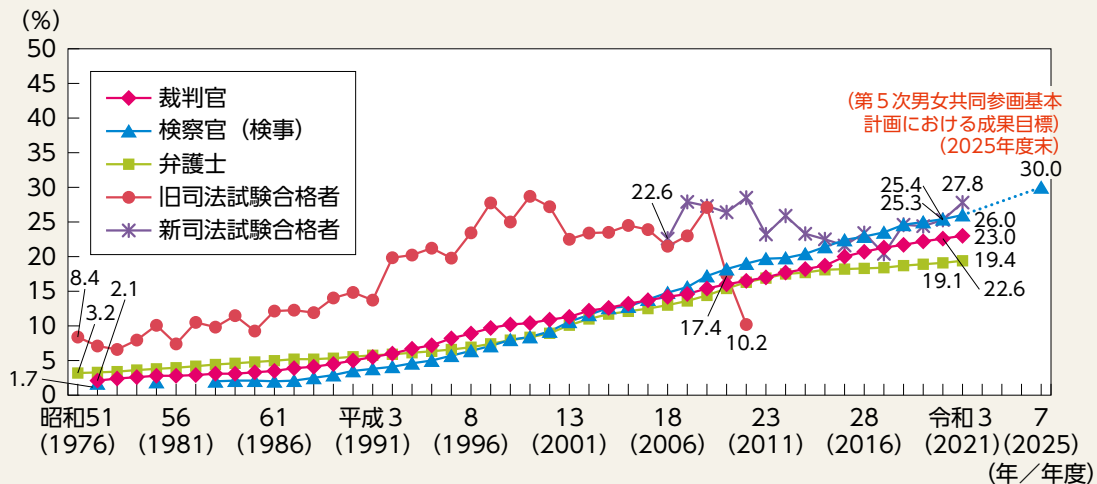


- (備考) 1. 総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調等」をもとに内閣府において作成。
 2. 各年12月末現在。
 3. 市議会は政令指定都市議会を含む。なお、合計は都道府県議会及び市区町村議会の合計。

第2節 司法分野

1-6図 司法分野における女性の割合の推移

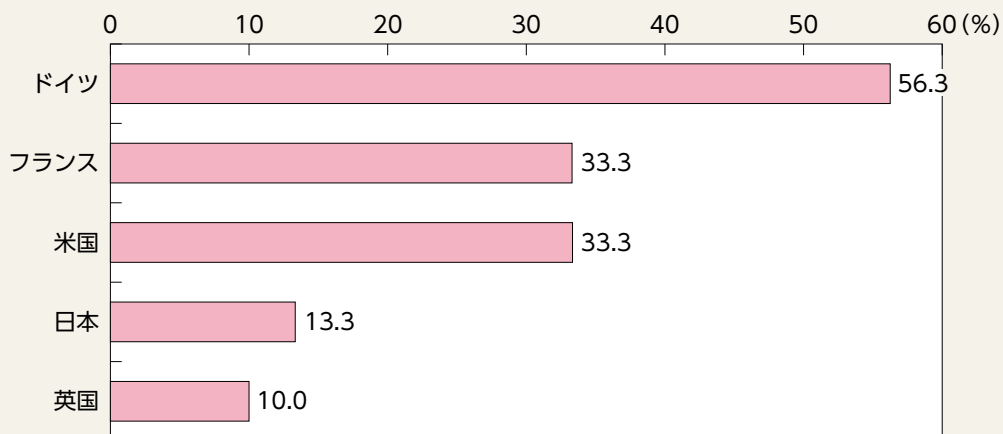
- 裁判官、検察官（検事）、弁護士に占める女性の割合は、いずれも上昇しており、裁判官が23.0%（令和2（2020）年12月現在）、検察官（検事）が26.0%（令和3（2021）年3月31日現在）、弁護士が19.4%（令和3（2021）年9月30日現在）。
- 司法試験合格者に占める女性の割合は、平成4（1992）年以降はおおむね2～3割で推移しており、令和3（2021）年は27.8%。



- (備考) 1. 裁判官については最高裁判所資料より作成。
 2. 弁護士については日本弁護士連合会事務局資料より作成。
 3. 検察官（検事）、司法試験合格者については法務省資料より作成。
 4. 裁判官は平成26（2014）年までは各年4月現在、平成27（2015）年以降は前年12月現在、検察官（検事）は各年3月31日現在。弁護士は年により異なるが、令和3（2021）年は9月30日現在。司法試験合格者は各年度の値。

1-7図 諸外国の裁判所裁判官に占める女性の割合（令和4（2022）年4月）

- 日本の最高裁判所の裁判官に占める女性の割合は13.3%（全15人中2人、令和4（2022）年4月現在）となっており、諸外国と比べて低い水準となっている。
- ※最高裁判所裁判官は、戦後187人が任命され、うち女性は8人（4.3%）。

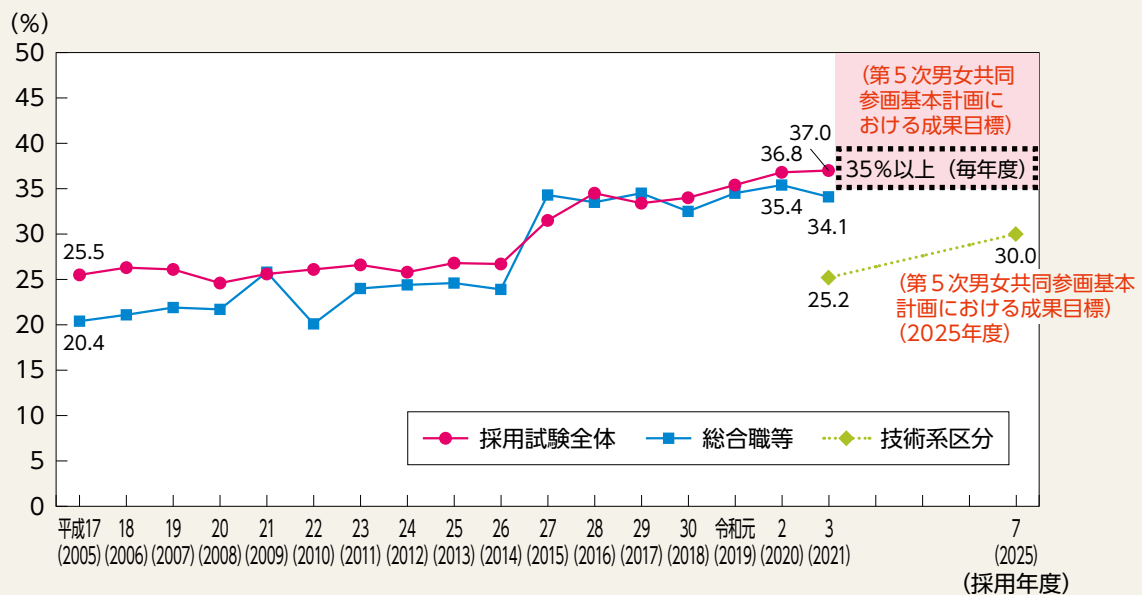


- (備考) 1. 各国裁判所HPより作成。令和4（2022）年4月現在。
 2. ドイツは連邦憲法裁判所、フランスは憲法院、米国は連邦最高裁判所、日本は最高裁判所、英国は連合王国最高裁判所。

第3節 行政分野

1-8図 国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合の推移

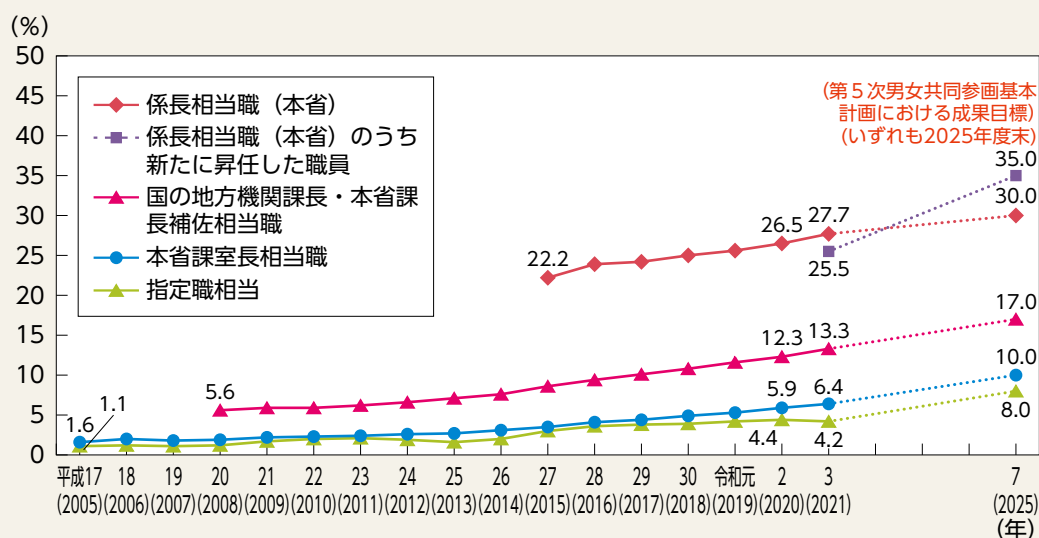
- 国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合は上昇傾向にあり、令和3（2021）年4月1日時点では37.0%と、第5次男女共同参画基本計画における成果目標（毎年度35%以上）を達成。
- 一方、国家公務員採用総合職試験からの採用者に占める女性の割合は、前年から低下し34.1%、国家公務員採用試験（技術系区分）からの採用者に占める女性の割合は25.2%と、いずれも第5次男女共同参画基本計画における成果目標（総合職：毎年度35%以上、技術系区分：2025年度までに30%）を達成していない。



- (備考) 1. 平成17 (2005) 年度及び18 (2006) 年度は総務省、平成19 (2007) 年度から24 (2012) 年度は総務省・人事院「女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップの実施結果」、平成25 (2013) 年度は総務省・人事院、平成26 (2014) 年度は内閣官房内閣人事局・人事院、平成27 (2015) 年度以降は内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の採用状況のフォローアップ」より作成。
2. 「総合職等」とは、国家公務員採用総合職試験（院卒者試験、大卒程度試験）及び国家公務員採用I種試験並びに防衛省職員採用I種試験をいう。
3. 「技術系区分」の詳細
 総合職（院卒者・大卒程度）：工学/数理学/物理・地球科学/化学・生物・薬学/農業科学・水産/農業農村工学/森林・自然環境
 一般職（大卒程度）：電気・電子・情報/機械/土木/建築/物理/化学/農学/農業農村工学/林学
 一般職（高卒者）：技術/農業/農業土木/林業

1-9 図 国家公務員の各役職段階に占める女性の割合の推移

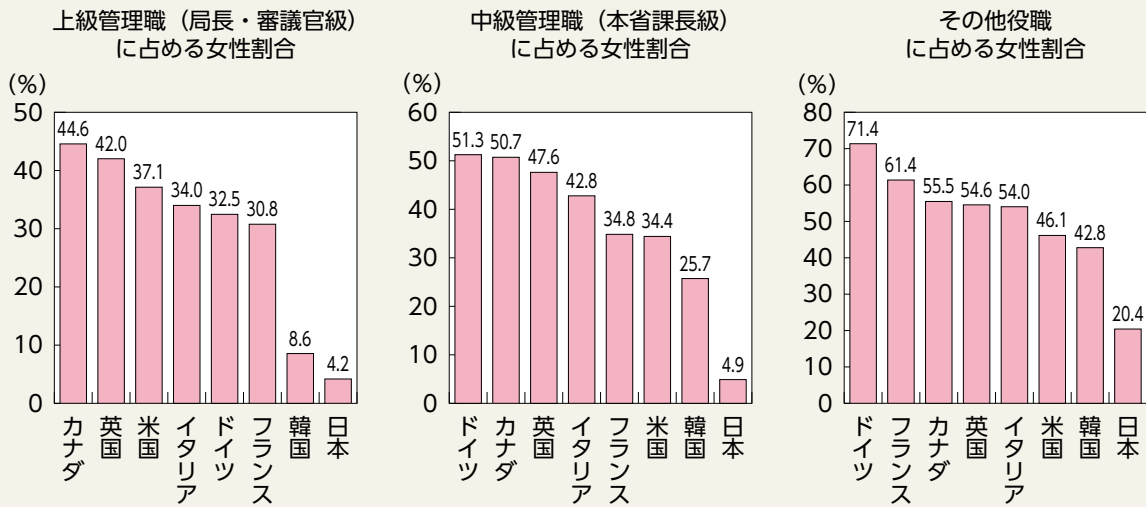
- 国家公務員の各役職段階に占める女性の割合はおおむね上昇しているが、いずれの役職段階も第5次男女共同参画基本計画における成果目標を達成していない。
- 令和3（2021）年7月時点では、係長相当職（本省）27.7%、係長相当職（本省）のうち新たに昇任した職員25.5%、国の地方機関課長・本省課長補佐相当職13.3%、本省課室長相当職6.4%、指定職相当4.2%。



- (備考) 1. 内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の登用状況のフォローアップ」より作成。
2. 「指定職相当」とは一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）の指定職俸給表の適用を受ける職員及び防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）に基づき一般職給与法の指定職俸給表に定める額の俸給が支給される防衛省職員を、「本省課室長相当職」とは同法の行政職俸給表（一）7級から10級相当職の職員を、「国の地方機関課長・本省課長補佐相当職」とは同俸給表（一）5級及び6級相当職の職員を、「係長相当職（本省）」とは同俸給表（一）3級及び4級相当職の本省職員をいう。
また、「係長相当職（本省）のうち新たに昇任した職員」とは令和3（2021）年7月1日時点の本省に在籍する係長相当職の職員のうち、令和2（2020）年7月2日から令和3（2021）年7月1日までの間に初めて本省の係長相当職に任用された職員をいう。
3. 平成17（2005）年から平成26（2014）年までは各年1月時点。平成27（2015）年から令和3（2021）年までは各年7月時点。ただし、平成27（2015）年については、指定職相当は平成27（2015）年11月時点。

1-10図 諸外国の国家公務員管理職に占める女性の割合（令和3（2021）年）

○国家公務員の役職段階別の女性の割合について諸外国と比較すると、どの役職段階でも日本は諸外国と比べて著しく低くなっている。



（備考）定義（OECD Government at a Glance 2021より）

- ・各国のデータの出典は、ILOSTATの労働力調査。
- ・政府に加えて、公営企業での雇用を含む。
- ・職業レベルについては、以下の定義に基づき、各国が回答。

【上級管理職】

- ・大臣・国務長官・次官のすぐ下の役職。政策の解釈や実施を監督する者。
- ・政策や計画を策定、評価、調整し、部の全体的な活動を評価する者。
- ※ 日本の値は、指定職俸給表が適用される者（局長・審議官級）に占める女性割合。

【中級管理職】

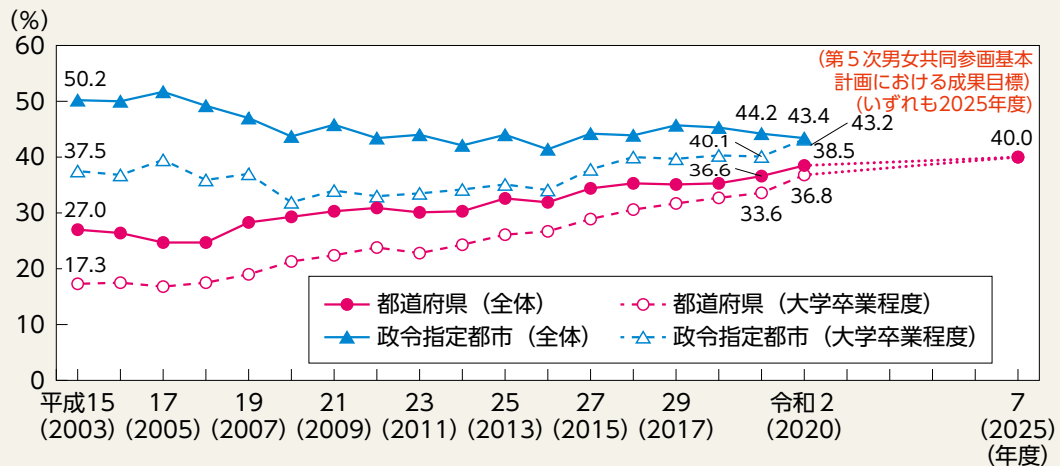
- ・上級管理職のすぐ下の役職。省内の特定の局で、計画、指示、調整を行う者。
- ※ 日本の値は、行政職俸給表(一)8級から10級の者（本省課長級）に占める女性割合。

【その他役職】

- ・上級管理職、中級管理職以外の者。
- ※ 日本の値は、一般職国家公務員から指定職俸給表が適用される者及び行政職俸給表(一)8級から10級の者を除いた者に占める女性割合。

1-11図 地方公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合の推移

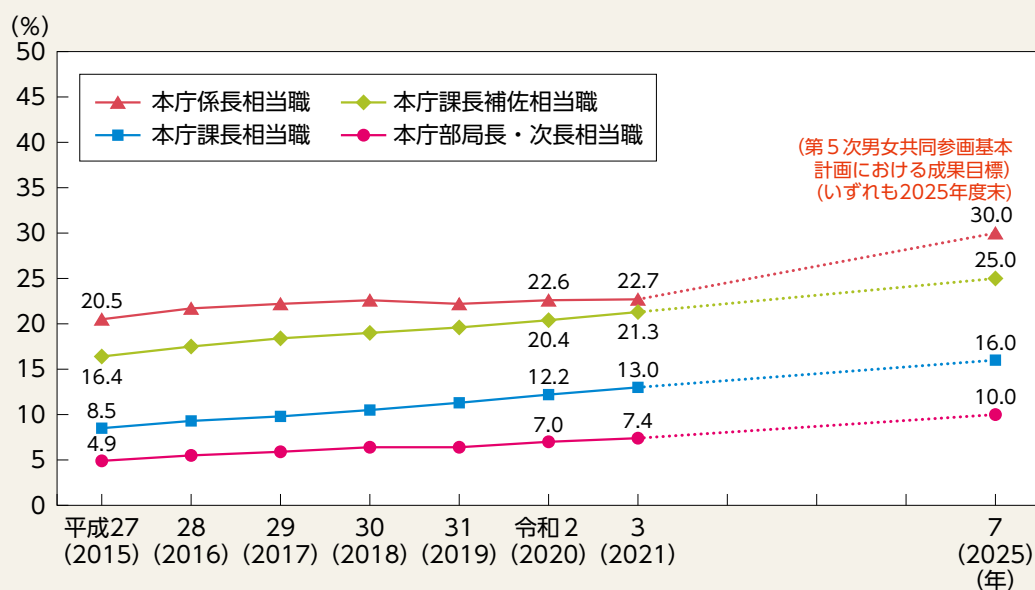
○令和2（2020）年度の地方公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合は、都道府県では、全体で38.5%、うち大学卒業程度で36.8%。政令指定都市では、全体で43.4%、うち大学卒業程度で43.2%。



- （備考）1. 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成。
2. 採用期間は、各年4月1日から翌年3月31日。

1-12図 都道府県職員の各役職段階に占める女性の割合の推移

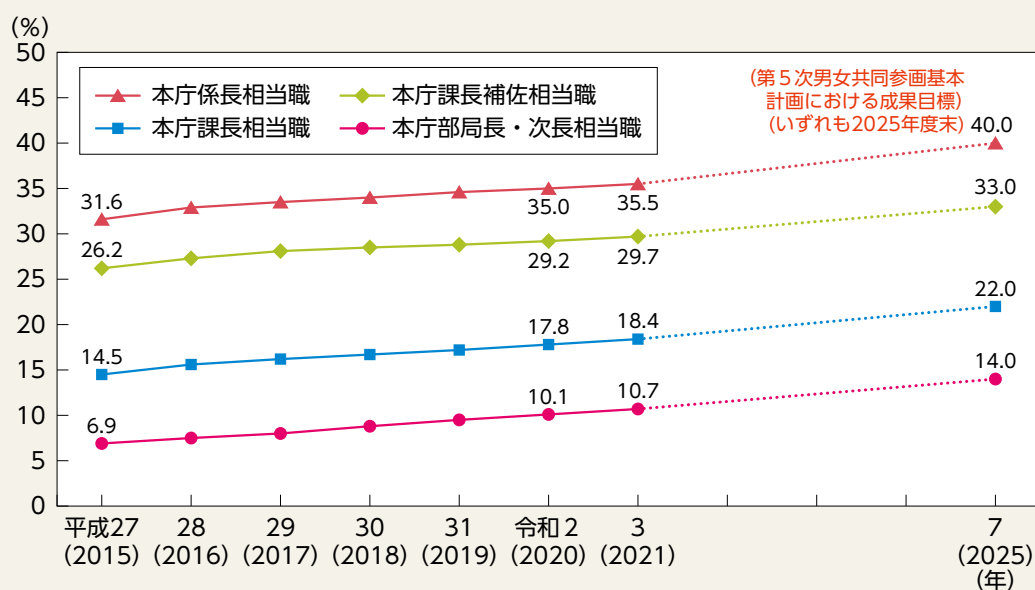
○都道府県職員の各役職段階に占める女性の割合は、令和3（2021）年4月1日現在で、本庁係長相当職22.7%、本庁課長補佐相当職21.3%、本庁課長相当職13.0%、本庁部局長・次長相当職7.4%。



(備考) 1. 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成。
2. 原則として各年4月1日現在であるが、各地方公共団体の事情により異なる場合がある。

1-13図 市区町村職員の各役職段階に占める女性の割合の推移

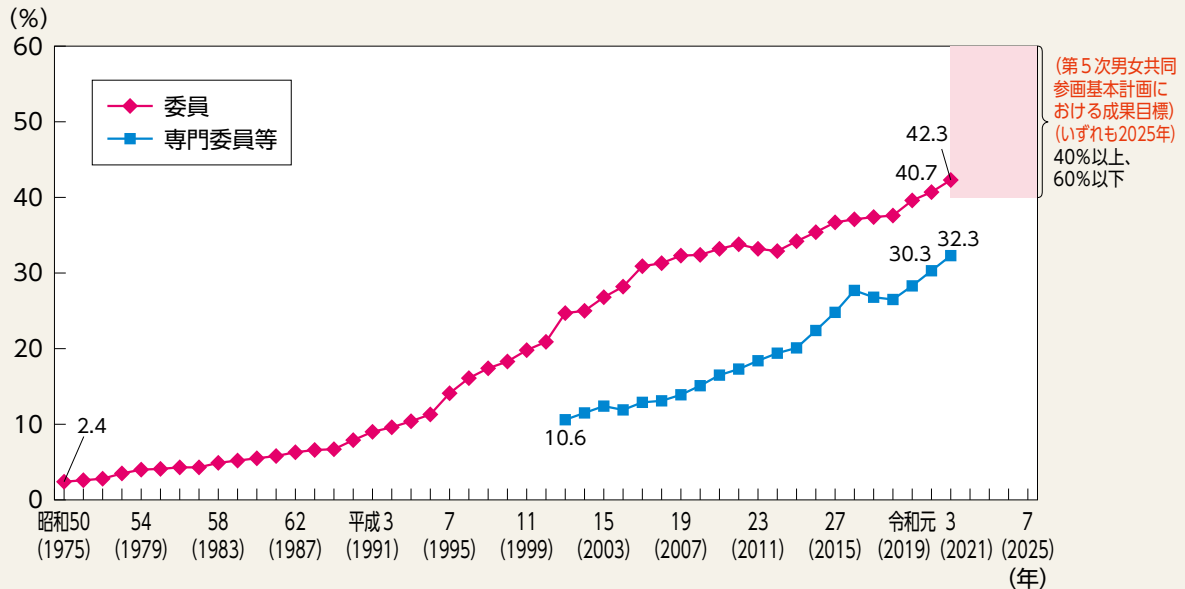
○市区町村職員の各役職段階に占める女性の割合は、令和3（2021）年4月1日現在で、本庁係長相当職35.5%、本庁課長補佐相当職29.7%、本庁課長相当職18.4%、本庁部局長・次長相当職10.7%。



(備考) 1. 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成。
2. 原則として各年4月1日現在であるが、各地方公共団体の事情により異なる場合がある。

1-14図 国の審議会等における女性委員の割合の推移

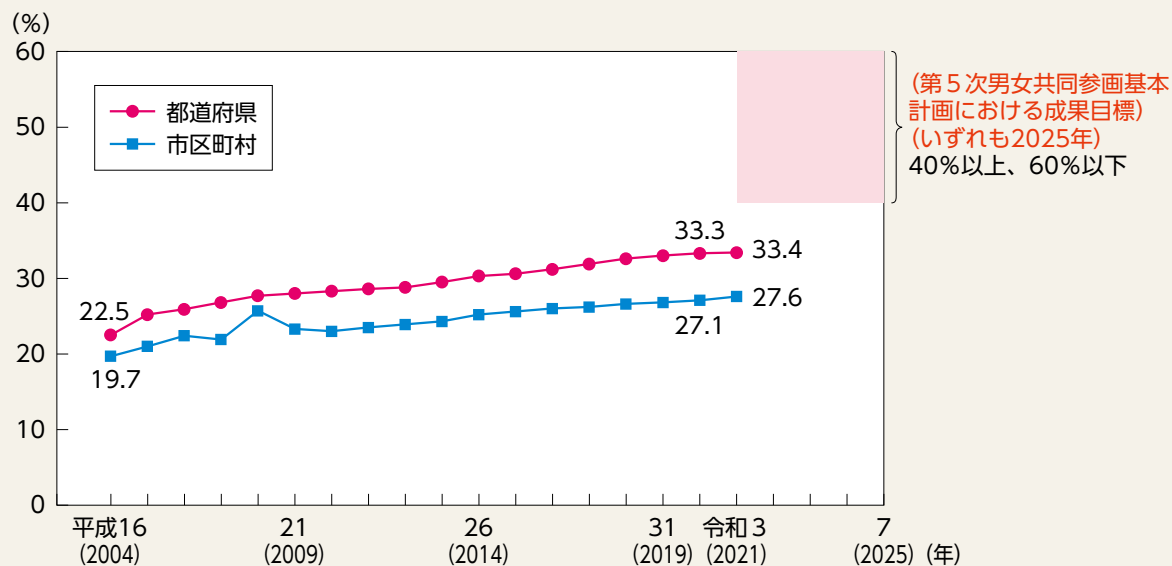
- 国の審議会等の委員に占める女性の割合は、令和3（2021）年9月30日現在で42.3%と、調査開始以来最高値となり、第5次男女共同参画基本計画における成果目標（2025年までに40%以上、60%以下）を達成。
- また、専門委員等に占める女性の割合も、調査開始以来最高値の32.3%となったが、第5次男女共同参画基本計画の成果目標（2025年までに40%以上、60%以下）を達成していない。
- ※専門委員等とは、委員とは別に、専門又は特別の事項を調査審議するため必要があるとき、専門委員、特別委員又は臨時委員の名称で置くことができるもの。



- (備考) 1. 内閣府「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」より作成。
2. 昭和63（1988）年から平成6（1994）年は、各年3月31日現在。平成7（1995）年以降は、各年9月30日現在。昭和62（1987）年以前は、年により異なる。
3. 調査対象の審議会等には、調査時点で、停止中のもの、委員が選任されていないもの、委員任命過程にあるもの及び地方支分部局に置かれているものは含まれない。

1-15図 地方公共団体の審議会等委員に占める女性の割合の推移

- 都道府県の審議会等委員に占める女性の割合は、令和3（2021）年は33.4%となっており、第5次男女共同参画基本計画における成果目標（2025年までに40%以上、60%以下）を達成していない。
- 市区町村の審議会等委員に占める女性の割合は、令和3（2021）年は27.6%となっており、第5次男女共同参画基本計画における成果目標（2025年までに40%以上、60%以下）を達成していない。

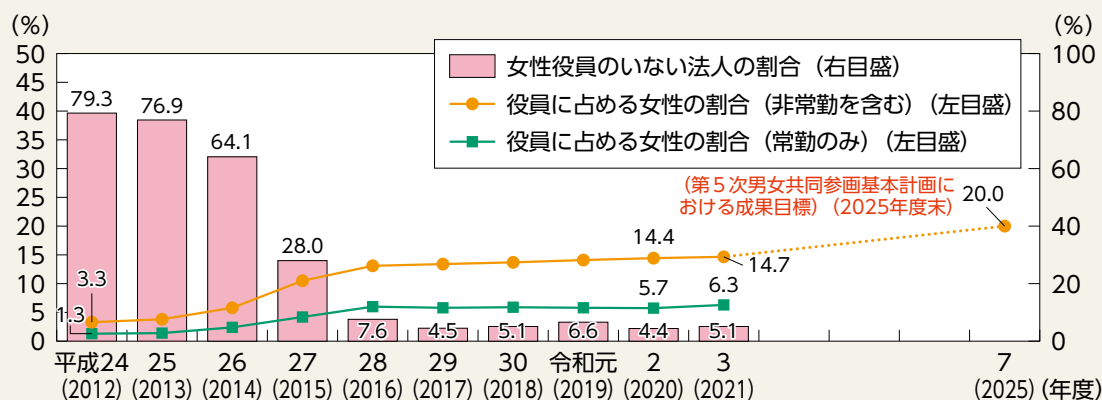


- (備考) 1. 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成。
 2. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等について集計。
 3. 原則として各年4月1日現在であるが、各地方公共団体の事情により異なる場合がある。
 4. 調査対象の審議会等には、調査時点で設置されていない、又は委員の任命を行っていないものは含まれない。

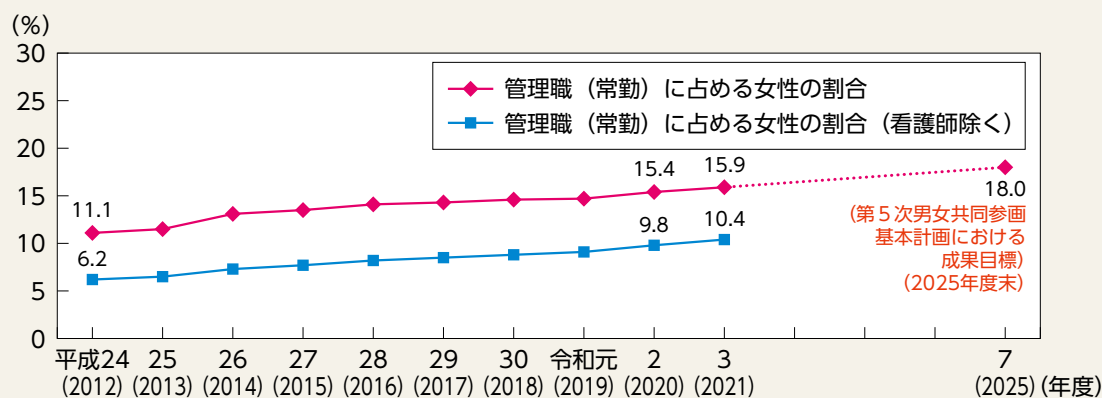
1-16図 独立行政法人等の役員員の各役職段階に占める女性の割合の推移

- 令和3(2021)年4月1日時点で、独立行政法人等の役員に占める女性の割合は14.7%となっており、第5次男女共同参画基本計画における成果目標(2025年度末までに20%)を達成していない。
- また、管理職(常勤)に占める女性の割合は15.9%となっており、第5次男女共同参画基本計画における成果目標(2025年度末までに18%)を達成していない。
- さらに、研究開発法人36法人のうち、研究職員(常勤)の女性管理職がいる研究開発法人は26法人であり、研究開発法人の研究職員(常勤)の管理職に占める女性の割合は9.0%。

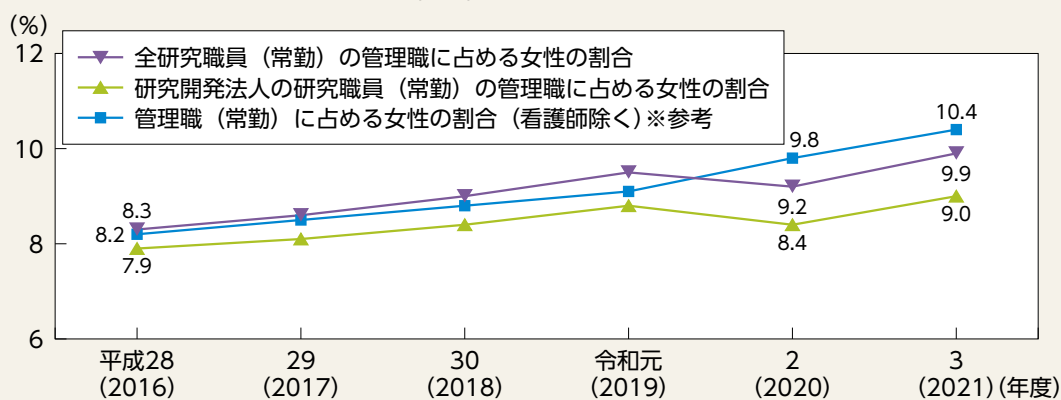
役員に占める女性の割合



管理職(常勤)に占める女性の割合



研究職員(常勤)の管理職に占める女性の割合

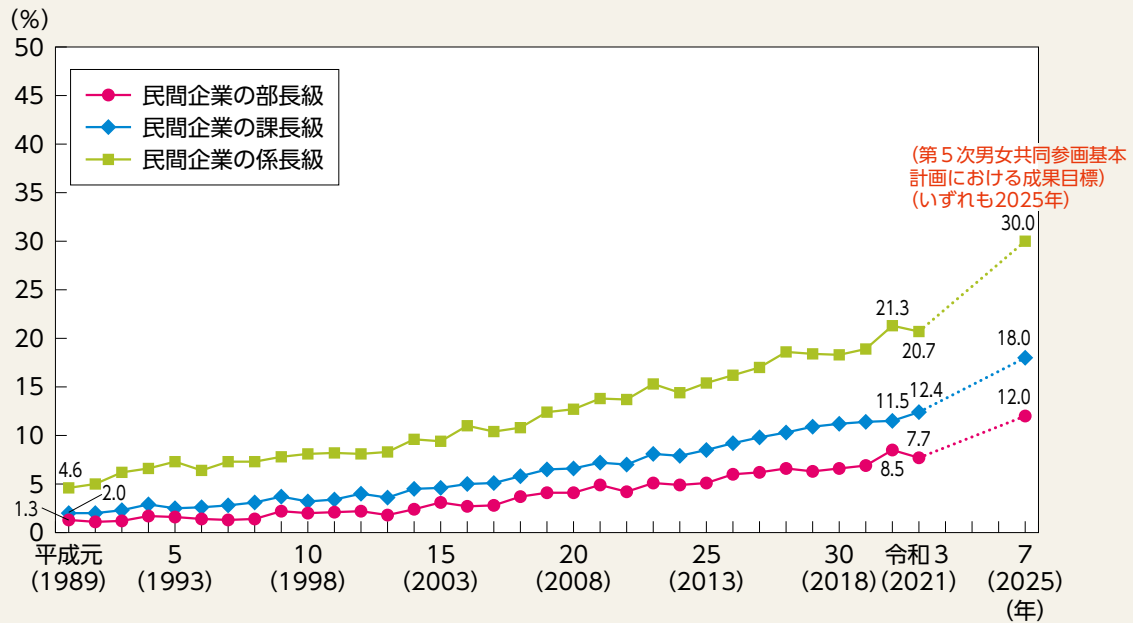


- (備考) 1. 内閣府「独立行政法人等女性参画状況調査」より作成。
 2. 各年度4月1日時点。
 3. 「役員」とは、会社法上の役員等(取締役、会社参与、監査役、執行役)、独立行政法人通則法上の役員(法人の長、監事)及び個別法上の役員とし、執行役員は含まない。
 4. 「管理職」とは、部長相当職及び課長相当職をいう。

第4節 経済分野

1-17図 民間企業の雇用者の各役職段階に占める女性の割合の推移

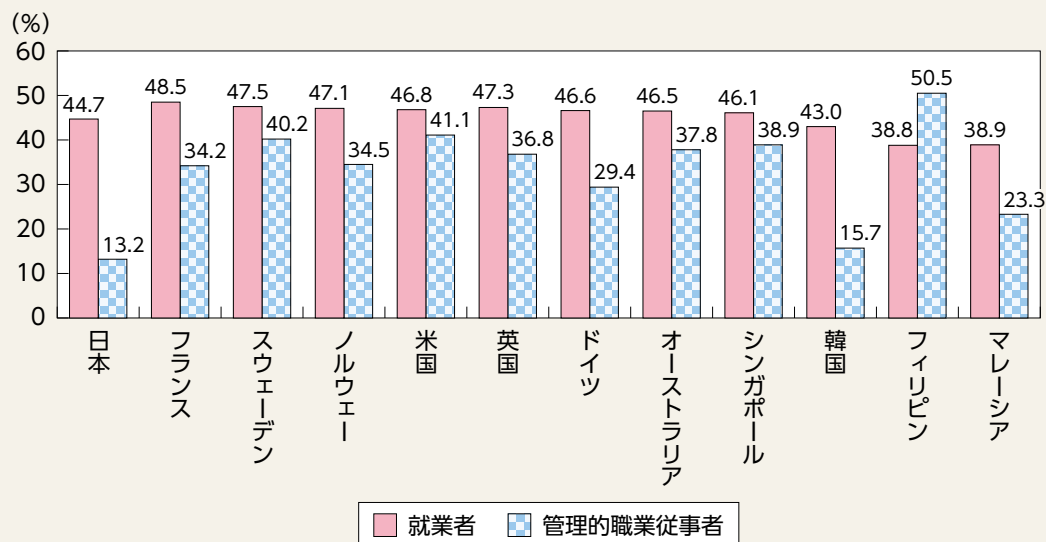
○常用労働者100人以上を雇用する企業の労働者のうち役職者に占める女性の割合を役職別に見ると、上位の役職ほど女性の割合が低く、令和3（2021）年は、係長級20.7%、課長級12.4%、部長級7.7%。



- (備考) 1. 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。
 2. 令和2（2020）年から、役職者は、10人以上の常用労働者を雇用する企業を集計対象とするよう変更しているが、令和元（2019）年以前の企業規模区分（100人以上の常用労働者を雇用する企業）と比較可能となるよう、同様の企業規模区分の数値により算出した。
 3. 常用労働者の定義は、平成29（2017）年以前は、「期間を定めずに雇われている労働者」、「1か月を超える期間を定めて雇われている労働者」及び「日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている者のうち4月及び5月に雇われた日数がそれぞれ18日以上労働者」。平成30（2018）年以降は、「期間を定めずに雇われている労働者」及び「1か月以上の期間を定めて雇われている労働者」。
 4. 令和2（2020）年から推計方法が変更されている。
 5. 「賃金構造基本統計調査」は、統計法に基づき総務大臣が承認した調査計画と異なる取り扱いをしていたところ、平成31（2019）年1月30日の総務省統計委員会において、「十分な情報提供があれば、結果数値はおおむねの妥当性を確認できる可能性は高い」との指摘がなされており、一定の留保がついていることに留意する必要がある。

1-18図 諸外国の就業者及び管理的職業従事者に占める女性の割合

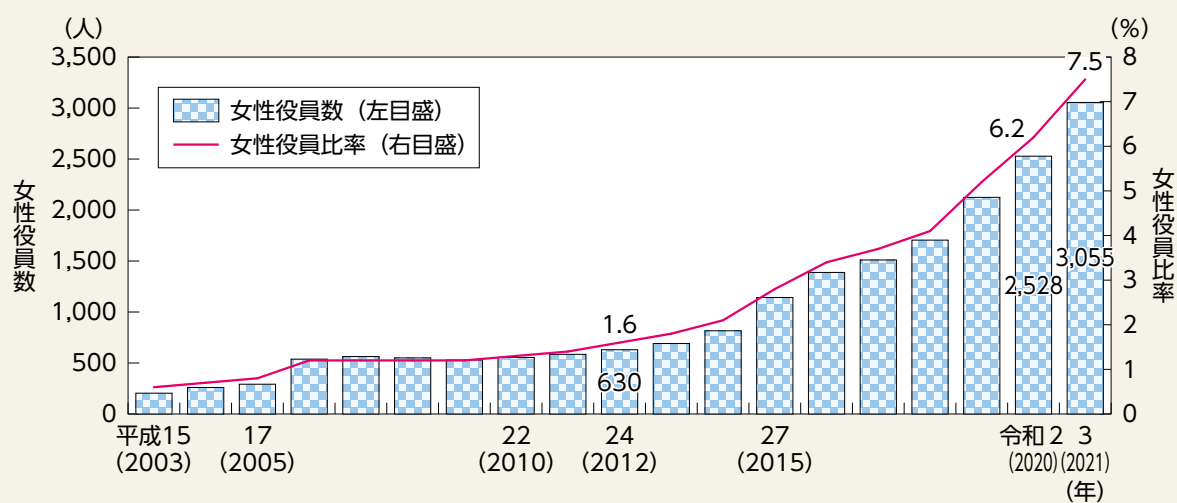
- 就業者に占める女性の割合は、日本は令和3（2021）年は44.7%であり、諸外国と比較して大きな差はない。
- 一方、管理的職業従事者に占める女性の割合は、諸外国ではおおむね30%以上となっているが、日本は令和3（2021）年は13.2%となっており、諸外国と比べて低い水準となっている。



- (備考) 1. 総務省「労働力調査（基本集計）」（令和3（2021）年）、その他の国はILO「ILOSTAT」より作成。
 2. 日本は令和3（2021）年、米国、韓国は令和2（2020）年、オーストラリアは平成30（2018）年、その他の国は令和元（2019）年の値。
 3. 総務省「労働力調査」では、「管理的職業従事者」とは、就業者のうち、会社役員、企業の課長相当職以上、管理的公務員等。また、「管理的職業従事者」の定義は国によって異なる。

1-19図 上場企業の役員に占める女性の人数及び割合の推移

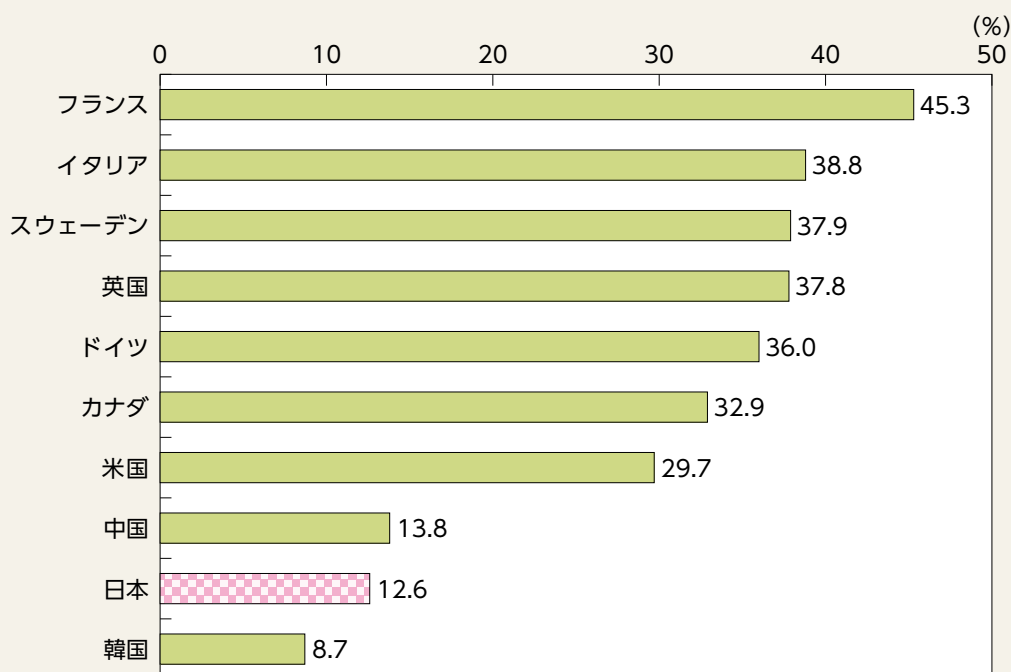
- 上場企業の役員に占める女性の人数は、平成24（2012）年以降の9年間で約4.8倍に増加。
- 令和3（2021）年7月現在で、上場企業の役員に占める女性の人数は3,055人（昨年比527人増）、割合は7.5%。



- (備考) 1. 東洋経済新報社「役員四季報」より作成。
 2. 調査時点は原則として各年7月31日現在。
 3. 調査対象は、全上場企業。ジャスダック上場会社を含む。
 4. 「役員」は、取締役、監査役、指名委員会等設置会社の代表執行役員及び執行役。
 ※ 第5次男女共同参画基本計画においては、東証一部上場企業の取締役、監査役、執行役、執行役員又はそれに準じる役職者に占める女性の割合を新たな成果目標として設定。

1-20図 諸外国の役員に占める女性の割合（令和3（2021）年）

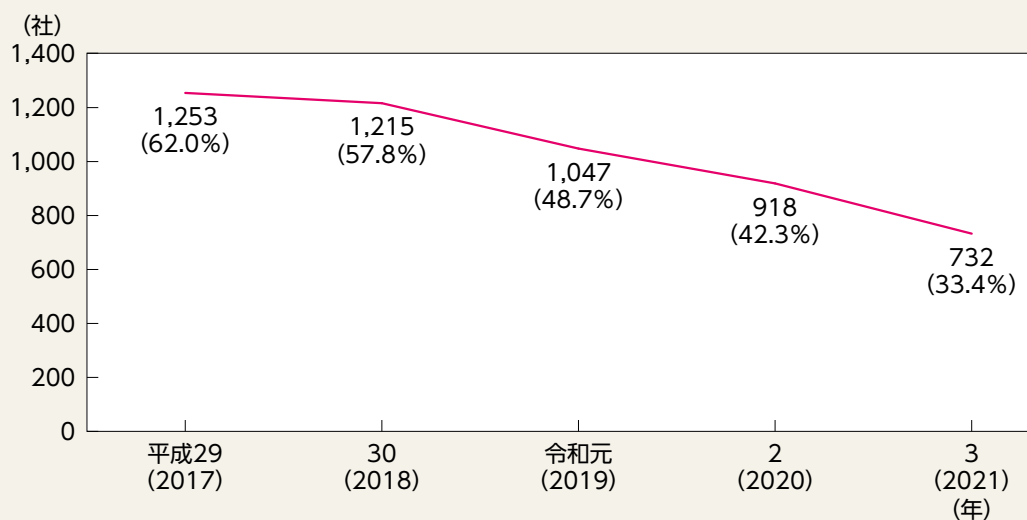
○諸外国の役員に占める女性の割合はおおむね30%以上となっているが、日本は諸外国と比べて低い水準となっている。



(備考) 1. OECD “Social and Welfare Statistics” 令和3（2021）年の値より作成。
2. EUは、各国の優良企業銘柄50社が対象。他の国はMSCI ACWI構成銘柄（2,900社程度、大型、中型銘柄）の企業が対象。

1-21図 女性役員がない東証一部上場企業の数及び割合の推移

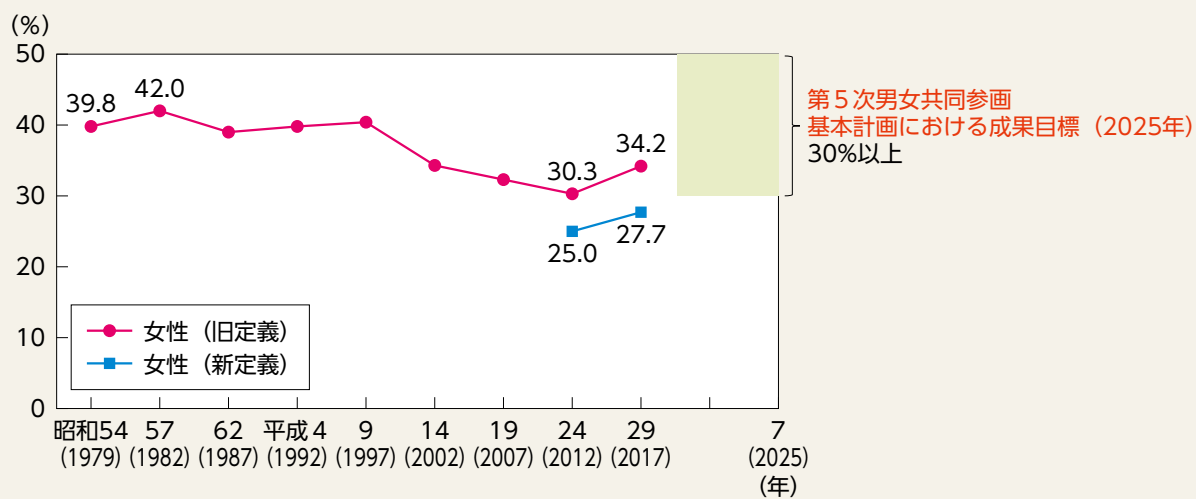
○東京証券取引所第一部市場上場企業において、女性役員がない企業数は減少しているものの、令和3（2021）年時点で、いまだ約3分の1の企業において女性役員がない。



(備考) 1. 東洋経済新報社「役員四季報」及び日本取引所グループホームページより作成。
2. カッコ内の数値は各年における東証一部上場企業全体に占める割合。
3. 調査時点は原則として各年7月31日現在。
4. 「役員」は、取締役、監査役及び執行役。

1-22図 起業家に占める女性の割合の推移

○起業家に占める女性の割合は、平成29（2017）年は27.7%。



(備考) 1. 総務省「就業構造基本調査」(中小企業庁特別集計結果)より作成。

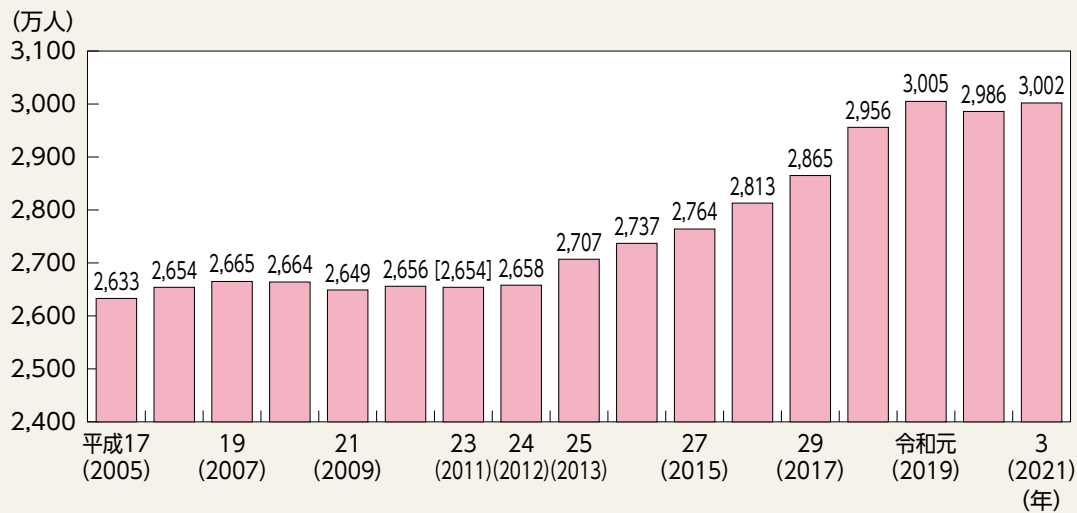
2. 旧定義に基づく起業家とは、過去1年間に職を変えた又は新たに職についた者のうち、現在は「自営業主(内職者を除く)」となっている者。新定義に基づく起業家とは、過去1年間に職を変えた又は新たに職についた者で、現在は会社等の役員又は自営業主となっている者のうち、自分で事業を起こした者。

※ 第5次男女共同参画基本計画においては、新定義に基づく起業者に占める女性の割合を成果目標として設定。

第1節 就業

2-1図 女性就業者数の推移

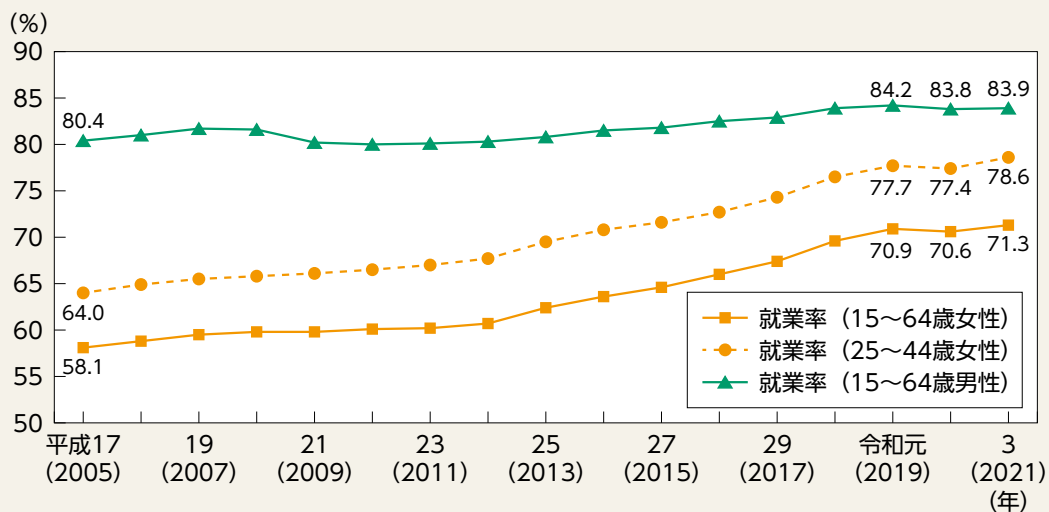
○我が国の就業者数は、令和3（2021）年は、女性3,002万人、男性3,711万人。
 ○女性の就業者数は、令和2（2020）年は新型コロナウイルス感染症の影響により、前年より減少したが、平成24（2012）年から令和3（2021）年までの9年間で約340万人増加。



(備考) 1. 総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。
 2. 平成23（2011）年の就業者数は、総務省が補完的に推計した値。

2-2図 女性就業率の推移

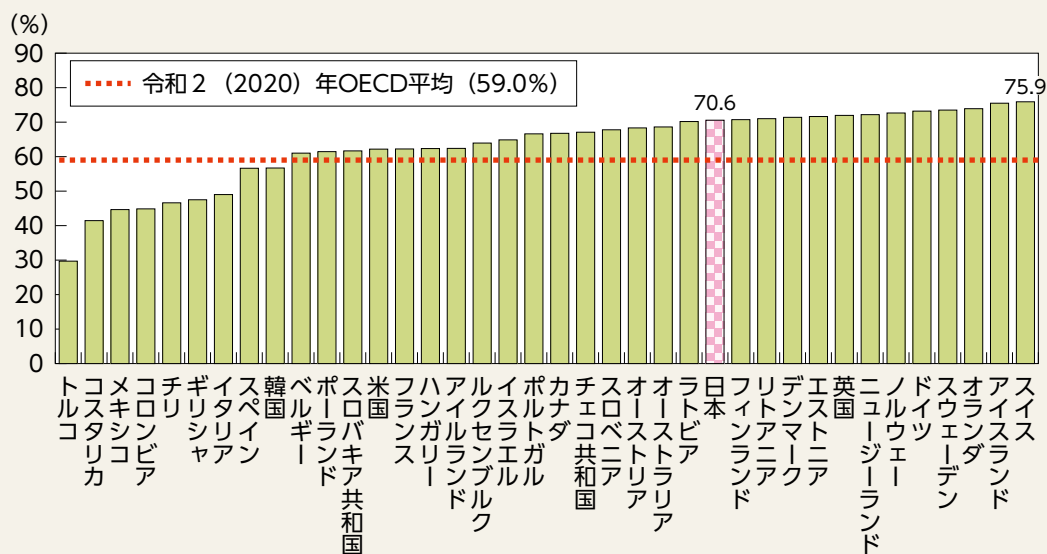
○就業率は、近年男女ともに上昇傾向。令和2（2020）年は前年より低下したが、令和3（2021）年は、15～64歳の女性は71.3%、25～44歳の女性は78.6%、15～64歳の男性は83.9%。



(備考) 1. 総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。
 2. 平成23（2011）年の就業率は、総務省が補完的に推計した値。

2-3図 OECD諸国の女性（15～64歳）の就業率（令和2（2020）年）

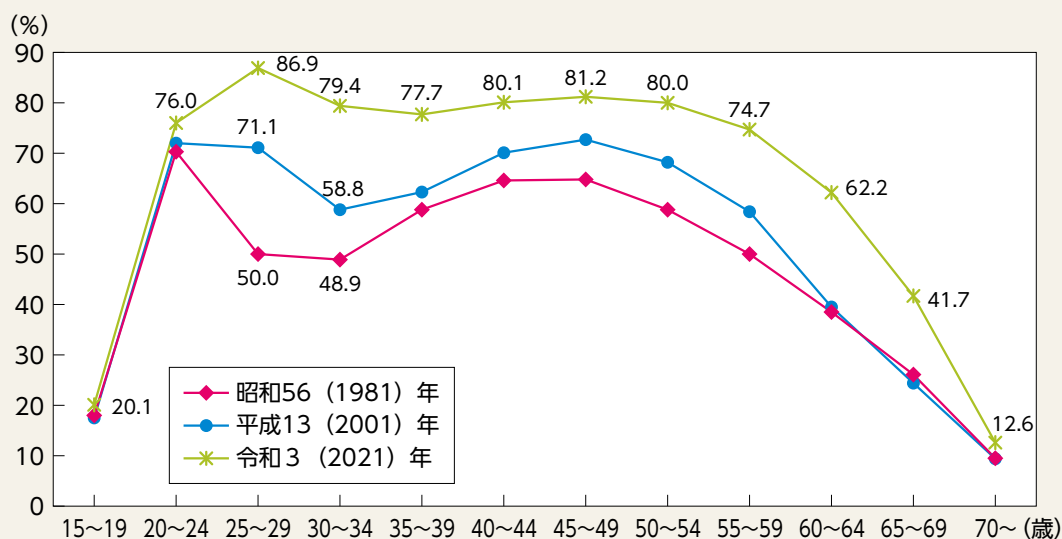
○我が国の女性の生産年齢人口の就業率を他のOECD諸国と比較すると、令和2（2020）年において38か国中13位。



(備考) 1. OECD “OECD Stat” より作成。
2. 就業率は、「15～64歳就業者数」 / 「15～64歳人口」 × 100。

2-4図 女性の年齢階級別労働力率（M字カーブ）の推移

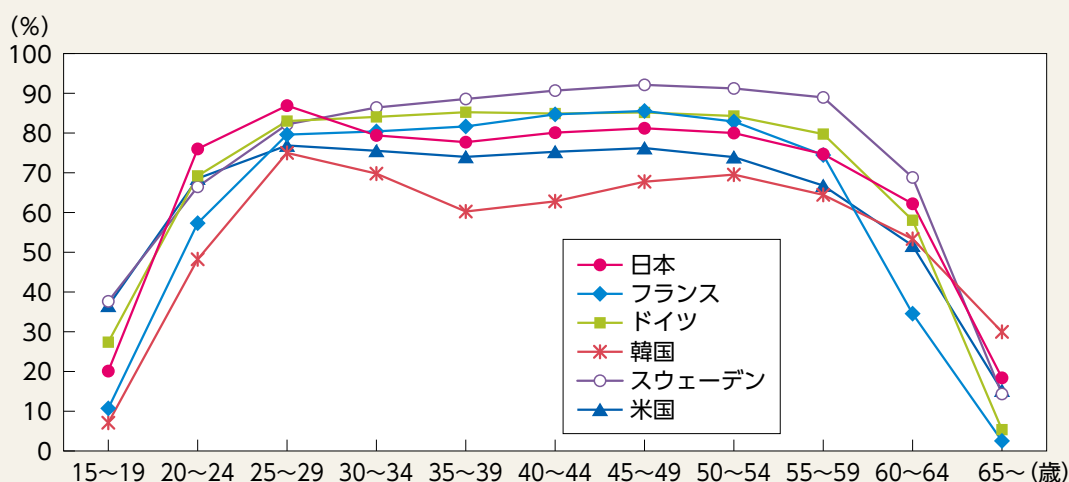
○女性の年齢階級別労働力率（M字カーブ）について昭和56（1981）年からの変化を見ると、昭和56（1981）年は25～29歳（50.0%）及び30～34歳（48.9%）を底とするM字カーブを描いていたが、令和3（2021）年では25～29歳が86.9%、30～34歳が79.4%と上昇しており、以前よりもカーブは浅くなり、M字の底となる年齢階級も上昇。



(備考) 1. 総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。
2. 労働力率は、「労働力人口（就業者+完全失業者）」 / 「15歳以上人口」 × 100。

2-5図 主要国における女性の年齢階級別労働力率

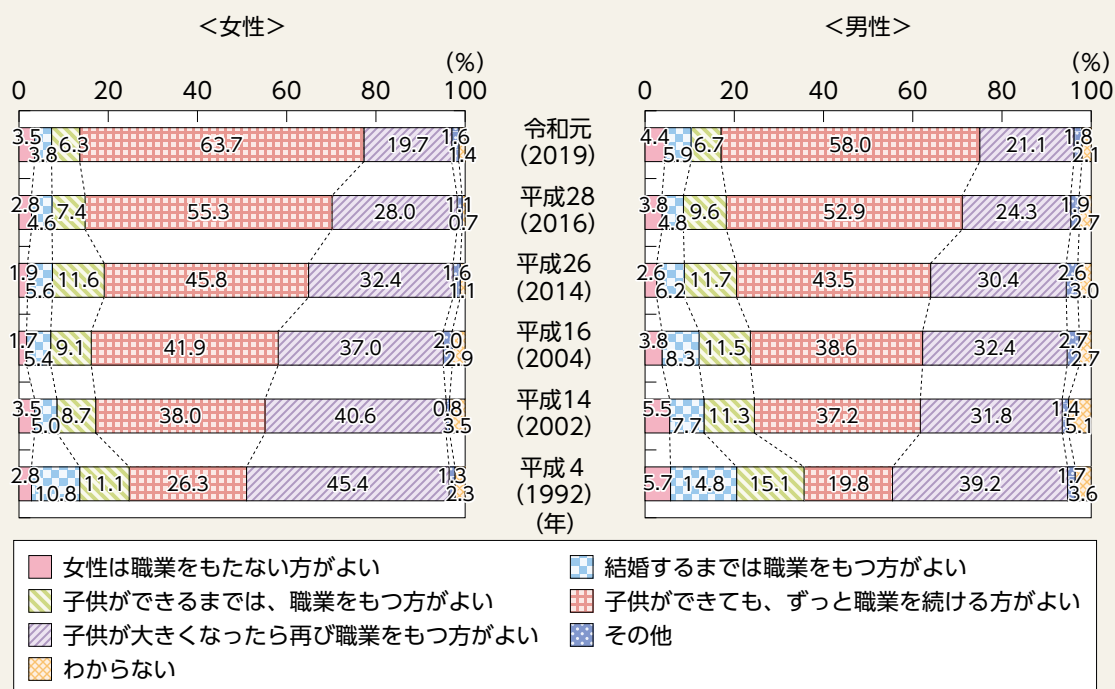
○我が国の女性の年齢階級別労働力率のグラフ全体の形は、M字型から先進諸国で見られる台形に近づきつつある。



(備考) 1. 日本は総務省「労働力調査(基本集計)」(令和3(2021)年)、その他の国はILO「ILOSTAT」より作成。韓国、米国は令和3(2021)年の値。フランス、ドイツ、スウェーデンは令和2(2020)年の値。
 2. 労働力率は、「労働力人口(就業者+完全失業者) / 「15歳以上人口」 × 100。
 3. 米国の15~19歳の値は、16~19歳の値。

2-6図 女性が職業を持つことに対する意識の変化

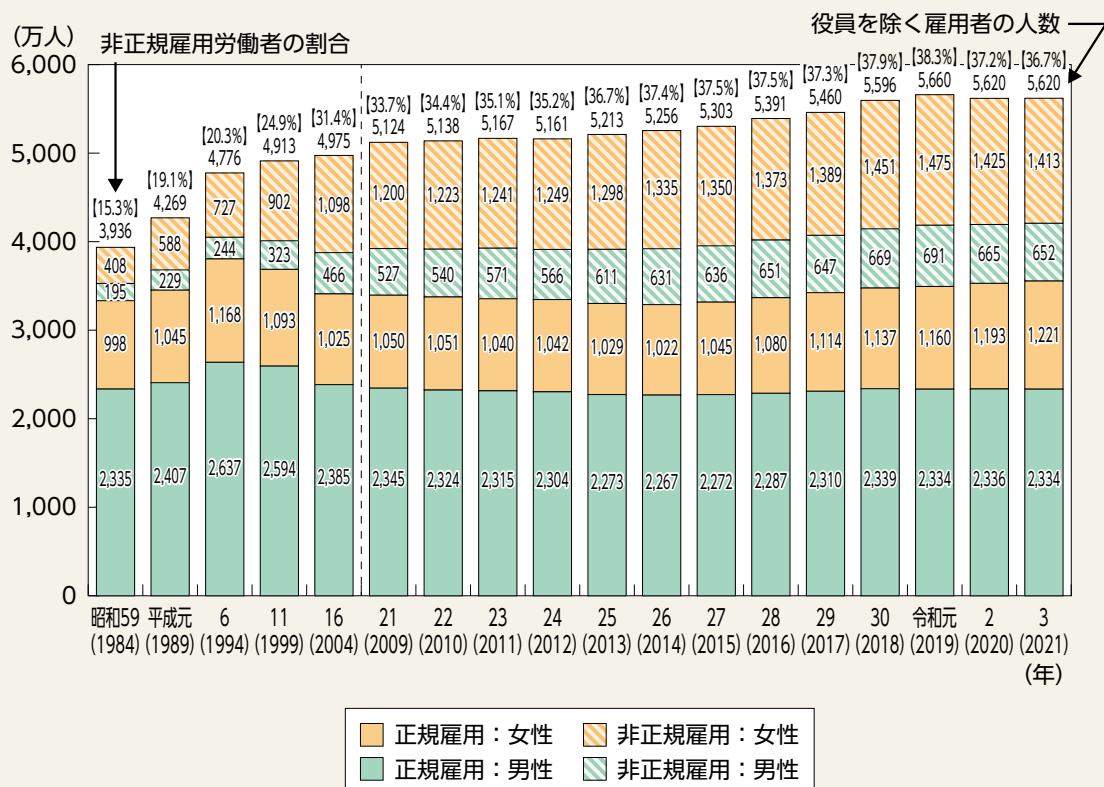
○「子供が大きくなったら再び職業をもつ方がよい」の割合は男女とも低下。
 ○「子供ができて、ずっと職業を続ける方がよい」の割合は男女とも上昇しており、令和元(2019)年調査では、男女ともに6割前後まで上昇。



(備考) 1. 総理府「男女平等に関する世論調査」(平成4(1992)年)、内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成14(2002)年、16(2004)年、28(2016)年、令和元(2019)年)及び「女性の活躍推進に関する世論調査」(平成26(2014)年)より作成。
 2. 平成26(2014)年以前の調査は20歳以上の者が対象。平成28(2016)年及び令和元(2019)年の調査は、18歳以上の者が対象。

2-7図 正規雇用労働者と非正規雇用労働者数の推移（男女別）

- 非正規雇用労働者は、男女とも平成6（1994）年から緩やかに増加傾向にあったが、令和2（2020）年及び令和3（2021）年は減少。令和3（2021）年の非正規雇用労働者は、男性652万人（21.8%）、女性1,413万人（53.6%）。
- 正規雇用労働者は、男女とも平成26（2014）年まで緩やかに減少していたが、平成27（2015）年に8年ぶりに増加に転じ、男性は4年連続で増加したあとわずかに減少しほぼ横ばい、女性は7年連続で増加。

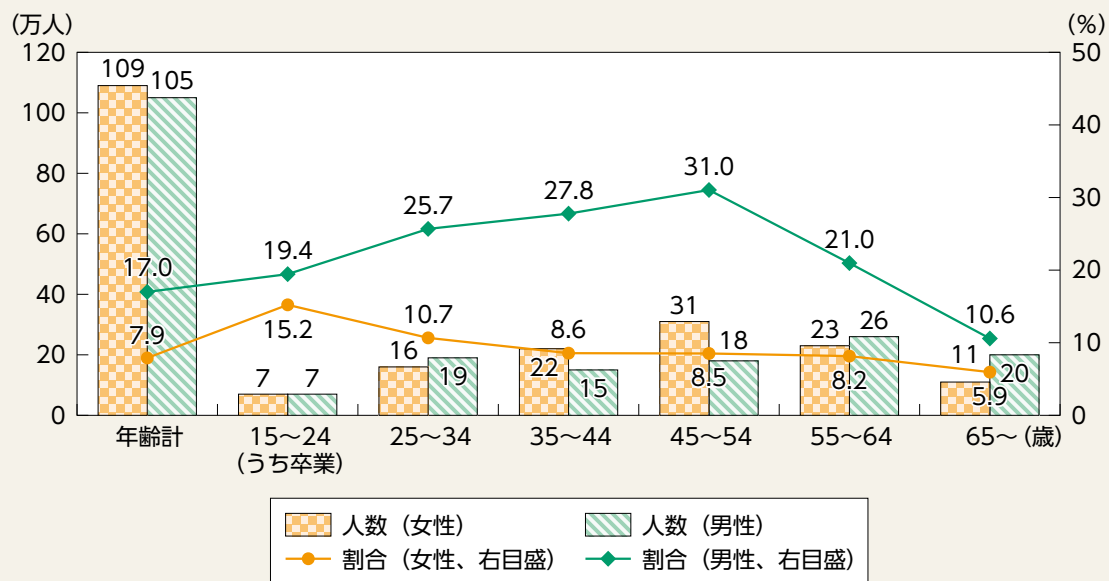


- (備考) 1. 平成11（1999）年までは総務省「労働力調査（特別調査）」（2月調査）長期時系列表9、平成16（2004）年以降は総務省「労働力調査（詳細集計）」（年平均）長期時系列表10より作成。
2. 平成21（2009）年の数値は、平成22（2010）年国勢調査の確定人口に基づく推計人口の切替による遡及集計した数値（割合は除く）。
3. 平成22（2010）年から平成28（2016）年までの数値は、平成27（2015）年国勢調査の確定人口に基づく推計人口（新基準）の切替による遡及又は補正した数値（割合は除く）。
4. 平成23（2011）年の数値、割合は、被災3県の補完推計値を用いて計算した値（平成27（2015）年国勢調査基準）。
5. 雇用形態の区分は、勤め先での「呼称」によるもの。
6. 正規雇用労働者：勤め先での呼称が「正規の職員・従業員」である者。
7. 非正規雇用労働者：勤め先での呼称が「パート」「アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員」「嘱託」「その他」である者。
8. 割合は、「正規雇用労働者」「非正規雇用労働者」、それぞれの男女計に占める割合。

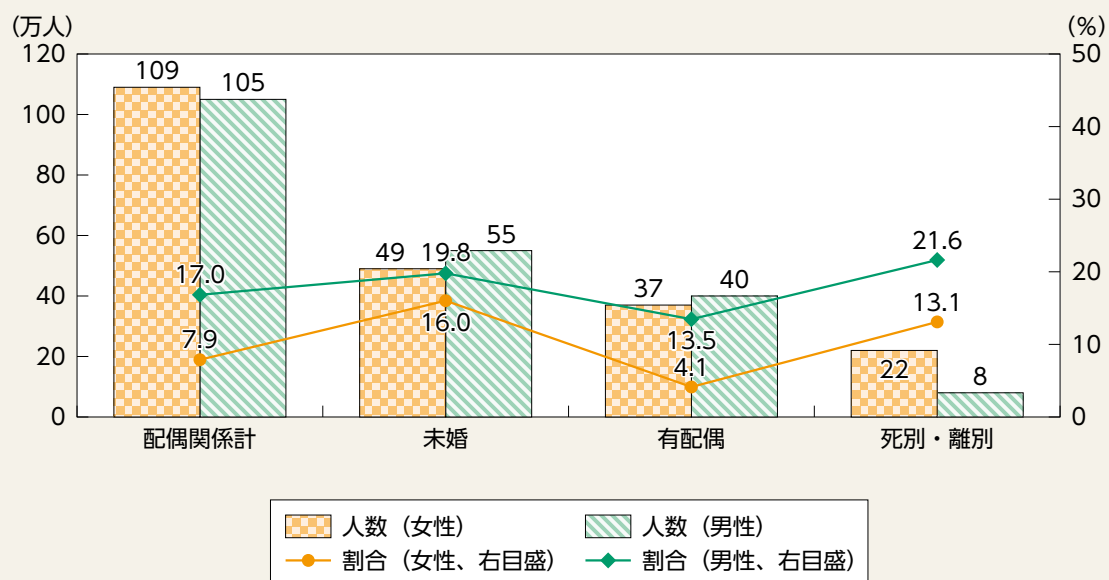
2-8図 不本意非正規雇用労働者の状況（令和3（2021）年）

- 不本意非正規雇用労働者の人数は、女性109万人、男性105万人となっており、男女ともに前年（女性118万人、男性112万人）より減少。
- 不本意非正規雇用労働者の割合は、女性は15～24歳（うち卒業）で最も高くなっており、男性は45～54歳で最も高くなっている。
- 不本意非正規雇用労働者の割合を配偶関係別に見ると、男性は「死別・離別」が最も高く、次いで「未婚」が高くなっている。女性は「未婚」が最も高く、次いで「死別・離別」が高くなっている。

<不本意非正規雇用労働者の人数及び割合（男女、年齢階級別）（令和3（2021）年）>



<不本意非正規雇用労働者の人数及び割合（男女、配偶関係別）（令和3（2021）年）>



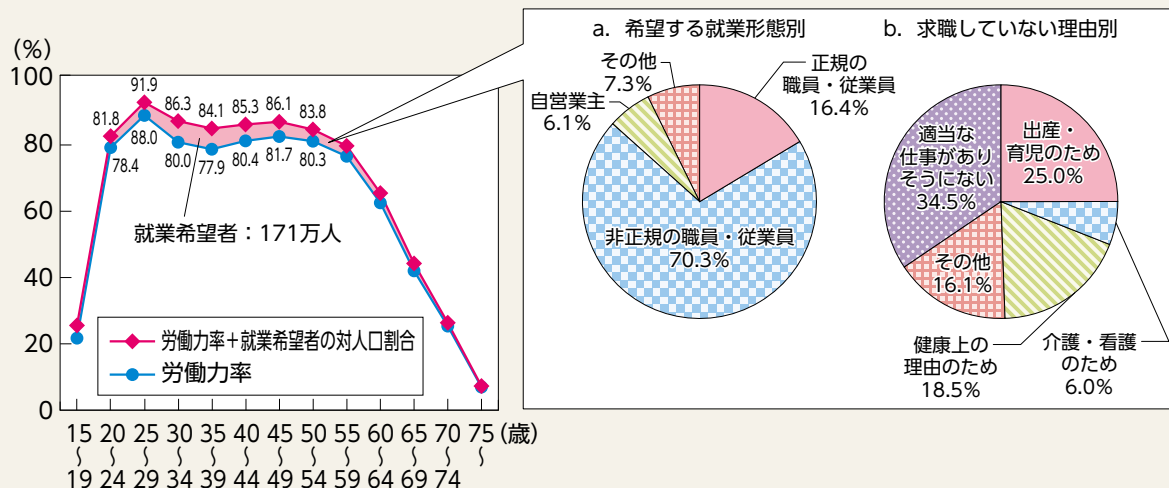
(備考) 1. 総務省「労働力調査(詳細集計)」より作成。

2. 「不本意非正規雇用労働者」とは、非正規雇用労働者のうち、現職の雇用形態に就いている主な理由が「正規の職員・従業員の仕事がないから」として、不本意に非正規の雇用形態に就いている者をいう。

3. 非正規の職員・従業員（現職の雇用形態に就いている理由が不明である者を除く。）のうち、現職の雇用形態に就いている主な理由が「正規の職員・従業員の仕事がないから」とする者の人数及び割合。

2-9図 女性の就業希望者の内訳（令和3（2021）年）

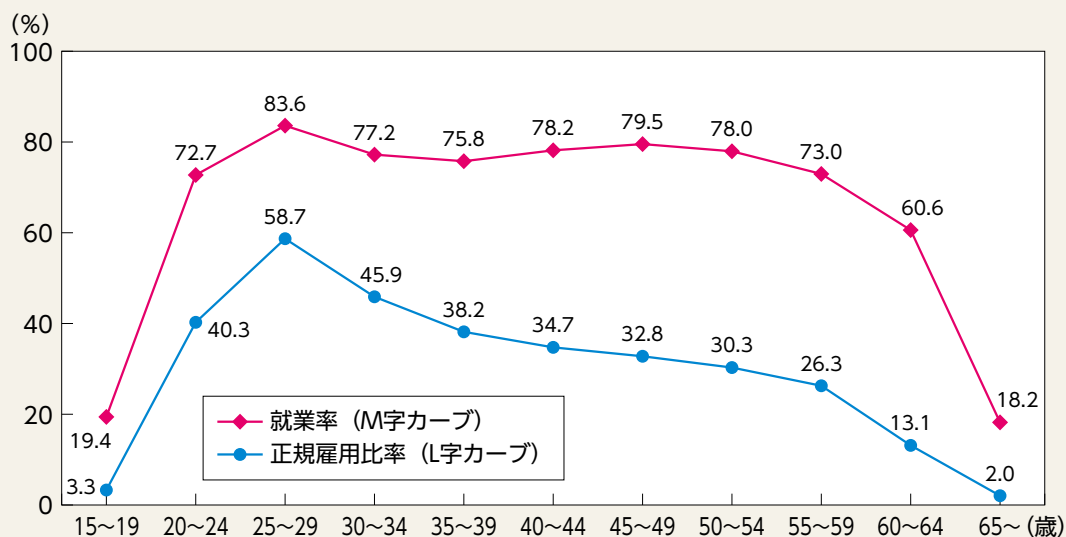
- 令和3（2021）年における女性の非労働力人口2,636万人のうち、就業を希望しながら求職していない女性は171万人。
- 就業を希望しているにもかかわらず、現在求職していない理由としては、「適当な仕事がない」が最も多く、34.5%となっている。



- (備考) 1. 総務省「労働力調査（詳細集計）」（令和3（2021）年）より作成。
 2. 労働力率+就業希望者の対人口割合は、「労働力人口」+「就業希望者」/「15歳以上人口」×100。
 3. 「自営業主」には、「内職者」を含む。
 4. 割合は、希望する就業形態別内訳及び求職していない理由別内訳の合計に占める割合を示す。

2-10図 女性の年齢階級別正規雇用比率（L字カーブ）（令和3（2021）年）

- 女性の年齢階級別正規雇用比率（L字カーブ）は25～29歳の58.7%をピークに低下。

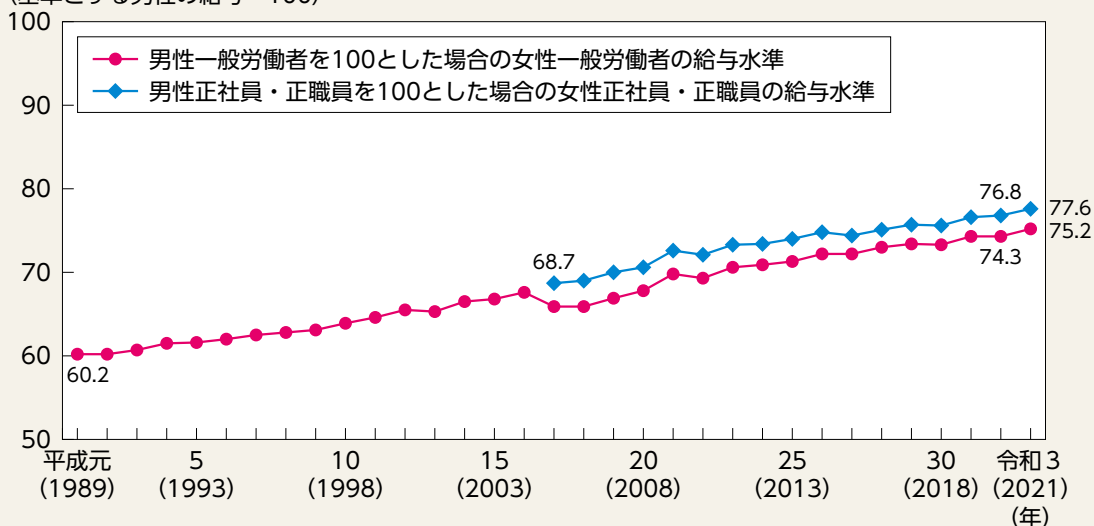


- (備考) 1. 総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。
 2. 就業率は、「就業者」/「15歳以上人口」×100。
 3. 正規雇用比率は、「正規の職員・従業員」/「15歳以上人口」×100。

2-11図 男女間所定内給与格差の推移

- 一般労働者における男女の所定内給与の格差は、長期的に見ると縮小傾向にあるが、依然として大きい。
- 令和3（2021）年の男性一般労働者の給与水準を100としたときの女性一般労働者の給与水準は75.2で、前年に比べ0.9ポイント増加。
- また、一般労働者のうち、正社員・正職員の男女の所定内給与額を見ると、男性の給与水準を100としたときの女性の給与水準は77.6となり、前年に比べ0.8ポイント増加。

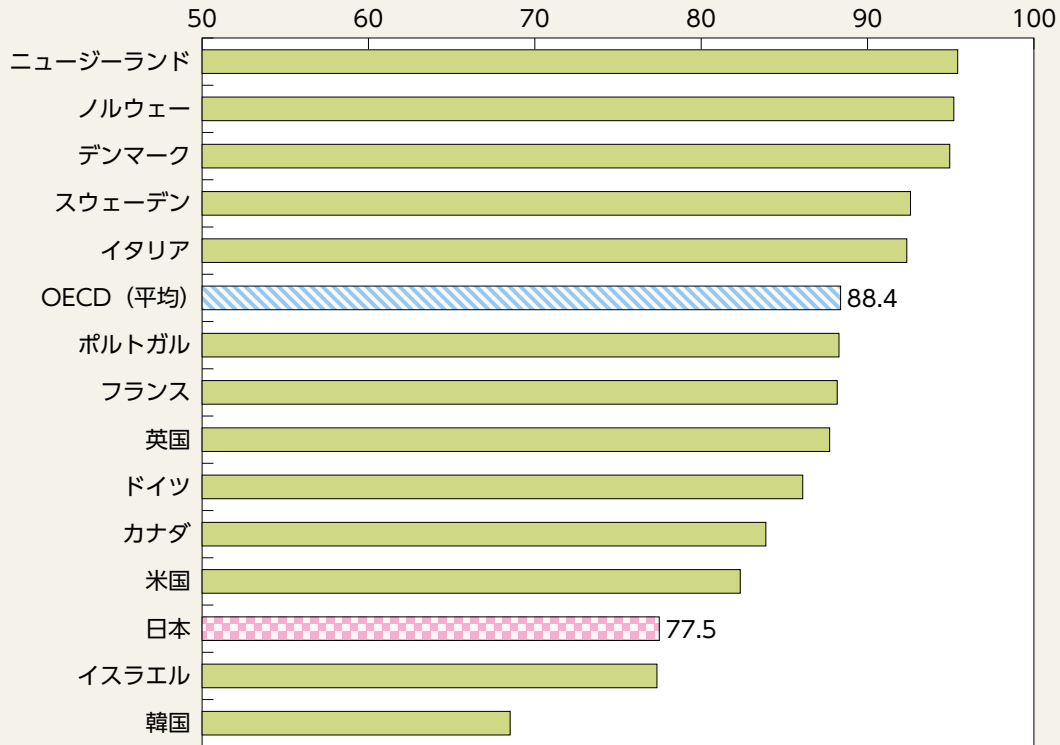
(基準とする男性の給与=100)



- (備考)
1. 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。
 2. 10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所における値。
 3. 給与水準は各年6月分の所定内給与額から算出。
 4. 一般労働者とは、常用労働者のうち短時間労働者以外の者。
 5. 正社員・正職員とは、一般労働者のうち、事業所で正社員・正職員とする者。
 6. 雇用形態（正社員・正職員、正社員・正職員以外）別の調査は平成17（2005）年以降行っている。
 7. 常用労働者の定義は、平成29（2017）年以前は、「期間を定めずに雇われている労働者」、「1か月を超える期間を定めて雇われている労働者」及び「日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている者のうち4月及び5月に雇われた日数がそれぞれ18日以上労働者」。平成30（2018）年以降は、「期間を定めずに雇われている労働者」及び「1か月以上の期間を定めて雇われている労働者」。
 8. 令和2（2020）年から推計方法が変更されている。
 9. 「賃金構造基本統計調査」は、統計法に基づき総務大臣が承認した調査計画と異なる取り扱いをしていたところ、平成31（2019）年1月30日の総務省統計委員会において、「十分な情報提供があれば、結果数値はおおむねの妥当性を確認できる可能性は高い」との指摘がなされており、一定の留保がついていることに留意する必要がある。

2-12図 男女間賃金格差の国際比較

○男女間賃金格差を国際比較すると、男性のフルタイム労働者の賃金の中央値を100とした場合の女性のフルタイム労働者の賃金の中央値は、OECD諸国の平均値が88.4であるが、我が国は77.5であり、我が国の男女間賃金格差は国際的に見て大きい状況にあることが分かる。

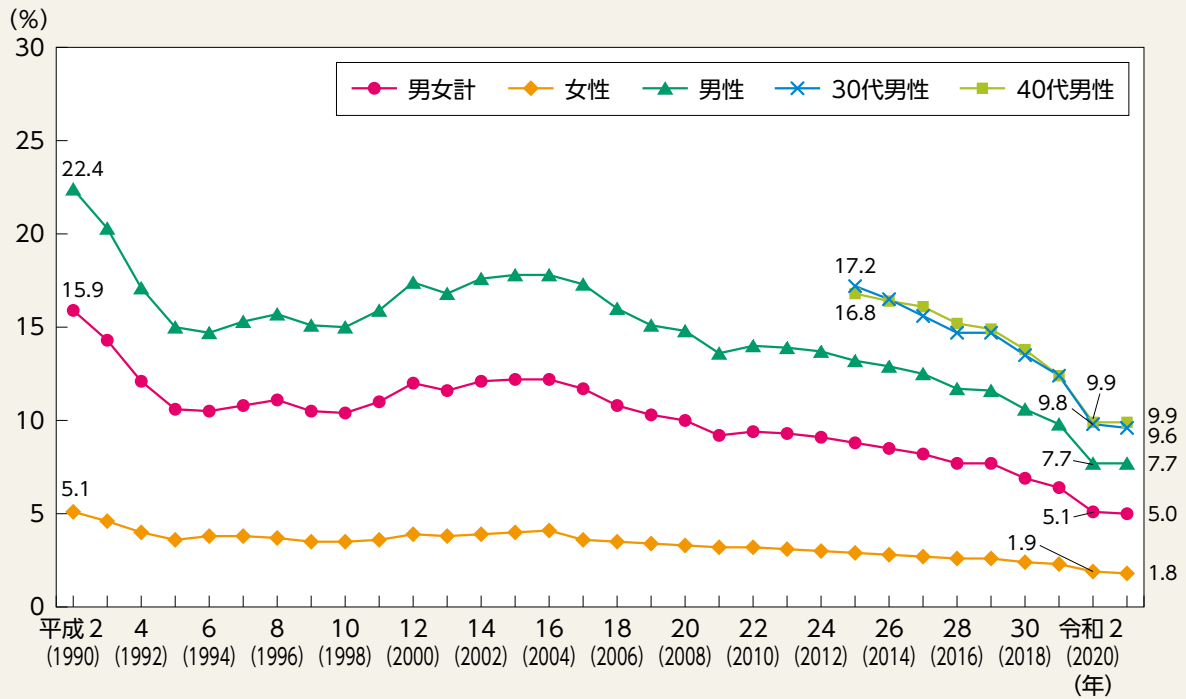


- (備考) 1. OECD “OECD. Stat” より作成。
 2. ここでの男女間賃金格差とは、フルタイム労働者について男性賃金の中央値を100とした場合の女性賃金の中央値の水準を割合表示した数値。
 3. イスラエル、フランスは平成30 (2018) 年、イタリア、デンマーク、ドイツは令和元 (2019) 年、それ以外の国は令和2 (2020) 年の数字。

第2節 仕事と生活の調和

2-13図 週間就業時間60時間以上の雇用者の割合の推移

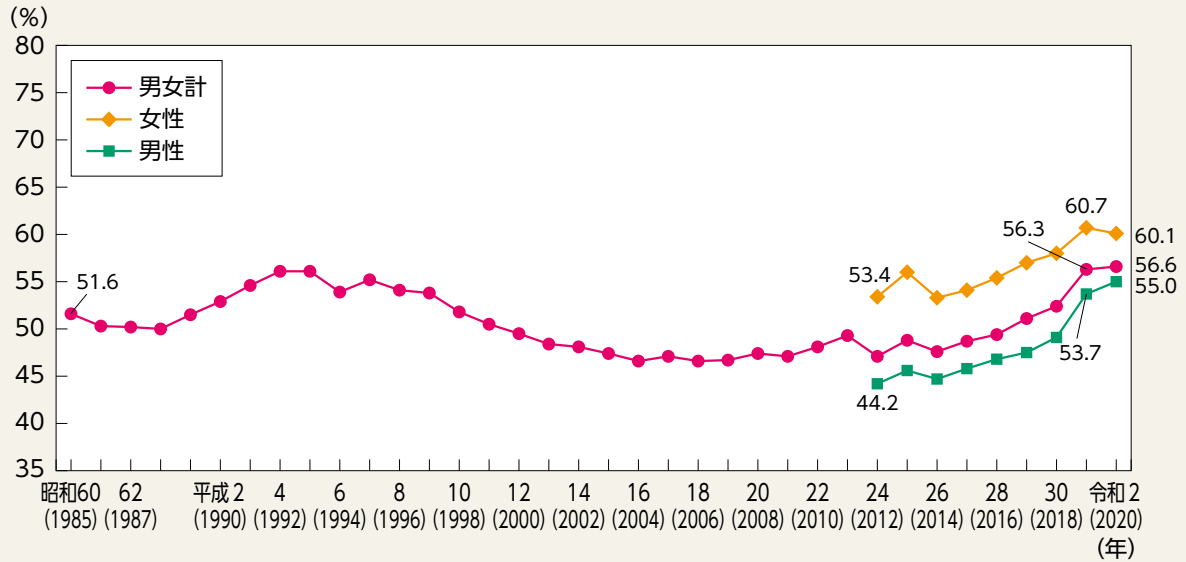
- 週間就業時間60時間以上の雇用者の割合は年々減少。
- 男女別に見ると、子育て期にある30代から40代の男性において、女性や他の年代の男性と比べて高くなっている。



- (備考) 1. 総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。
 2. 非農林業雇用者数（休業者を除く）に占める割合。
 3. 平成23（2011）年値は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

2-14図 年次有給休暇取得率の推移

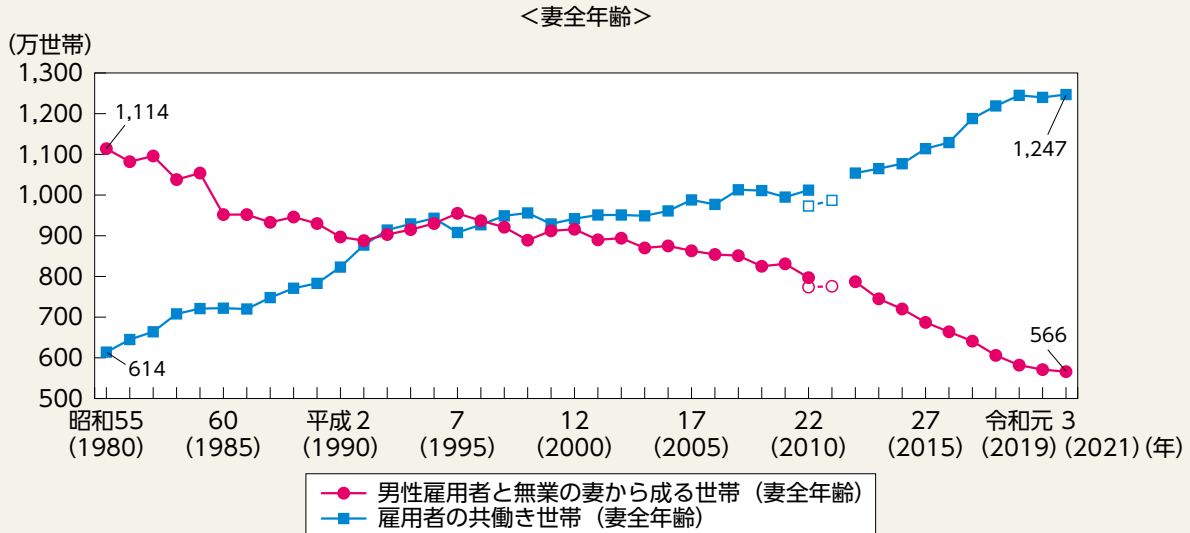
- パートタイム労働者を除く常用労働者の年次有給休暇の取得率は近年上昇傾向にあり、令和2（2020）年は56.6%。
- 男女別に見ると、男性は女性より低く、令和2（2020）年の取得率は、女性60.1%、男性55.0%。



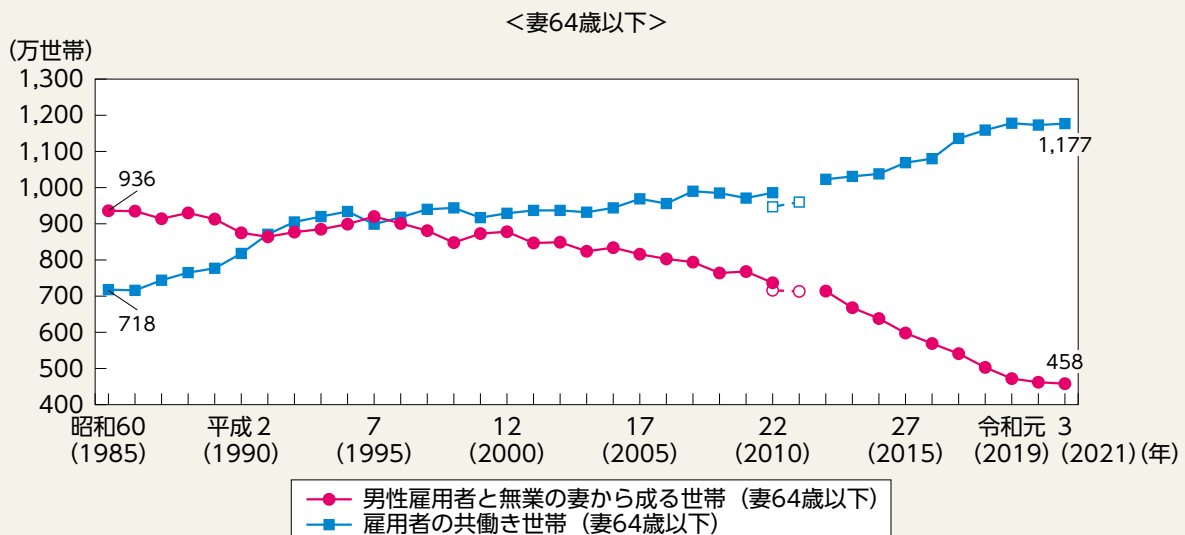
- (備考) 1. 平成11（1999）年までは労働省「賃金労働時間制度等総合調査」、平成12（2000）年以降は厚生労働省「就労条件総合調査」より作成。
2. 取得率は、「取得日数計」／「付与日数計」×100。
3. 平成19（2007）年及び26（2014）年で、調査対象が変更になっているため、時系列比較には注意を要する。
 平成18（2006）年まで：本社の常用労働者が30人以上の会社組織の民間企業
 平成19（2007）年から25（2013）年まで：常用労働者が30人以上の会社組織の民間企業
 平成26（2014）年以降：常用労働者が30人以上の民間企業（複合サービス事業、会社組織以外の法人（医療法人、社会福祉法人、各種の協同組合等）を含む。）
4. 平成23（2011）年から25（2013）年は、東日本大震災による企業活動への影響等を考慮し、被災地域から抽出された企業を調査対象から除外し、被災地域以外の地域に所在する同一の産業・規模に属する企業を再抽出し代替。
5. 平成26（2014）年は26（2014）年4月、平成27（2015）年は27（2015）年9月、平成28（2016）年は28（2016）年7月にそれぞれ設定されている避難指示区域（帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域）を含む市町村に所在する企業を調査対象から除外。

2-15図 共働き世帯数と専業主婦世帯数の推移

- 雇用者の共働き世帯は増加傾向。
- 男性雇用者と無業の妻から成る世帯（いわゆるサラリーマンの夫と専業主婦の世帯）は減少傾向。妻が64歳以下の世帯について見ると、令和3（2021）年では、専業主婦世帯は夫婦のいる世帯全体の23.1%。



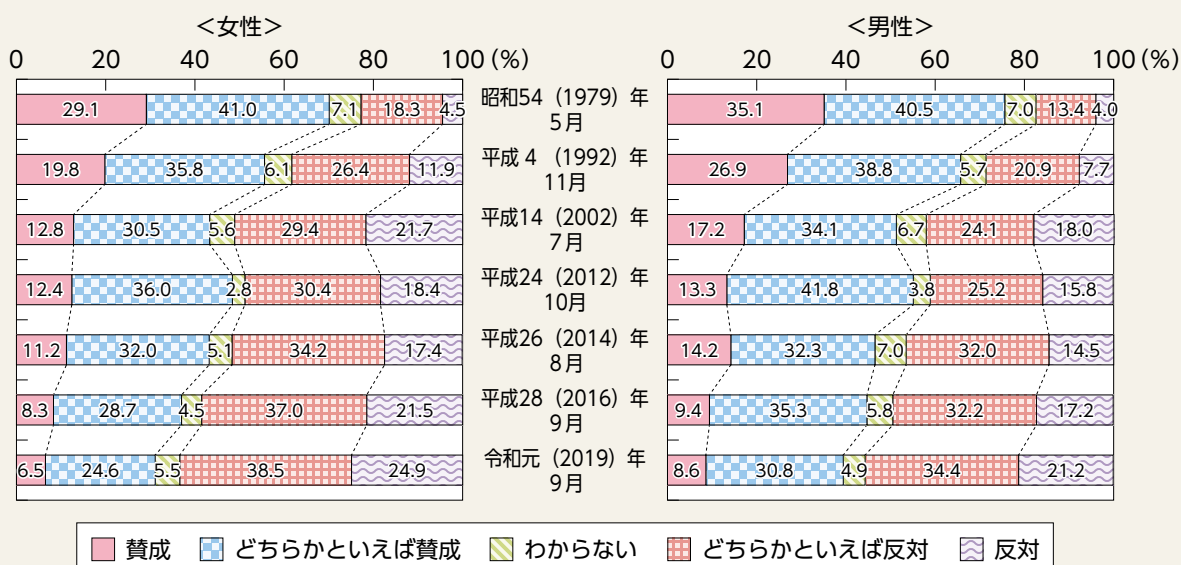
- (備考) 1. 昭和55 (1980) 年から平成13 (2001) 年までは総務庁「労働力調査特別調査」(各年2月。ただし、昭和55 (1980) 年から57 (1982) 年は各年3月。)、平成14 (2002) 年以降は総務省「労働力調査 (詳細集計)」より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査 (詳細集計)」とは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
2. 「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、平成29 (2017) 年までは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者 (非労働力人口及び完全失業者) の世帯。平成30 (2018) 年以降は、就業状態の分類区分の変更に伴い、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者 (非労働力人口及び失業者) の世帯。
3. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者 (非正規の職員・従業員を含む) の世帯。
4. 平成22 (2010) 年及び23 (2011) 年の値 (白抜き表示) は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。



- (備考) 1. 昭和60 (1985) 年から平成13 (2001) 年までは総務庁「労働力調査特別調査」(各年2月)、平成14 (2002) 年以降は総務省「労働力調査 (詳細集計)」より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査 (詳細集計)」とは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
2. 「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、平成29 (2017) 年までは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者 (非労働力人口及び完全失業者) かつ妻が64歳以下世帯。平成30 (2018) 年以降は、就業状態の分類区分の変更に伴い、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者 (非労働力人口及び失業者) かつ妻が64歳以下の世帯。
3. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者 (非正規の職員・従業員を含む) かつ妻が64歳以下の世帯。
4. 平成22 (2010) 年及び23 (2011) 年の値 (白抜き表示) は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

2-16図 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に関する意識の変化

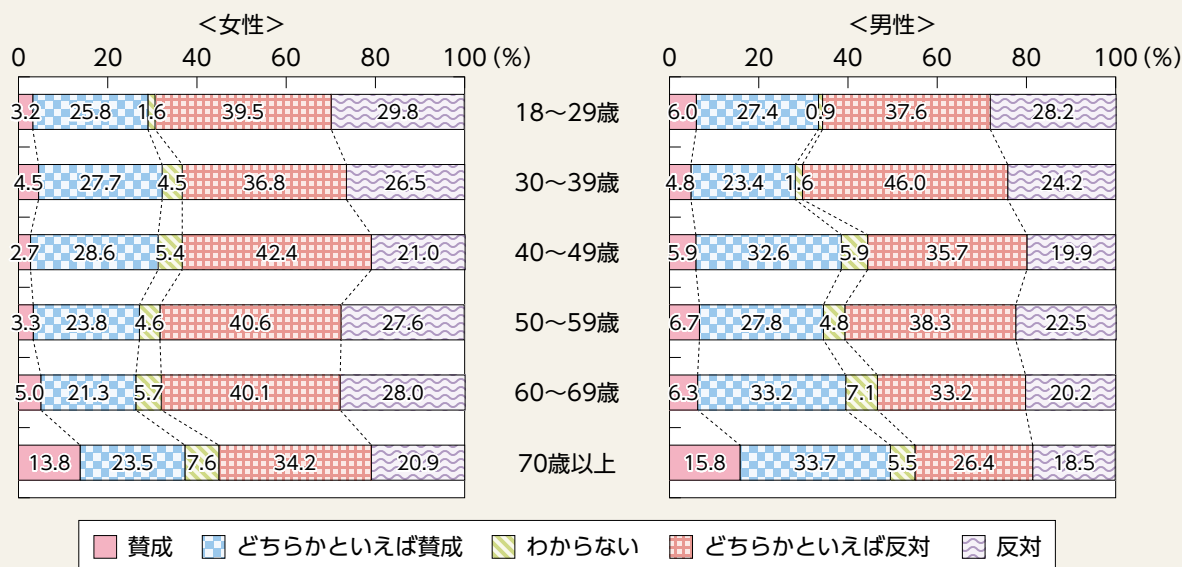
- 性別役割分担意識に反対する者の割合は、男女ともに上昇傾向にある。
- 平成28（2016）年の調査から、反対する者の割合が賛成する者の割合を上回っている。



- (備考) 1. 総理府「婦人に関する世論調査」(昭和54(1979)年)及び「男女平等に関する世論調査」(平成4(1992)年)、内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成14(2002)年、24(2012)年、28(2016)年、令和元(2019)年)及び「女性の活躍推進に関する世論調査」(平成26(2014)年)より作成。
2. 平成26(2014)年以前の調査は20歳以上の者が対象。平成28(2016)年及び令和元(2019)年の調査は、18歳以上の者が対象。

2-17図 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に関する意識の現状(令和元(2019)年)

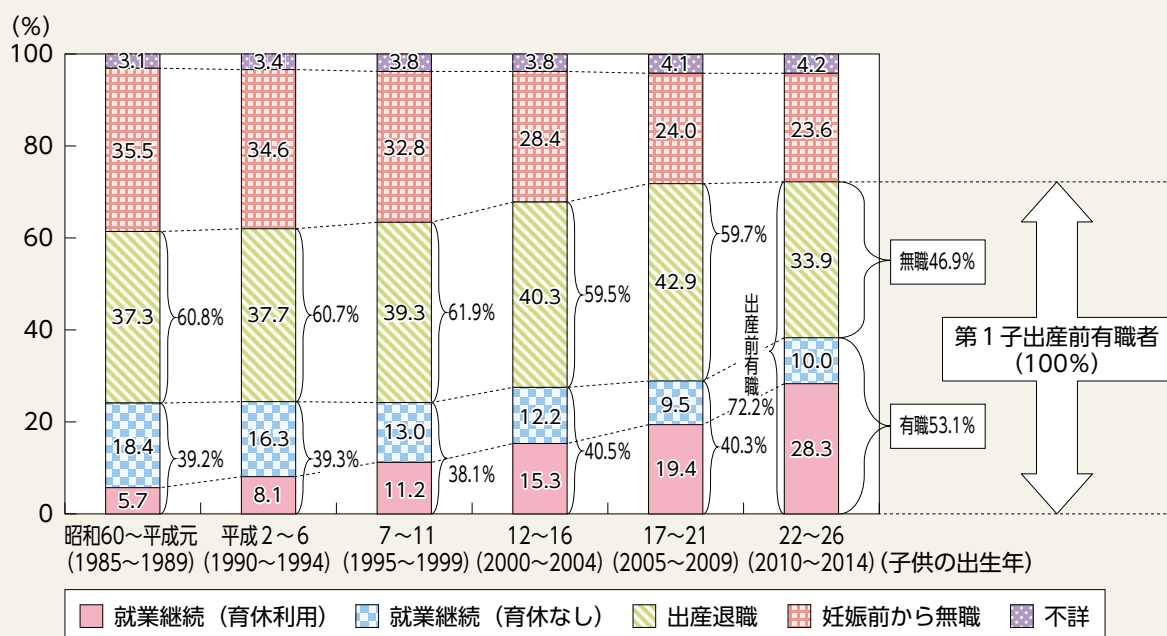
- 令和元（2019）年の結果を、男女年齢別に見ると、性別役割分担意識に反対する者の割合は、女性では70歳以上では55.1%であるものの、その他の年齢では60%を超えている。
- 男性でも性別役割分担意識に反対する者の割合が、現役世代で高くなっている。



- (備考) 内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(令和元(2019)年)より作成。

2-18図 子供の出生年別第1子出産前後の妻の就業経歴

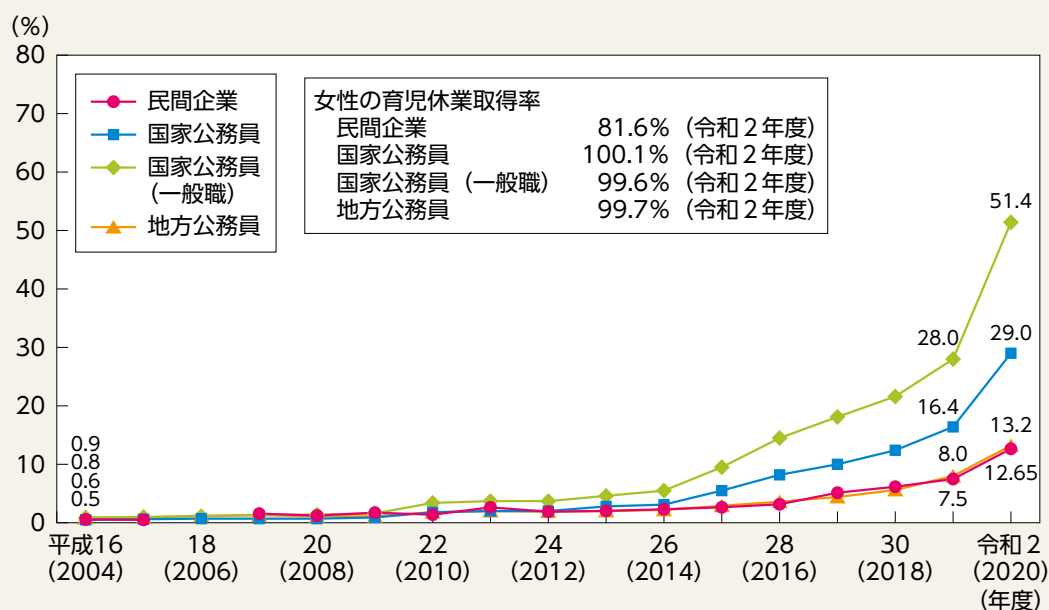
○第1子出産前に就業していた女性の就業継続率（第1子出産後）は上昇傾向にあり、平成22（2010）～26（2014）年に第1子を出産した女性では53.1%。



- (備考) 1. 国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査（夫婦調査）」より作成。
 2. 第1子が1歳以上15歳未満の初婚どうしの夫婦について集計。
 3. 出産前後の就業経歴
 就業継続（育休利用）－妊娠判明時就業～育児休業取得～子供1歳時就業
 就業継続（育休なし）－妊娠判明時就業～育児休業取得なし～子供1歳時就業
 出産退職－妊娠判明時就業～子供1歳時無職
 妊娠前から無職－妊娠判明時無職

2-19図 男性の育児休業取得率の推移

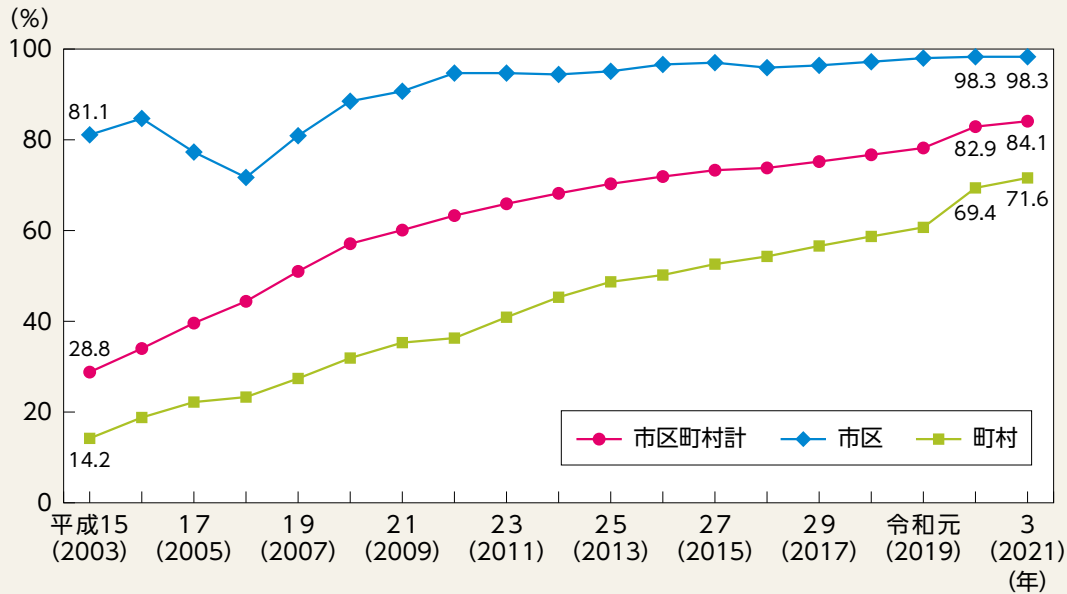
○近年、男性の育児休業取得率は上昇しており、令和2（2020）年度では、民間企業が12.65%、国家公務員が29.0%（一般職51.4%）、地方公務員が13.2%。



- (備考) 1. 国家公務員は、平成21（2009）年度までは総務省・人事院「女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップの実施結果」、平成22（2010）年度から24（2012）年度は「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業の取得状況のフォローアップ」、平成25（2013）年度は内閣官房内閣人事局・人事院「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」、平成26（2014）年度以降は内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」より作成。
2. 国家公務員（一般職）は、人事院「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査」及び人事院「年次報告書」より作成。なお、調査対象は「国家公務員の育児休業等に関する法律」が適用される一般職の国家公務員で行政執行法人職員を含み、自衛官など防衛省の特別職国家公務員は含まない。
3. 地方公務員は、総務省「地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果」より作成。
4. 民間企業は厚生労働省「雇用均等基本調査（女性雇用管理基本調査）」より作成。
5. 国家公務員及び地方公務員の育児休業取得率の算出方法は、当該年度中に新たに育児休業が可能となった職員数に対する当該年度中に新たに育児休業をした職員数の割合。
- ※ 第5次男女共同参画基本計画において、民間企業、国家公務員及び地方公務員の男性の育児休業取得率を2025年までに30%とすることを、成果目標として設定。

3-1図 市区町村における男女共同参画計画策定の割合の推移

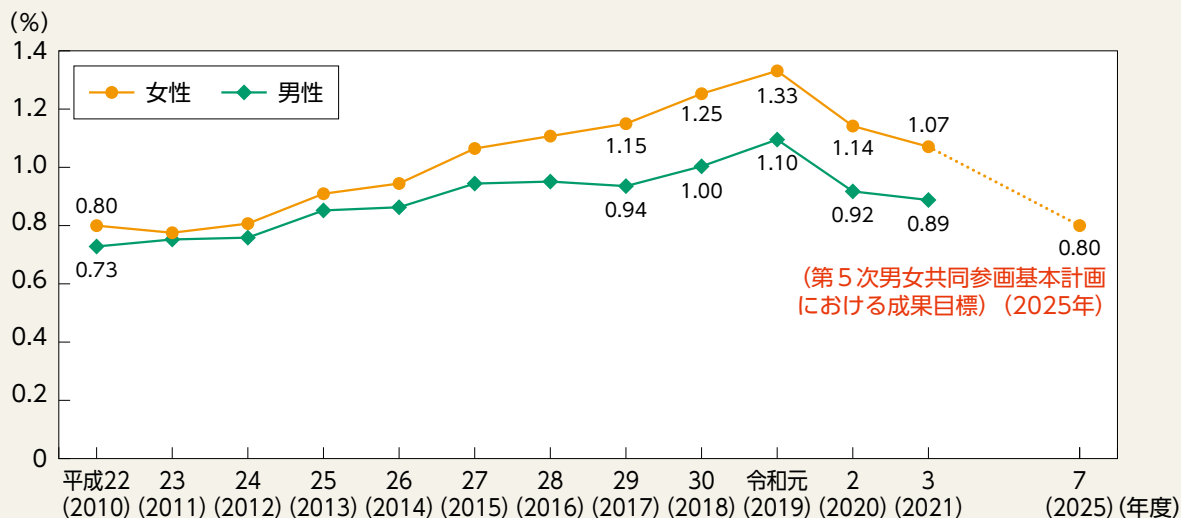
- 男女共同参画基本法（平成11年法律第78号）第14条では、地方公共団体に対し、男女共同参画計画を策定することを求めている（都道府県は義務、市区町村は努力義務）。
- 男女共同参画計画の令和3（2021）年の策定率は、市区町村全体では84.1%となっている。ほぼ全ての市区で策定済みであり、町村も約7割が策定済み。



- (備考) 1. 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成。原則として各年4月1日現在。
2. 東日本大震災の影響により、平成23（2011）年値には、岩手県の一部（花巻市、陸前高田市、釜石市、大槌町）、宮城県の一部（女川町、南三陸町）、福島県の一部（南相馬市、下郷町、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、飯館村）が、平成24（2012）年値には、福島県の一部（川内村、葛尾村）がそれぞれ含まれていない。また、北海道胆振東部地震の影響により、平成30（2018）年値には北海道厚真町が含まれていない。
3. 市区には、政令指定都市を含む。

3-2図 地域における10~20代の人口に対する転出超過数の割合

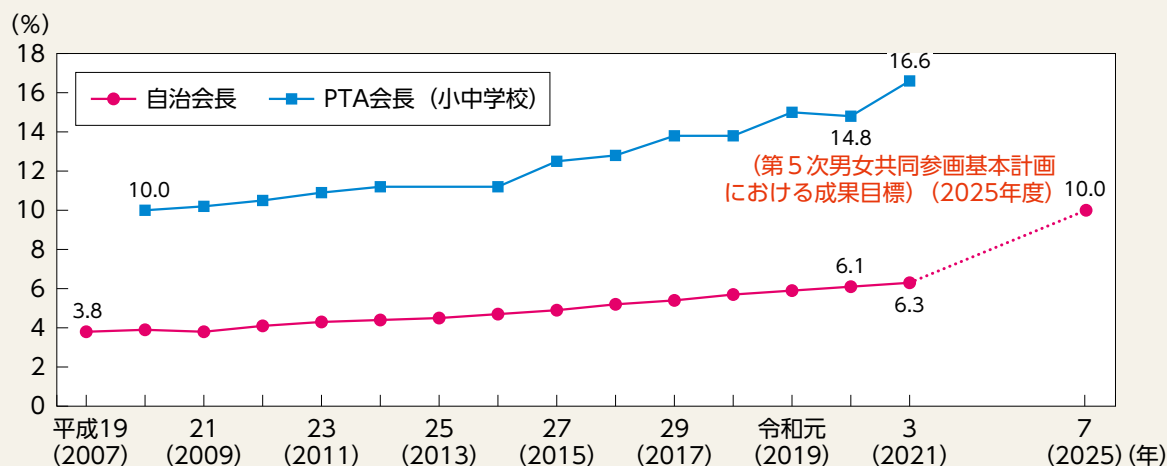
- 令和3（2021）年度の10~20代女性の転出超過数の割合は1.07%（前年比0.07%ポイント減）、同年代男性の転出超過数の割合は0.89%（同0.03%ポイント減）。
- 10~20代女性の転出超過数の割合は令和2（2020）年度から減少しているが、同年代男性の転出超過数の割合より高い状態が続いている。



- (備考) 1. 総務省「住民基本台帳人口移動報告」及び「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」により内閣府で算出。
 2. 三大都市圏（東京圏、名古屋圏及び関西圏）を除く道県の対前年転出増加数を算出。
 3. 東京圏は埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県、名古屋圏は岐阜県、愛知県及び三重県、関西圏は京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県。

3-3図 自治会長及びPTA会長に占める女性の割合の推移

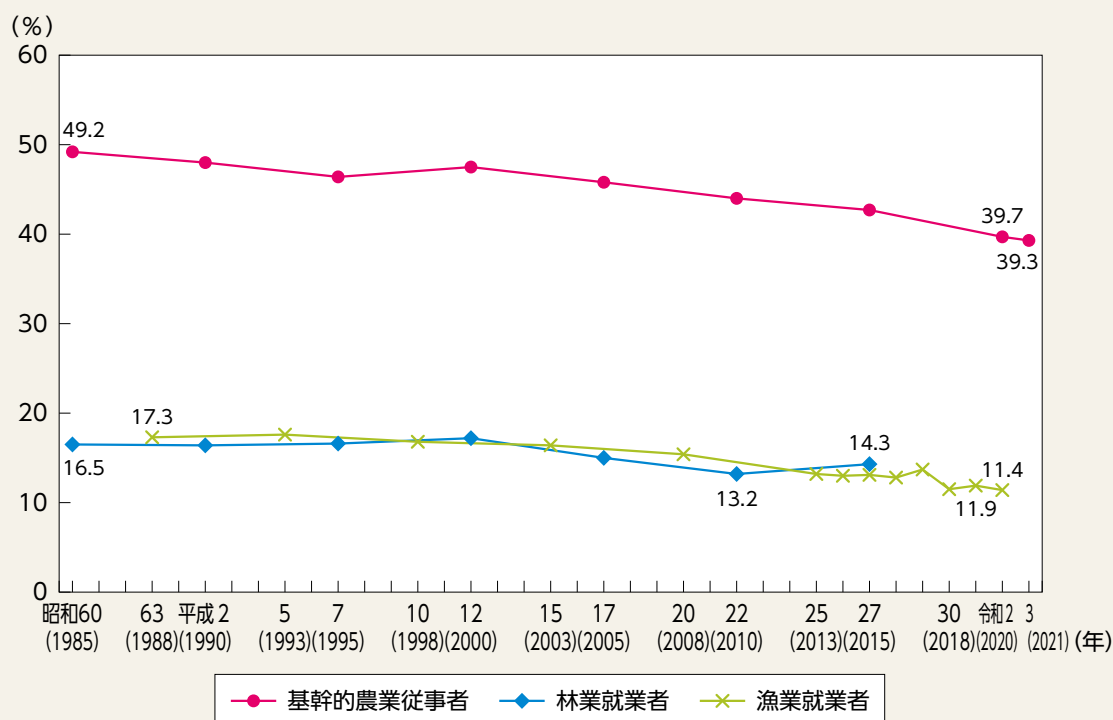
- 令和3（2021）年時点の自治会長に占める女性の割合は6.3%（前年比0.2%ポイント増）。
- 令和3（2021）年時点のPTA会長に占める女性の割合は16.6%（前年比1.8%ポイント増）。



- (備考) 1. 自治会長は、内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」、PTA会長（小中学校）は、内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」より作成。
 2. 自治会長は、原則各年4月1日現在であるが、各地方自治体の事情により異なる場合がある。PTA会長（小中学校）は、平成28（2016）年までは各年9月現在、平成29（2017）年、令和2（2020）年及び令和3（2021）年は12月現在、平成30（2018）年及び令和元（2019）年は10月現在。
 3. 自治会長については、回答のあった地方公共団体のうち、男女別の人数を把握できた団体のみを集計。
 4. 自治会長については、東日本大震災の影響により、平成23（2011）年値には、岩手県の一部（花巻市、陸前高田市、釜石市、大槌町）、宮城県の一部（女川町、南三陸町）、福島県の一部（南相馬市、下郷町、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、飯館村）が、平成24（2012）年値には、福島県の一部（川内村、葛尾村、飯館村）がそれぞれ含まれていない。また、北海道胆振東部地震の影響により、平成30（2018）年値には北海道厚真町が含まれていない。

3-4図 農林漁業就業者に占める女性の割合の推移

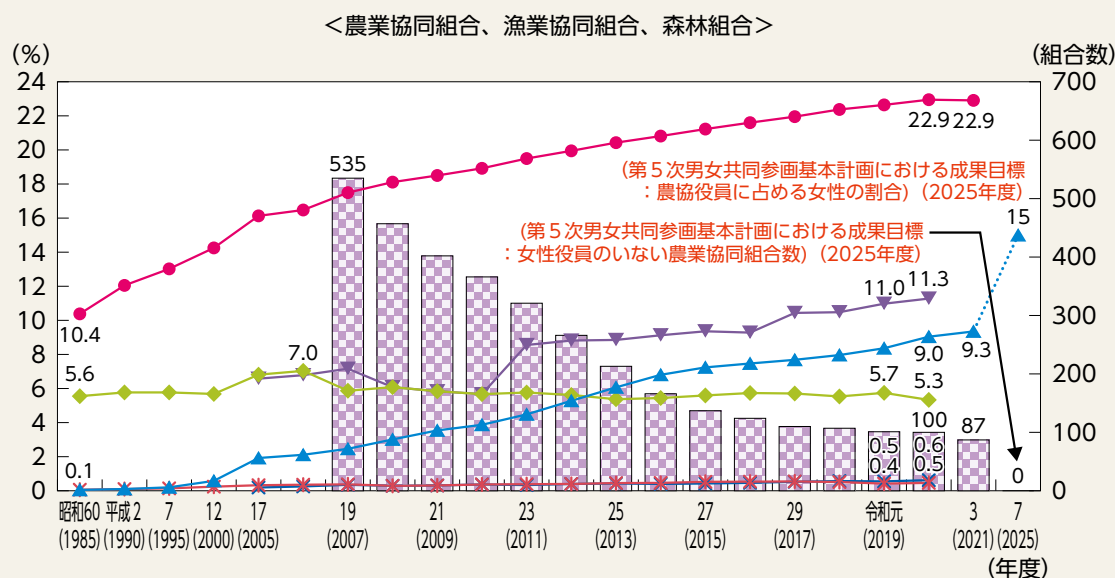
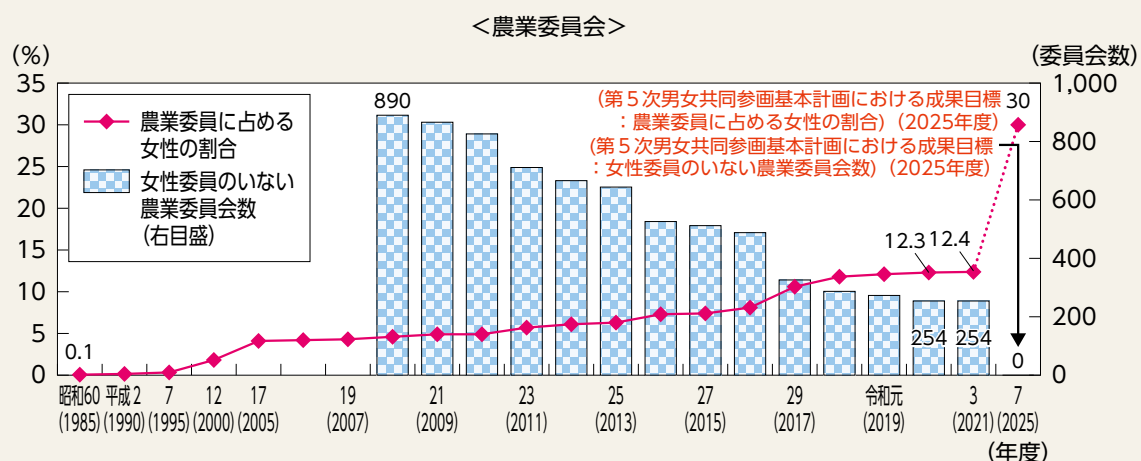
- 令和3（2021）年の基幹的農業従事者に占める女性の割合は39.3%（前年比0.4%ポイント減）。
- 平成27（2015）年の林業就業者に占める女性の割合は14.3%（平成22（2010）年比1.1%ポイント増）。
- 令和2（2020）年の漁業就業者に占める女性の割合は11.4%（前年比0.5%ポイント減）。



- (備考) 1. 「基幹的農業従事者」は平成27(2015)年まで及び令和2(2020)年は農林水産省「農林業センサス」、平成28(2016)年～令和元(2019)年及び令和3(2021)年は「農業構造動態調査」より作成。「林業就業者」は総務省「国勢調査」より作成。「漁業就業者」は平成25(2013)年まで及び30(2018)年は農林水産省「漁業センサス」、平成26(2014)～29(2017)年は「漁業就業動向調査」、令和元(2019)年及び2(2020)年は「漁業構造動態調査」より作成。
2. 「基幹的農業従事者」とは、15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者。なお、令和2(2020)年及び令和3(2021)年は個人経営体、それ以前は販売農家の数値である。
3. 「基幹的農業従事者」の平成27(2015)年及び令和2(2020)年値は、各調査時点の東京電力福島第1原子力発電所の事故による避難指示区域を除く。
4. 「漁業就業者」は、平成15(2003)年までは沿海市区町村に居住する者のみ。平成20(2008)年以降は、雇われ先が沿海市区町村の漁業経営体であれば、非沿海市区町村に居住していても「漁業就業者」に含む。
5. 平成19(2007)年の「日本標準産業分類」の改訂により、平成22(2010)年及び27(2015)年の「林業就業者」は、17(2005)年以前の値と必ずしも連続していない。

3-5 図 農業委員会、農協、漁協、森林組合における女性の参画状況の推移

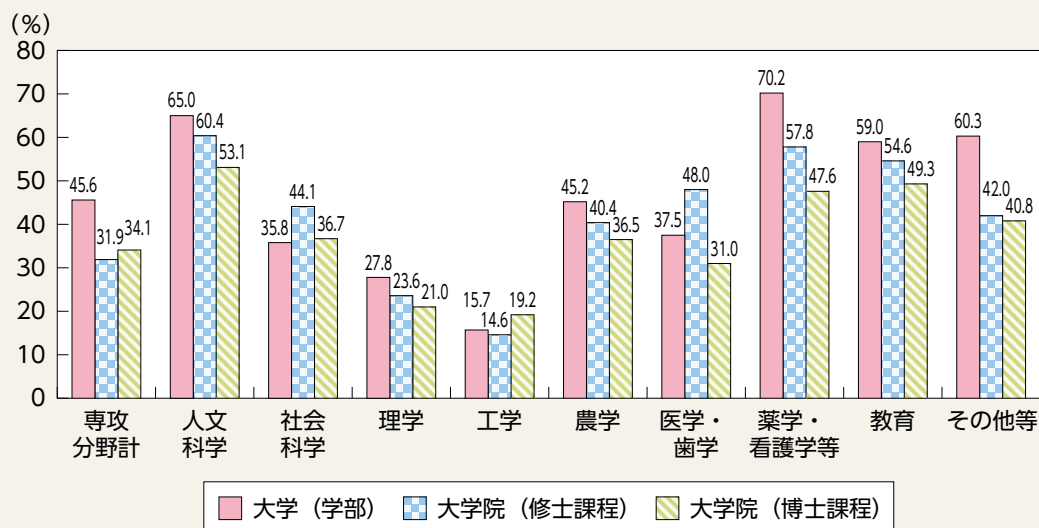
- 令和3（2021）年度の農業委員に占める女性の割合は12.4%（前年比0.1%ポイント増）。
- 令和3（2021）年度の農業協同組合役員に占める女性の割合は9.3%（前年比0.3%ポイント増）。
- 令和2（2020）年度の漁業協同組合役員に占める女性の割合は0.5%（前年比0.1%ポイント増）であり、農業協同組合役員に占める女性の割合よりも低い状態が続いている。



- (備考) 1. 農林水産省資料より作成。ただし、「女性役員のいない農業協同組合数」、「農協個人正組合員に占める女性の割合」及び「農協役員に占める女性の割合」の令和3（2021）年度値は、全国農業協同組合中央会調べによる。
2. 農業委員とは、市町村の独立行政委員会である農業委員会の委員であり、市町村長が市町村議会の同意を得て任命する。農業委員会は、農地法に基づく農地の権利移動の許可等の法令に基づく業務のほか、農地等の利用の最適化の推進に係る業務を行っている。
3. 農業委員会については、各年10月1日現在。ただし、昭和60（1985）年度は8月1日現在、平成27（2015）年度は9月1日現在。
4. 女性委員のいない農業委員会数は平成20（2008）年度からの調査。
5. 農業協同組合については、各事業年度末（農業協同組合により4月末～3月末）現在。ただし、令和3（2021）年度値は令和3（2021）年7月末現在。
6. 漁業協同組合については、各事業年度末（漁業協同組合により4月末～3月末）現在。
7. 漁業協同組合は、沿海地区出資漁業協同組合の値。
8. 森林組合については、各事業年度末現在。

4-1図 大学(学部)及び大学院(修士課程、博士課程)学生に占める女子学生の割合(専攻分野別、令和3(2021)年度)

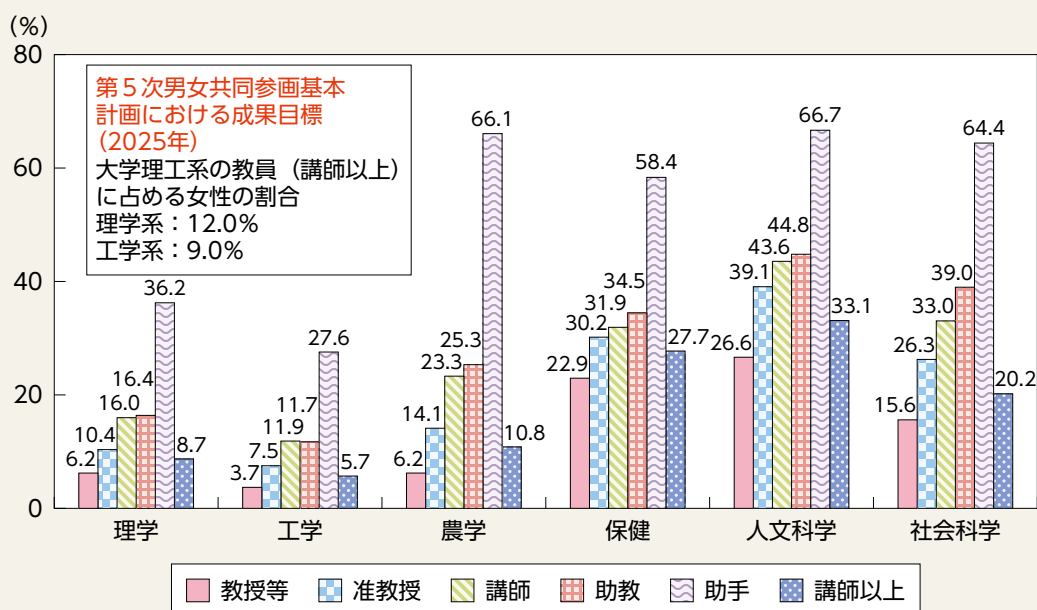
- 女子学生の割合が高い分野は薬学・看護学等と人文科学。
- 女子学生の割合が低い分野は工学と理学。



- (備考) 1. 文部科学省「学校基本統計」(令和3(2021)年度)より作成。
 2. その他等は、大学(学部)及び大学院(修士課程)は、「商船」、「家政」、「芸術」及び「その他」の合計。大学院(博士課程)は、商船の学生がいないため、「家政」、「芸術」及び「その他」の合計。
 3. 大学(学部)の「薬学・看護学等」の数値は、「薬学」、「看護学」、「その他」の合計。大学院(修士課程、博士課程)の「薬学・看護学等」の数値は、「薬学」、「その他」の合計。

4-2図 大学等における専門分野別教員の女性の割合（令和元（2019）年度）

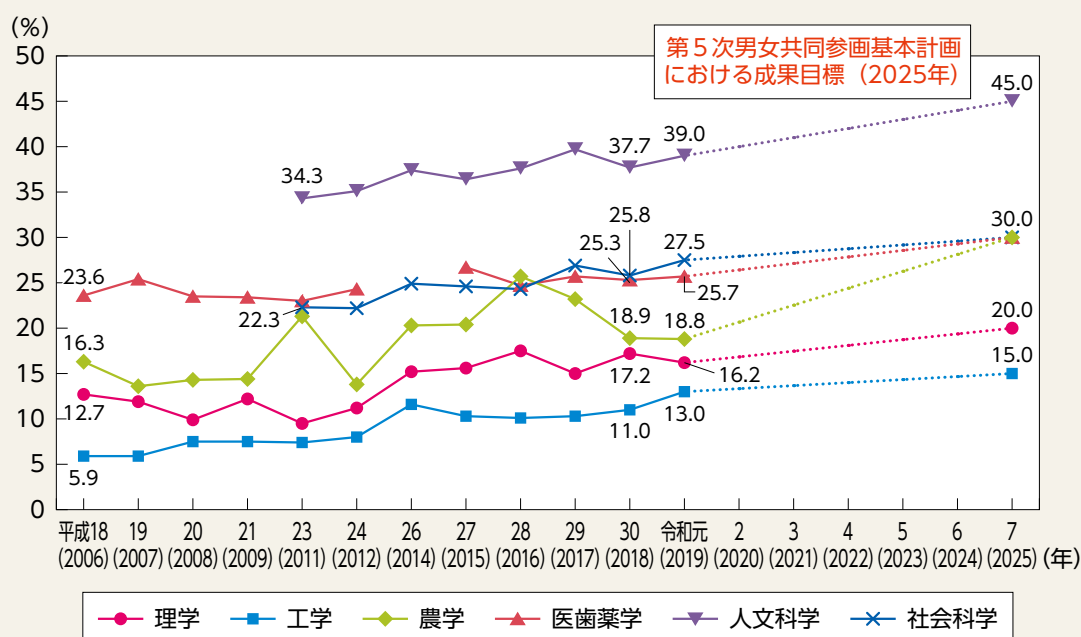
○職位が上がるほど女性教員の割合は低くなっていくが、助手時点では女性割合が高い。
○女性割合が比較的高いのは人文科学、保健、社会科学。女性割合が著しく低いのは工学、理学。



(備考) 1. 文部科学省「学校教員統計調査」(令和元(2019)年度)の調査票をもとに作成。
2. 「大学等」は、大学の学部、大学院の研究科、附置研究所(国立のみ)、学内共同教育研究施設、共同利用・共同研究拠点、附属病院、本部(学長・副学長及び学部等に所属していない教員)。
3. 「教授等」は、「学長」、「副学長」及び「教授」の合計。「講師以上」は「教授等」「准教授」「講師」の合計。

4-3図 大学の研究者の採用に占める女性の割合の推移（学部ごと）

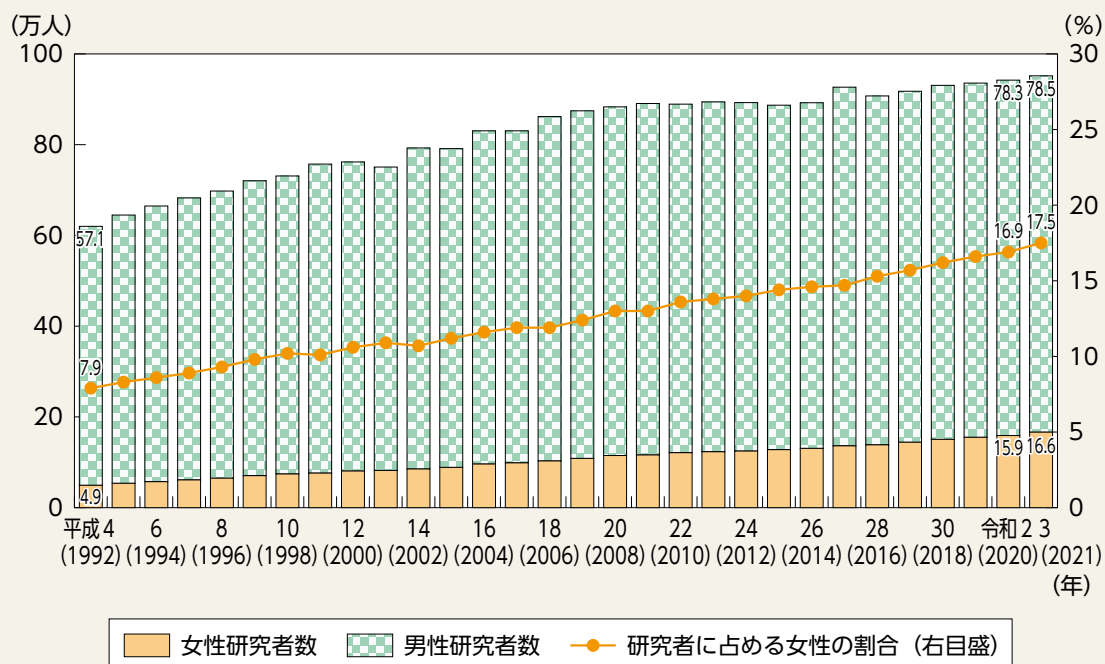
○大学が採用する研究者の女性割合は、各分野において年々増加傾向にある。
○工学、理学における女性割合は依然として低い。



(備考) 1. 文部科学省調べより作成。
2. 大学が採用した教員(非常勤教員を除く)のうち、教授、准教授、講師、助教について集計。

4-4図 女性研究者数及び研究者に占める女性の割合の推移

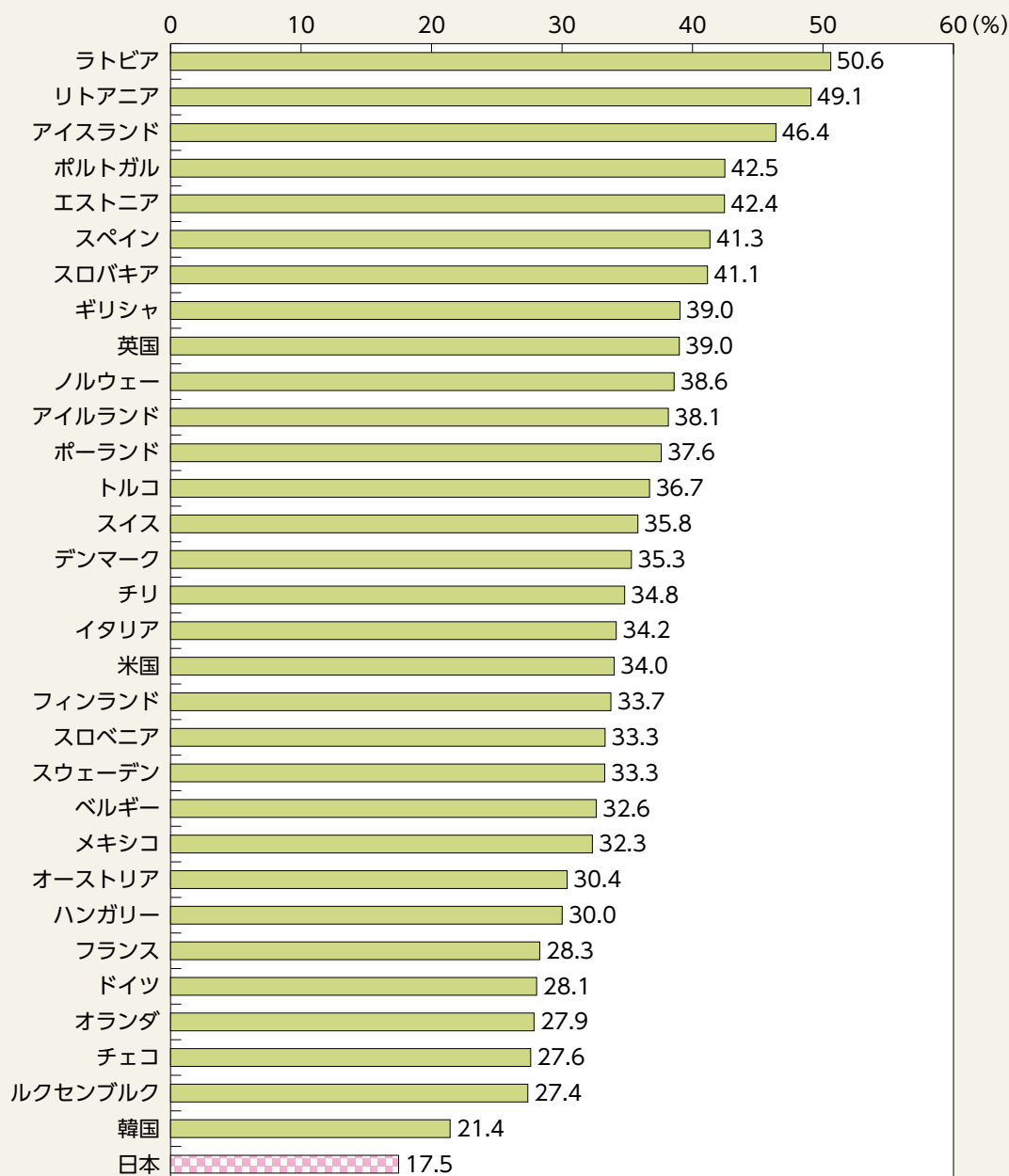
○女性研究者の数、割合ともに増加傾向にあるが、男性と比べて依然として低い。



- (備考) 1. 総務省「科学技術研究統計」より作成。
 2. 平成13 (2001) 年までは各年4月1日、平成14 (2002) 年以降は各年3月31日現在。
 3. 平成7 (1995) 年、9 (1997) 年及び14 (2002) 年に調査対象や標本設計等が変更されている。
 4. 平成13 (2001) 年までの研究者数は、企業及び非営利団体・公的機関については実際に研究関係業務に従事した割合で按分して算出した人数とし、大学等は実数を計上。平成14 (2002) 年以降は全機関について実数で計上されていることから、時系列比較には留意を要する。
 5. 研究者数は、自然科学系の研究者だけでなく、人文・社会科学系等の研究者も含まれている。

4-5図 研究者に占める女性の割合（国際比較）

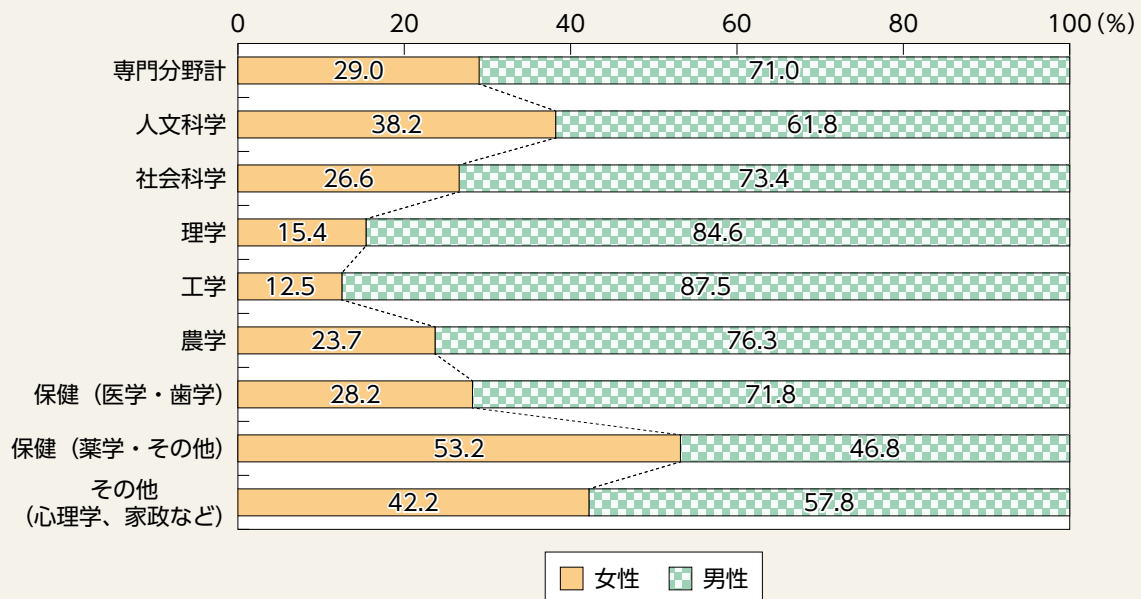
○日本の研究者に占める女性割合は17.5%で、OECD諸国の中で群を抜いて低い。
○ラトビア、リトアニアでは、女性の研究者割合が50%前後である。



- (備考) 1. 総務省「科学技術研究調査」(令和3(2021)年)、OECD “Main Science and Technology Indicators”、米国国立科学財団(National Science Foundation: NSF) “Science and Engineering Indicators”より作成。
2. 日本の数値は、令和3(2021)年3月31日現在の値。アイスランド、フランスは平成29(2017)年値。チェコ、韓国、メキシコ、ポルトガル、スロバキア、トルコは令和2(2020)年値。その他の国は、令和元(2019)年値。推定値及び暫定値を含む。
3. 米国の数値は、雇用されている科学者(Scientists)における女性の割合(人文科学の一部及び社会科学を含む)。技術者(Engineers)を含んだ場合、全体に占める女性科学者・技術者割合は29.4%。
4. 数値は令和4(2022)年4月15日時点。

4-6 図 専門分野別に見た大学等の研究本務者の男女別割合（令和3（2021）年）

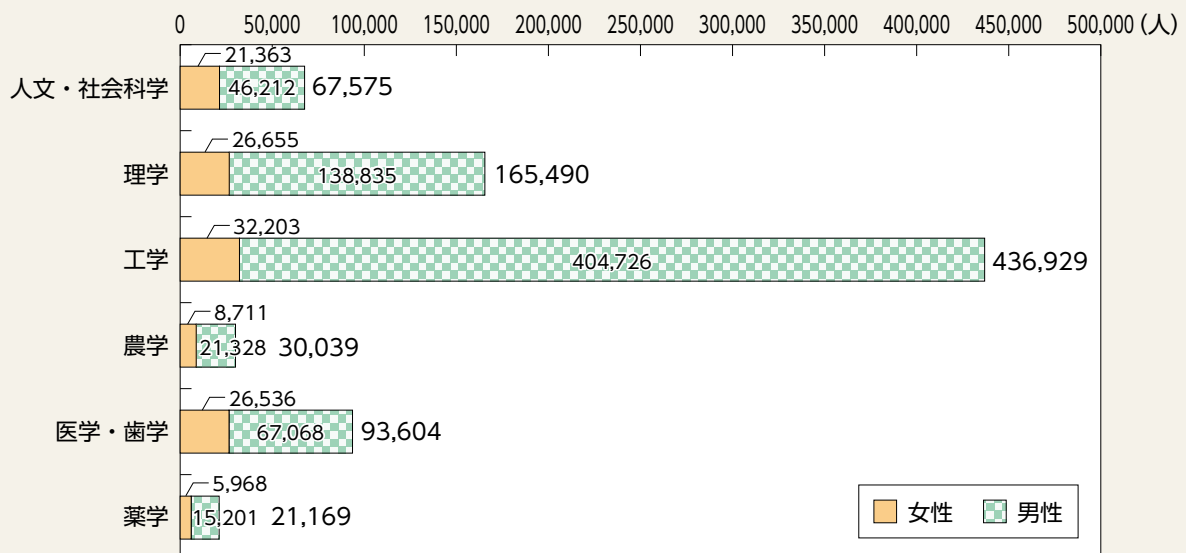
- 工学、理学分野における女性割合が著しく低い。
- 女性の割合が過半数を超えるのは、保健（薬学・その他）のみで、他の分野における女性割合はいずれも過半数を下回り低い状況にある。



- （備考） 1. 総務省「科学技術研究調査」（令和3（2021）年）より作成。
 2. 「大学等」は、大学の学部（大学院の研究科を含む。）、短期大学、高等専門学校、大学附置研究所及び大学共同利用機関等。
 3. 「保健（薬学・その他）」における「その他」は、保健分野における「医学・歯学」「薬学」を除いた数値。
 4. 令和3（2021）年3月31日現在。

4-7 図 専門分野別研究者数（令和3（2021）年）

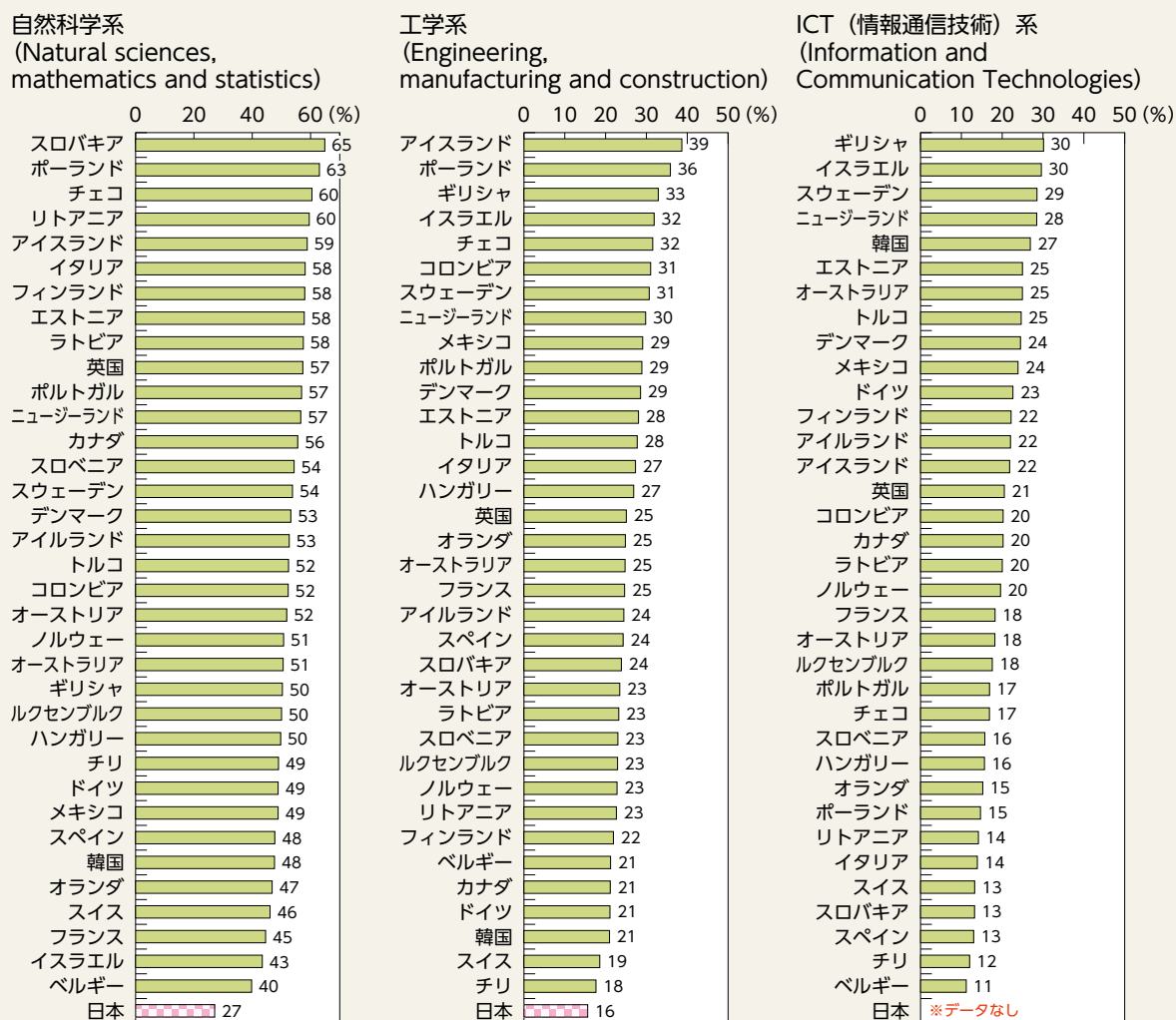
- 女性割合の低い理学・工学における女性研究者の数は他分野よりも多い。
- 各分野において、女性研究者の数は半数を大きく下回る。



- （備考） 1. 総務省「科学技術研究調査」（令和3（2021）年）より作成。
 2. 研究者数は、大学等（大学の学部（大学院の研究科を含む。）、短期大学、高等専門学校、大学附置研究所及び大学共同利用機関等）における研究本務者及び企業における研究者の人数。
 3. 令和3（2021）年3月31日現在。

4-8図 専門分野別に見た大学等入学者女性割合（国際比較）

- 自然科学系、工学系における女性割合について、日本はOECD諸国で最下位。
- 自然科学系においては女性割合が半数を超える国も多い。
- なお、日本においてはICT系はすべての分野に関わりがあるため「ICT(情報通信技術)」という分類を設けていない。



(備考) 1. OECD Statisticsより作成。(令和4(2022)年3月現在)
2. 各国の最新データによる。

Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

第5分野

女性に対するあらゆる暴力の根絶

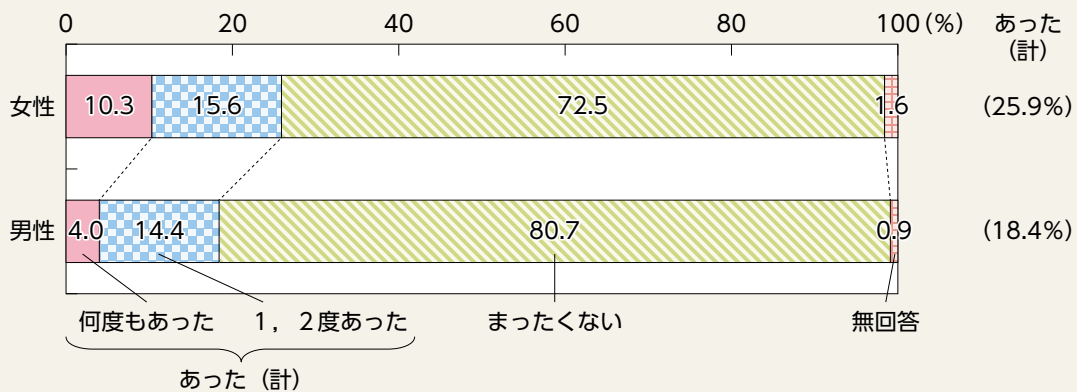
第5分野

女性に対するあらゆる暴力の根絶

第1節 配偶者暴力

5-1図 配偶者からの被害経験（令和2（2020）年度）

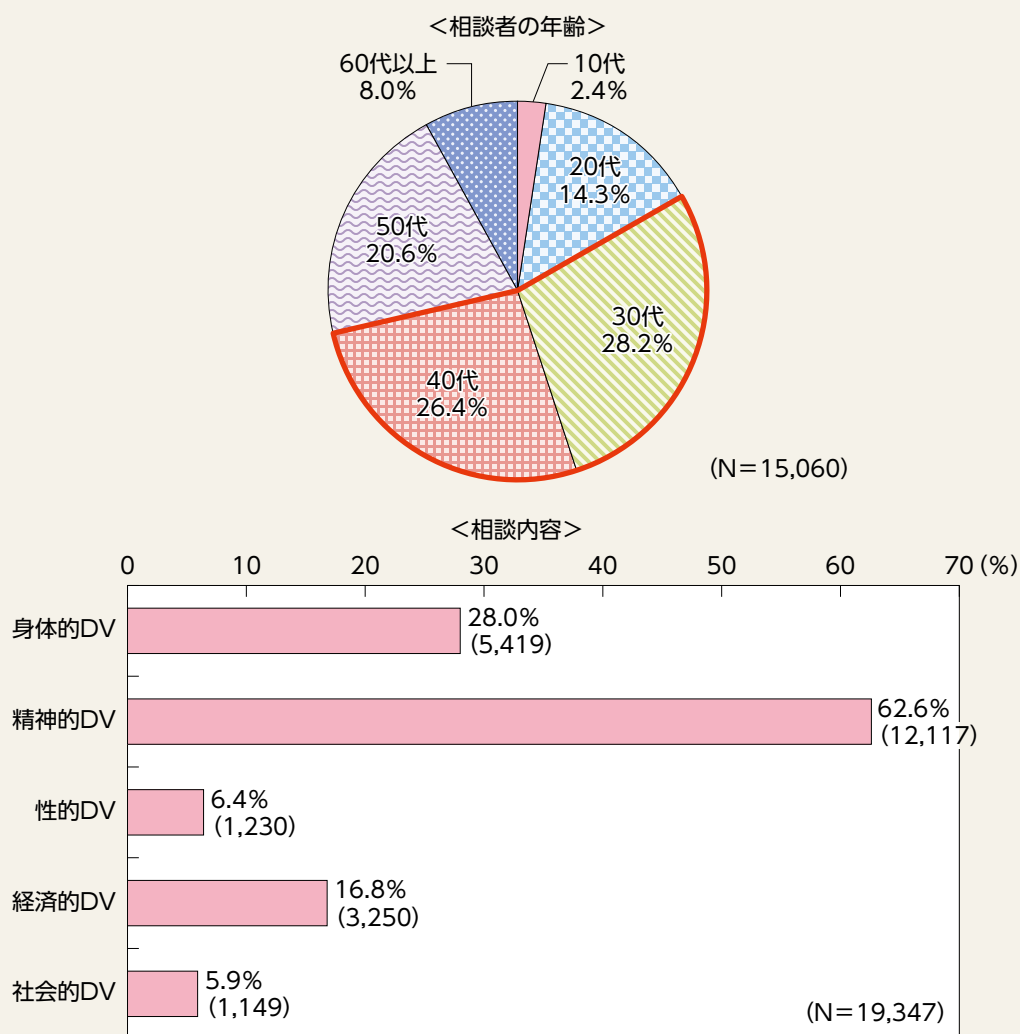
○女性の約4人に1人、男性の約5人に1人は、配偶者から暴力を受けたことがあり、女性の約10人に1人は何度も被害を受けている。



- (備考) 1. 内閣府「男女間における暴力に関する調査」(令和2(2020)年度)より作成。
2. 全国20歳以上の男女5,000人を対象とした無作為抽出によるアンケート調査の結果による。集計対象者は、女性1,803人、男性1,635人。
3. 「身体的暴行」、「心理的攻撃」、「経済的圧迫」及び「性的強要」のいずれかの被害経験について調査。それぞれの用語の定義は以下のとおり。
「身体的暴行」：なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行。
「心理的攻撃」：人格を否定するような暴言、交友関係や行き先、電話・メールなどを細かく監視したり、長期間無視するなどの精神的な嫌がらせ、あるいは、自分もしくは自分の家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫。
「経済的圧迫」：生活費を渡さない、給料や貯金を勝手に使われる、外で働くことを妨害されるなど。
「性的強要」：嫌がっているのに性的な行為を強要される、見たくないポルノ映像等を見せられる、避妊に協力しないなど。

5-2図 DV相談者の年齢・相談内容

- 相談者の年代は、30～40代で全体の約5割を占める。
- 相談内容は、精神的DVに関するものが約6割を占める。

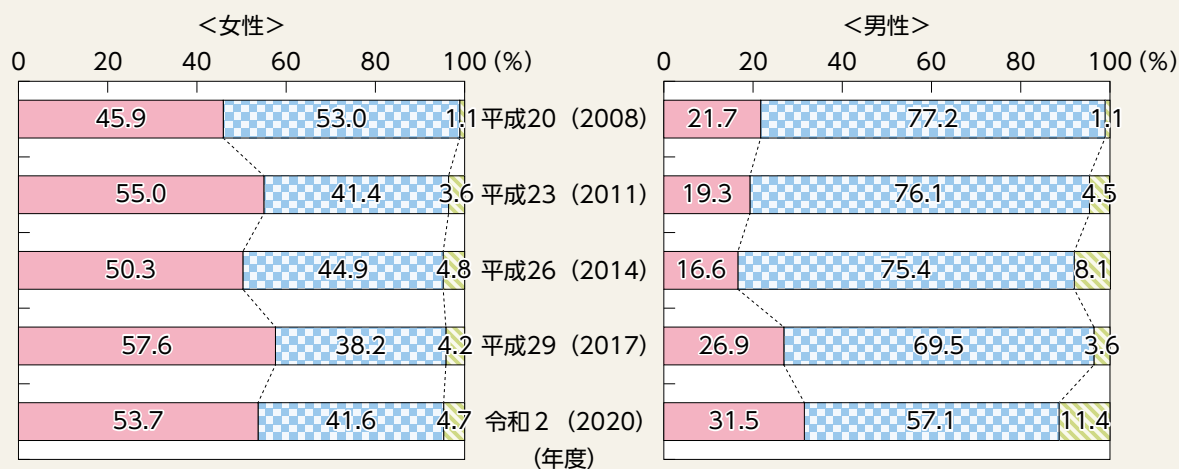


(備考) 上図. 内閣府「令和3(2021)年度前期『DV相談+ (プラス) 事業における相談支援の分析に係る調査研究事業』報告書」より。DV相談+での相談対応件数のうち、年代が不明であるものを除いた件数。

下図. 同報告書の相談内容(複数のテーマを含む。)より、配偶者からの暴力のみ抽出し作成。複数回答になるため、割合は合計しても100%にはならない。

5-3 図 配偶者からの被害経験のある者のうち誰かに相談した者の割合の推移

○令和2（2020）年度を見ると、女性の約4割、男性の約6割はどこ（だれ）にも相談していない。

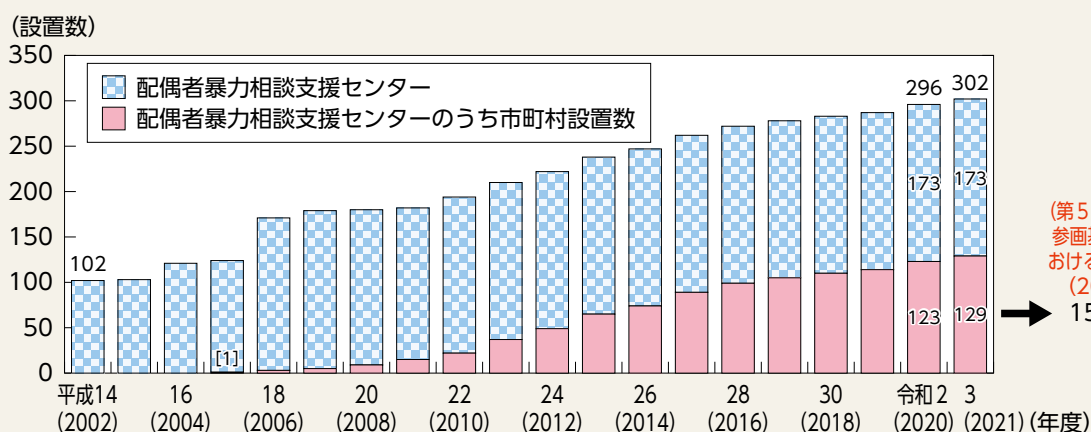


■ 相談した ■ どこ（だれ）にも相談しなかった ■ 無回答

- (備考) 1. 内閣府「男女間における暴力に関する調査」より作成。
 2. 全国20歳以上の男女5,000人を対象とした無作為抽出によるアンケート調査の結果による。
 3. 平成20（2008）年及び23（2011）年は「身体的暴行」、「心理的攻撃」及び「性的強要」のいずれか、平成26（2014）年以降は「身体的暴行」、「心理的攻撃」、「経済的圧迫」及び「性的強要」のいずれかの被害経験について誰かに相談した経験を調査。
 4. 平成26（2014）年以降は、期間を区切らずに、配偶者から何らかの被害を受けたことがあった者について集計。また、平成20（2008）年及び23（2011）年は、過去5年以内に配偶者から何らかの被害を受けたことがあった者について集計。集計対象者は、平成20（2008）年が女性185人、男性92人、平成23（2011）年が女性169人、男性88人、平成26（2014）年が女性332人、男性211人、平成29（2017）年が女性427人、男性223人、令和2（2020）年が女性363人、男性219人。前項3と合わせて、調査年により調査方法、設問内容等が異なることから、時系列比較には注意を要する。
 5. 四捨五入により100%とならない場合がある。

5-4 図 配偶者暴力相談支援センター数の推移

○配偶者暴力相談支援センターの設置数は、年々増加。
 ○令和4（2022）年3月現在、全国に302か所（うち市町村が設置する施設は129か所）が設置されている。

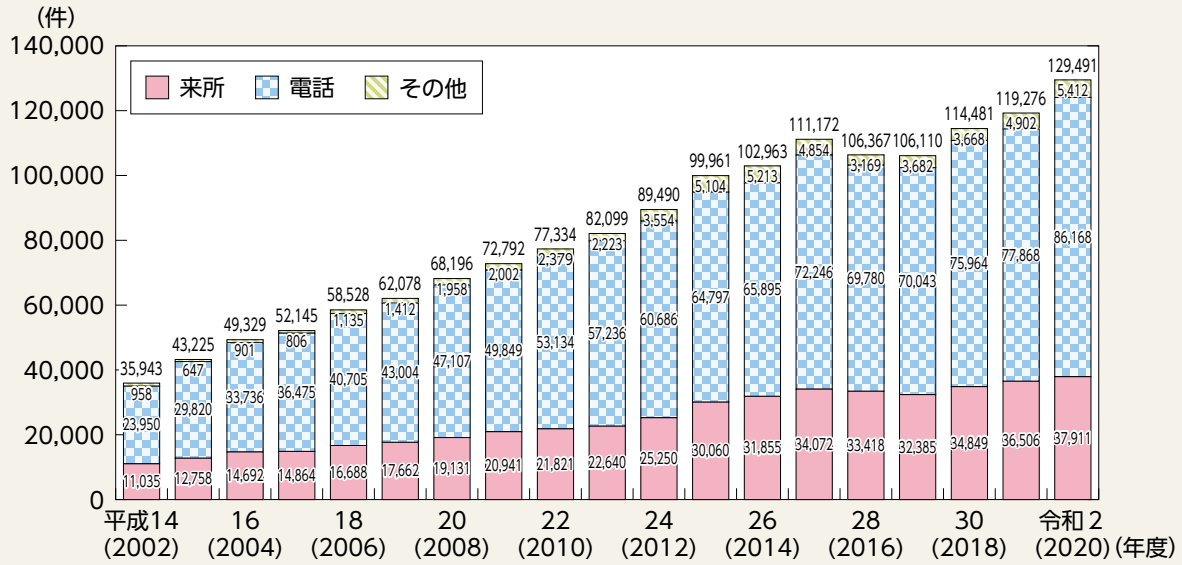


(第5次男女共同参画基本計画における成果目標) (2025年) 150か所

- (備考) 1. 内閣府「配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数等の結果について」等より作成。
 2. 平成19（2007）年7月に、配偶者から暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）が改正され、平成20（2008）年1月から市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務となった。
 3. 各年度末現在の値。

5-5 図 配偶者暴力相談支援センターへの相談件数の推移

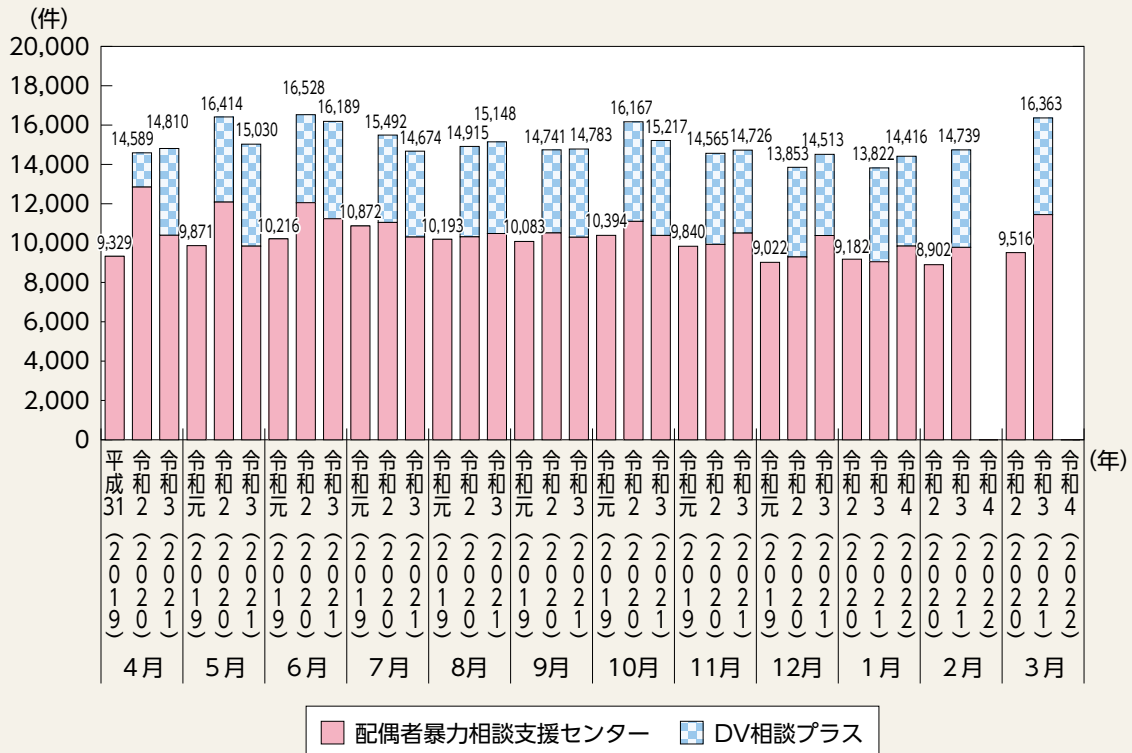
- 配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は、年々増加。
- 令和2（2020）年度の相談件数は、129,491件で過去最高。



（備考）内閣府男女共同参画局調べより作成。

5-6 図 DV相談件数の推移

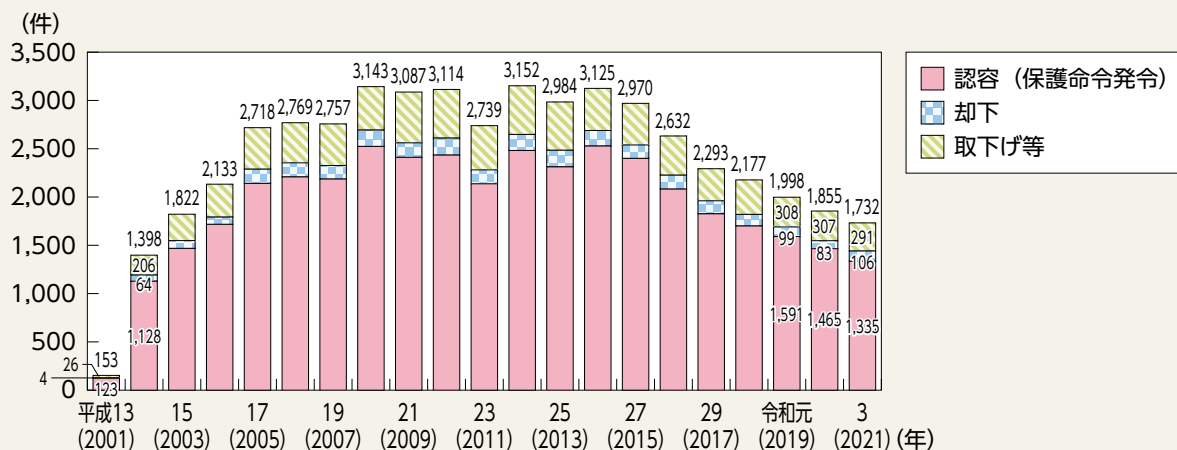
- DV相談件数の推移を見ると、令和2（2020）年度の相談件数は、18万2,188件であり、令和元（2019）年度の約1.5倍。
- 令和4（2022）年1月の相談件数は、1万4,416件。



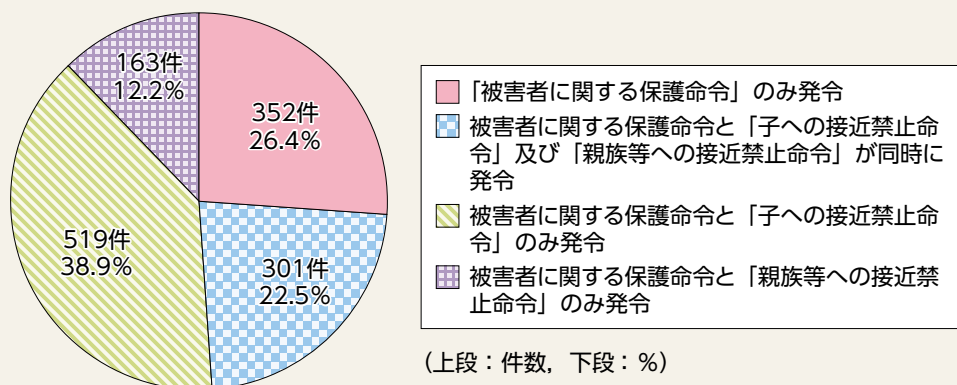
- （備考）1. 内閣府男女共同参画局調べより作成。
2. 全国の配偶者暴力相談支援センターからの相談件数は、令和4（2022）年1月31日時点の暫定値。

5-7図 配偶者暴力等に関する保護命令事件の処理状況等の推移

- 令和3（2021）年に終局した配偶者暴力等に関する保護命令事件（1,732件）のうち、保護命令が発令された件数は1,335件。
- そのうち被害者に関する保護命令のみ発令されたものは26.4%、被害者に関する保護命令と「子」への接近禁止命令が発令されたものは38.9%、被害者に関する保護命令と「子」と「親族等」への接近禁止命令が同時に発令されたものは22.5%。



<令和3年における認容（保護命令発令）件数の内訳>



(上段：件数，下段：%)

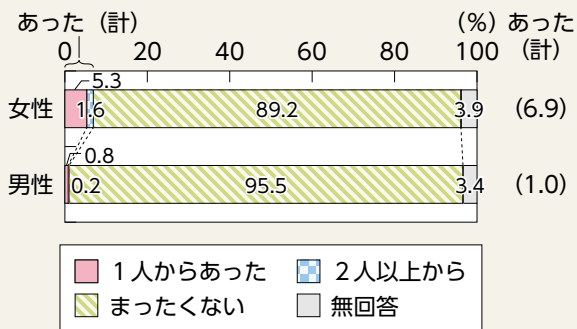
- (備考) 1. 最高裁判所資料より作成。
 2. 「認容」には、一部認容の事案を含む。「却下」には、一部却下一部取下げの事案を含む。「取下げ等」には、移送、回付等の事案を含む。
 3. 配偶者暴力防止法の改正により、平成16（2004）年12月に「子への接近禁止命令」制度が、平成20（2008）年1月に「電話等禁止命令」制度及び「親族等への接近禁止命令」制度がそれぞれ新設された。これらの命令は、被害者への接近禁止命令と同時に又は被害者への接近禁止命令が発令された後に発令される。さらに、平成26（2014）年1月より、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、法の適用対象となった。
 4. 平成13（2001）年値は、同年10月13日の配偶者暴力防止法施行以降の件数。
 5. 令和3（2021）年値は、速報値。

第2節 性犯罪・性暴力

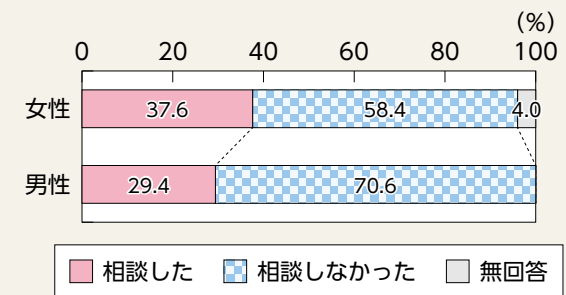
5-8図 無理やりに性交等された被害経験等（令和2（2020）年度）

- 女性の約14人に1人は無理やりに性交等された経験がある。
- 加害者は、交際相手、配偶者、職場の関係者など、大多数は被害者が知っている人となっており、全く知らない人からの被害は1割程度。
- 性暴力被害について、女性の6割程度、男性の7割程度が、誰にも相談していない。
- 被害にあったときの状況について、女性は「相手から、不意をつかれ、突然に襲いかかれた」が最も多く、男性は「相手との関係性から拒否できなかった」「驚きや混乱等で体が動かなかった」「相手から、脅された」が多かった。

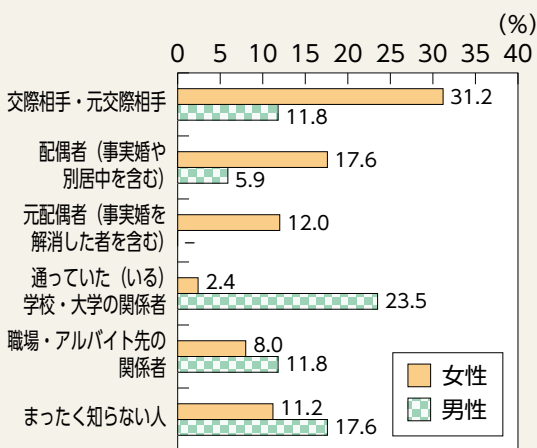
①無理やりに性交等をされた被害経験



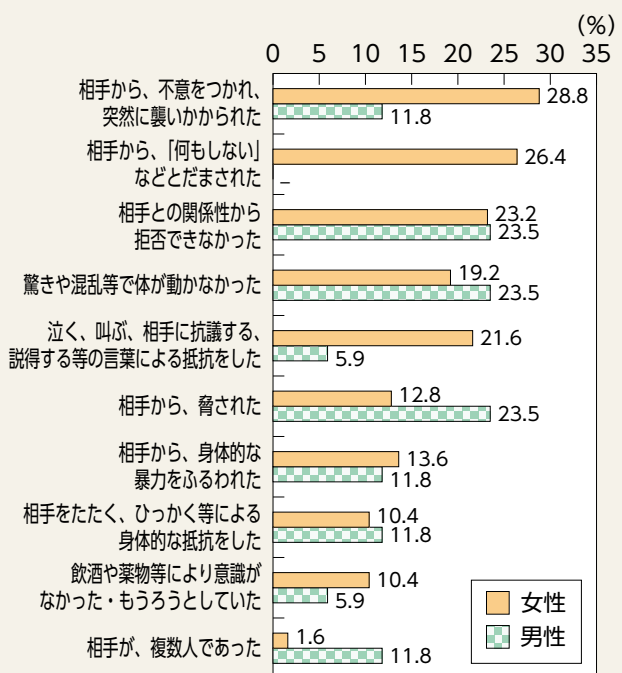
③無理やりに性交等をされた被害の相談経験



②加害者との関係（複数回答、抜粋）



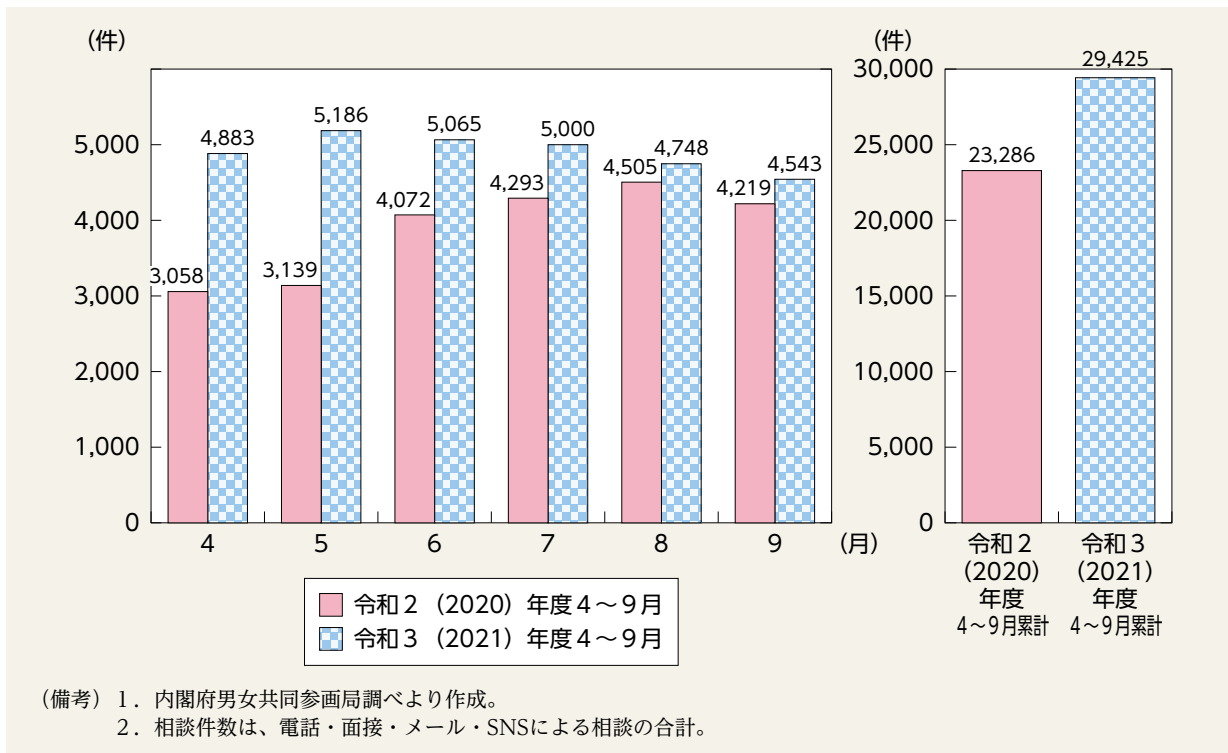
④被害にあったときの状況（複数回答、抜粋）



（備考）内閣府「男女間における暴力に関する調査」（令和2（2020）年度）より作成。

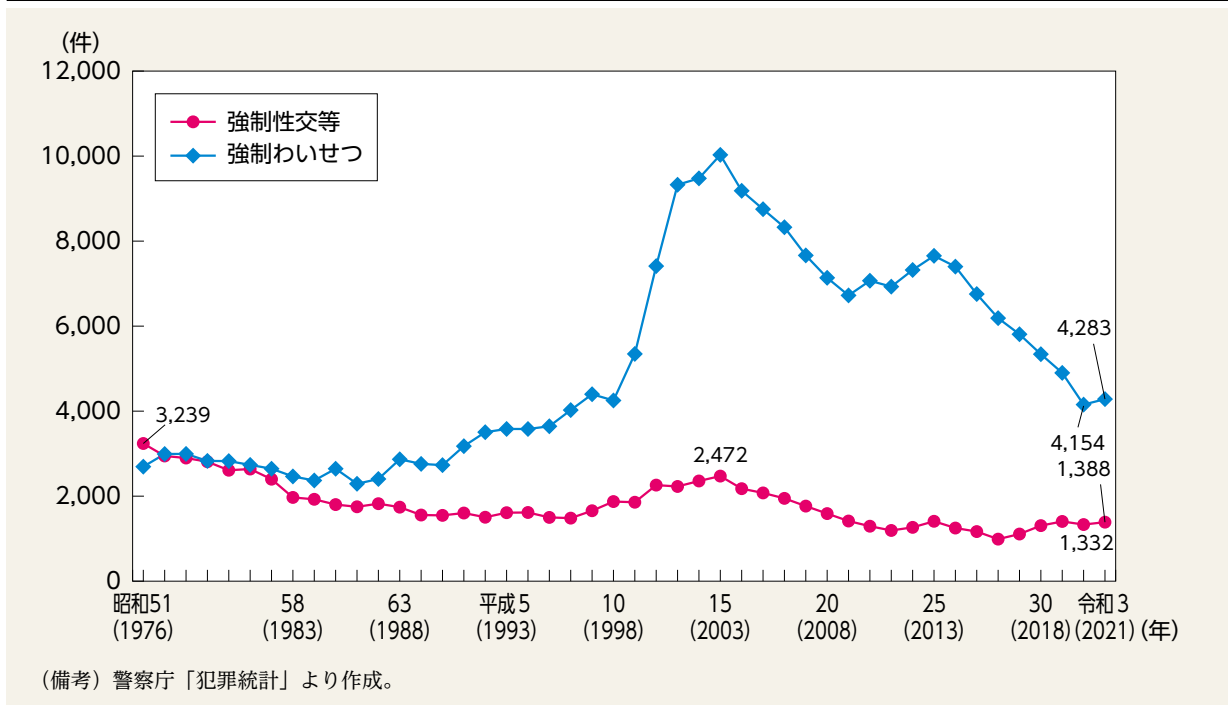
5-9 図 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの全国の相談件数の推移

○令和3（2021）年度上半期の相談件数は、前年度同期に比べ、約1.3倍に増加。



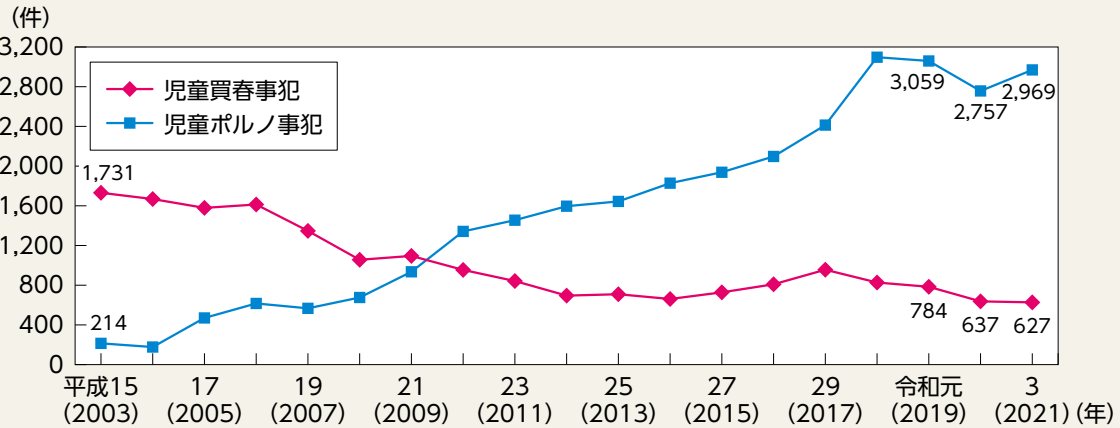
5-10 図 強制的性交等・強制わいせつ認知件数の推移

○強制的性交等の認知件数は、令和3（2021）年は1,388件で、前年に比べ56件（4.2%）増加。
○強制わいせつの認知件数は、令和3（2021）年は4,283件で、前年に比べ129件（3.1%）増加。



5-11図 児童買春及び児童ポルノ事件の検挙件数の推移

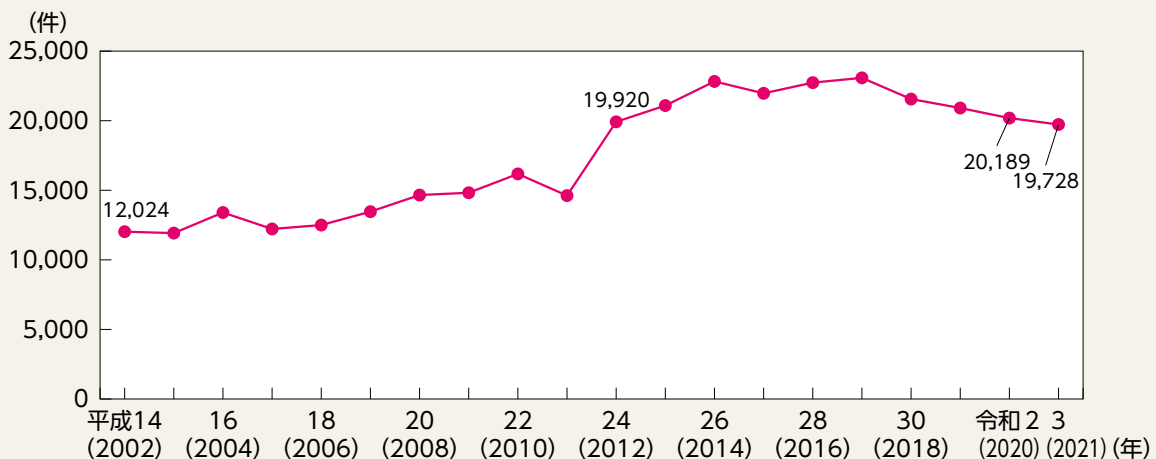
- 児童買春事犯の検挙件数は、平成30（2018）年以降減少しており、令和3（2021）年は627件。
- 児童ポルノ事犯の検挙件数は、令和3（2021）年は2,969件で、前年に比べ212件（7.7%）増加。



(備考) 警察庁「少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況」より作成。

5-12図 ストーカー事案の相談等件数の推移

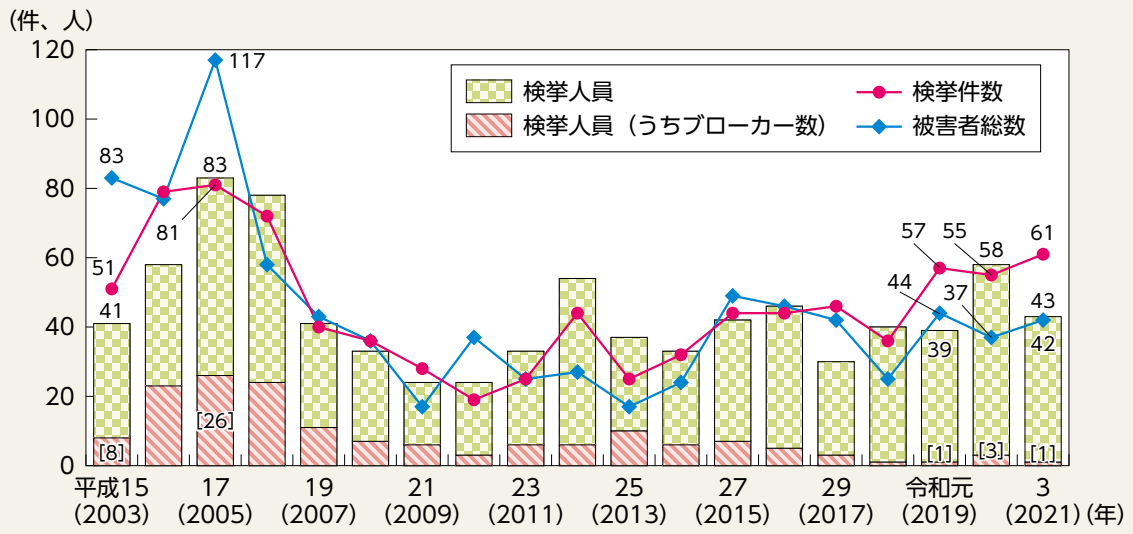
- 令和3（2021）年のストーカー事案の相談等件数は1万9,728件で、前年に比べ461件（2.3%）減少。
- ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。）の施行（平成12（2000）年11月）後からおおむね1万5,000件以下で推移していたところ、平成24（2012）年に19,920件と急増し、以後高水準で推移。



(備考) 警察庁「ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等への対応状況について」より作成。

5-13図 人身取引事犯の検挙状況等の推移

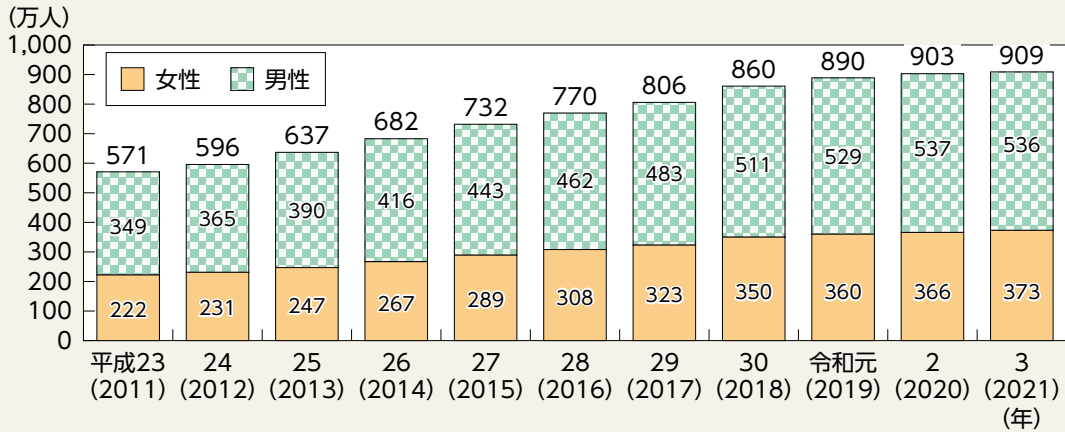
○令和3（2021）年の警察における人身取引事犯の検挙件数は61件、検挙人員は43人（うち、ブローカーは1人）、被害者総数は42人。



(備考) 警察庁資料より作成。

6-1図 65歳以上の就業者数の推移

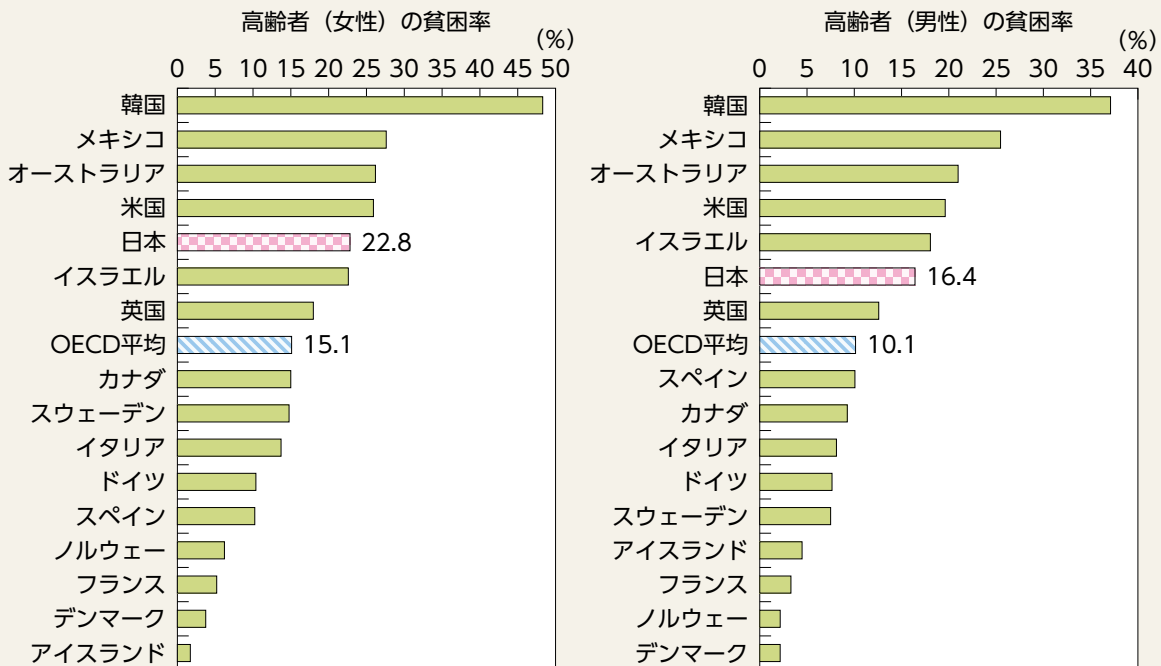
○令和3（2021）年の65歳以上の就業者数は、平成23（2011）年と比べて、女性は1.7倍、男性は1.5倍に増加。



(備考) 1. 総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。
 2. 就業者数の平成23（2011）年値は、総務省が補完的に推計した値。
 3. 就業者数は、小数点第1位を四捨五入しているため、男性及び女性の合計数と就業者総数が異なる場合がある。

6-2図 高齢者の貧困率（男女別）の国際比較

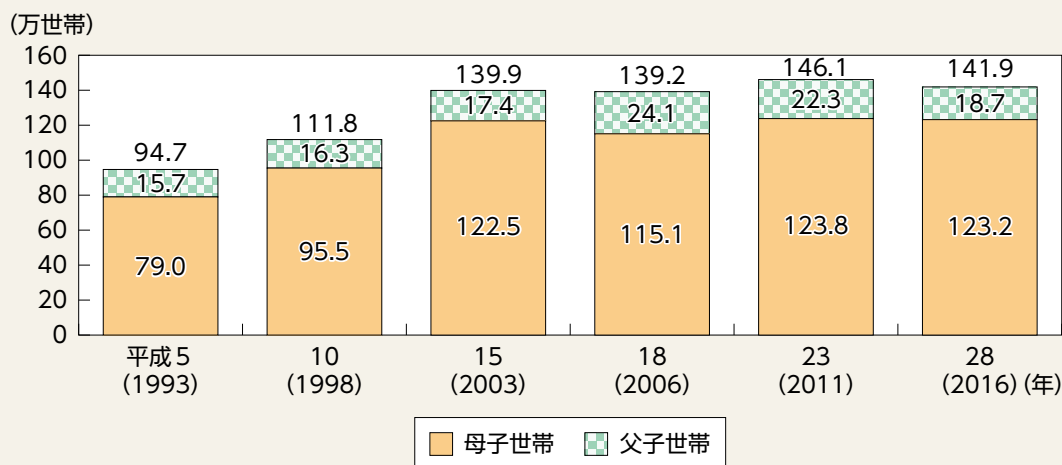
○国際的に見ると、高齢者（66歳以上）の貧困率は、女性の方が男性よりも高い水準にある。
 ○日本の高齢者の貧困率は、女性が22.8%で男性が16.4%となっており、いずれもOECD平均を上回るが、国際的な傾向と同様に女性の方が高い水準にある。



(備考) 1. OECD「Pensions at a Glance 2021」より作成。
 2. 日本については、平成30（2018）年のデータ。なお、日本の高齢者は65歳以上である。
 3. 貧困率の定義は、所得が全人口の家計所得の中央値の半分を下回る人の割合。

6-3図 母子世帯数及び父子世帯数の推移

- ひとり親世帯は、平成5（1993）年から平成15（2003）年までの10年間に94.7万世帯から139.9万世帯へ約5割増加し、その後ほぼ横ばい。
- 平成28（2016）年にはひとり親世帯の86.8%が母子世帯だった。



- (備考) 1. 平成23（2011）年以前は、厚生労働省「全国母子世帯等調査」、平成28（2016）年は厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」より作成。
 2. 各年11月1日現在。
 3. 母子（父子）世帯は、父（又は母）のいない児童（満20歳未満の子供であって、未婚のもの）がその母（又は父）によって養育されている世帯。母子又は父子以外の同居者がいる世帯を含む。
 4. 平成23（2011）年値は、岩手県、宮城県及び福島県を除く。平成28（2016）年値は、熊本県を除く。

6-4表 ひとり親世帯の状況

- ひとり親世帯の就業率は約8割と高いが、母子世帯ではそのうち52.3%が非正規であり、平均年間就労収入が200万円と低い。
- 離婚相手からの養育費受取率は、母子世帯で24.3%、父子世帯で3.2%にとどまっている。

およそ30年間で、母子世帯は約1.5倍、父子世帯は約1.1倍に増加。

	(昭和63 (1988) 年)	(平成28 (2016) 年)
母子世帯数 [注]	84.9万世帯	123.2万世帯 (ひとり親世帯の86.8%)
父子世帯数 [注]	17.3万世帯	18.7万世帯 (ひとり親世帯の13.2%)

[注] 母子又は父子以外の同居者がいる世帯を含めた全体の母子世帯、父子世帯の数

	母子世帯	父子世帯	一般世帯 (参考)
就業率	81.8%	85.4%	女性71.3% 男性83.9%
役員を除く雇用者のうち 正規雇用労働者	47.7%	89.7%	女性49.2% 男性83.3%
役員を除く雇用者のうち 非正規雇用労働者	52.3%	10.3%	女性50.8% 男性16.7%
平均年間就労収入	200万円 正規雇用労働者：305万円 パート・アルバイト等：133万円	398万円 正規雇用労働者：428万円 パート・アルバイト等：190万円	平均給与所得 女性293万円 男性532万円
養育費受取率	24.3%	3.2%	—

- (備考) 1. 母子世帯及び父子世帯は厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査（平成28（2016）年度）」より作成。
 母子世帯及び父子世帯の正規雇用労働者、非正規雇用労働者の構成割合は、「正規の職員・従業員」及び「非正規の職員・従業員」（「派遣社員」、「パート・アルバイト等」の計）の合計を総数として算出した割合。
 2. 一般世帯の就業率は総務省「労働力調査（令和3（2021）年）15～64歳」、平均年間就労収入は国税庁「民間給与実態統計調査（令和2（2020）年）」より作成。

6-5表 ひとり親世帯の貧困率の国際比較（子供がいる世帯（大人が1人））

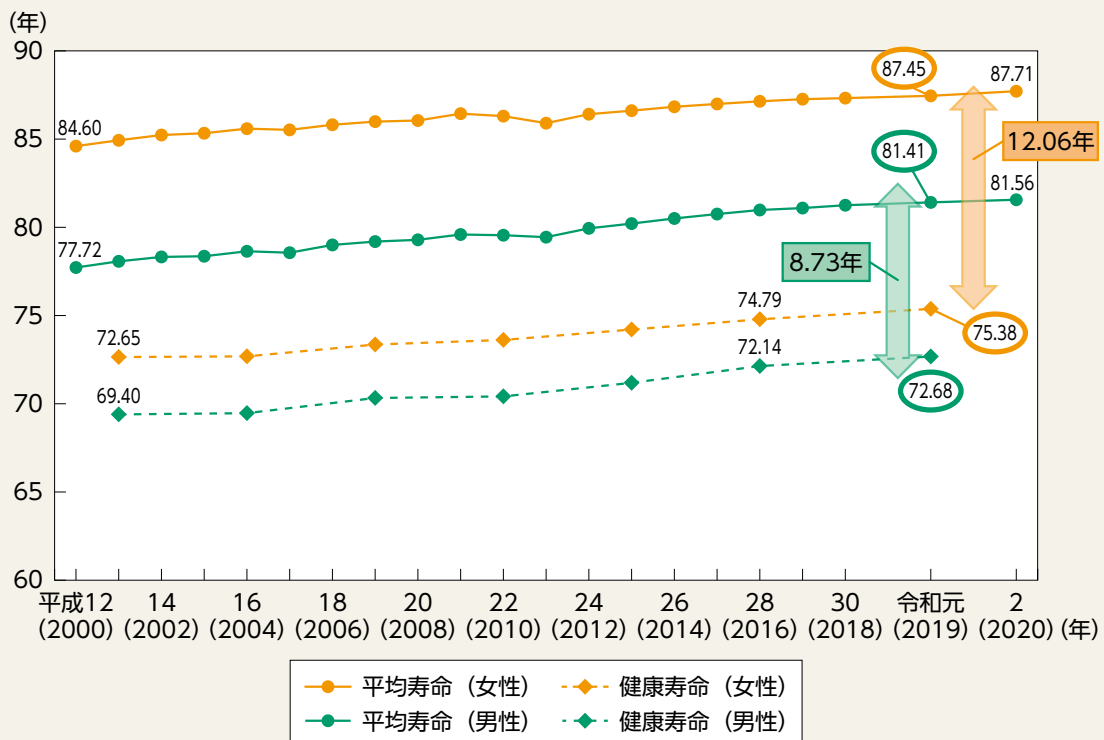
○ひとり親世帯の貧困率を国際比較すると、OECD加盟36か国中35位。

順位	国名	貧困率	順位	国名	貧困率
1	デンマーク	9.7	20	オーストリア	31.0
2	フィンランド	16.3	21	トルコ	31.2
3	アイスランド	18.9	22	イタリア	33.4
4	英国	22.3	23	スロバキア	33.6
5	ノルウェー	23.4	24	イスラエル	33.9
6	ハンガリー	23.5	25	メキシコ	34.2
7	ラトビア	23.7	26	ルクセンブルク	40.2
8	ポーランド	23.8	27	スペイン	40.3
9	フランス	24.1	28	オーストラリア	41.0
10	スロベニア	24.5	29	リトアニア	41.3
11	スウェーデン	25.1	30	チリ	42.6
12	ギリシャ	26.8	31	カナダ	43.0
13	ドイツ	27.2	32	米国	45.7
14	ポルトガル	27.5	33	ニュージーランド	46.1
14	アイルランド	27.5	34	韓国	47.7
16	チェコ	28.4	35	日本	48.3
17	エストニア	29.1	36	コスタリカ	49.6
18	オランダ	29.5		OECD平均	31.8
18	ベルギー	29.5			

- (備考) 1. OECD、Family database “Child poverty”（令和3（2021）年12月閲覧）より作成。
 2. 「貧困率」は、OECDの作成基準に基づき、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分に満たない世帯員の割合を算出したものを用いて算出（相対的貧困率）。
 3. 基本的に平成30（2018）年の数値であるが、ニュージーランドは平成26（2014）年、オランダは平成28（2016）年、チリ、デンマーク、ハンガリー、アイスランド、スイス及び米国は平成29（2017）年、コロンビアは数値なし。

7-1図 平均寿命と健康寿命の推移

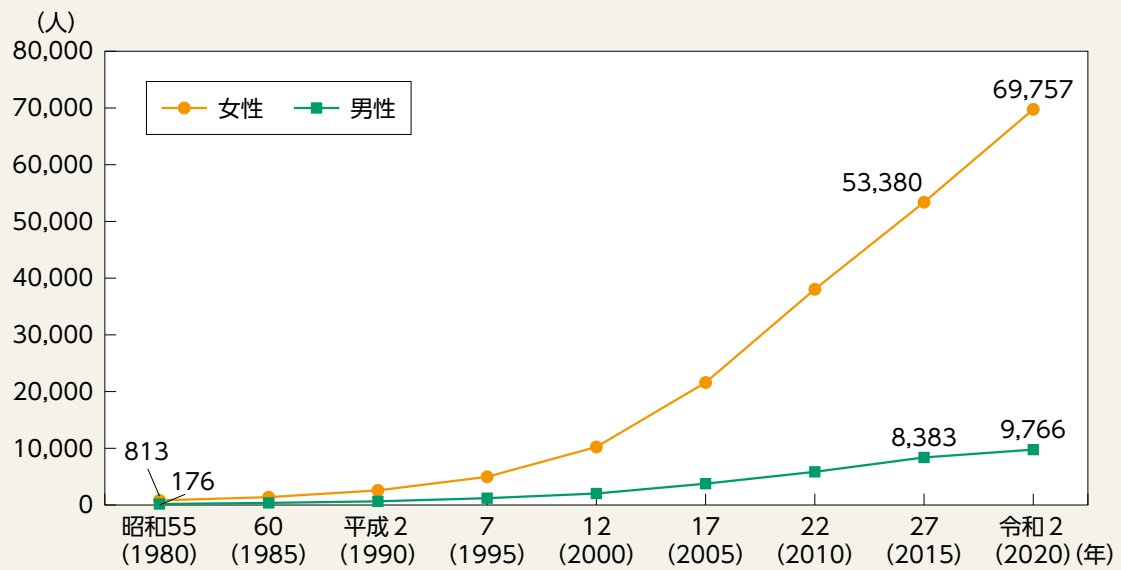
- 令和2（2020）年の平均寿命は、女性は87.71年、男性は81.56年であり、前年に比べて女性が0.26年、男性が0.15年延び、男女とも過去最高を更新。
- 健康寿命について見ると、令和元（2019）年は、女性は75.38年、男性は72.68年であり、平成28（2016）年と比べて、3年間で女性は0.59年、男性は0.54年延びている。
- 平均寿命と健康寿命には、令和元（2019）年時点で、女性は12.06年、男性は8.73年の差がある。



(備考) 1. 平均寿命は、平成12（2000）年、17（2005）年、22（2010）年、27（2015）年及び令和2（2020）年は厚生労働省「完全生命表」、その他の年は厚生労働省「簡易生命表」より作成。健康寿命は、平成13（2001）年から22（2010）年は厚生労働科学研究費補助金「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究」、平成25（2013）年及び28（2016）年は厚生労働科学研究費補助金「健康寿命及び地域格差の要因分析と健康増進対策の効果検証に関する研究」、令和元（2019）年は厚生労働行政推進調査事業費補助金「健康日本21（第二次）」の総合的評価と「次期健康づくり運動に向けた研究」より作成。
 2. 健康寿命は、日常生活に制限のない期間。

7-2図 100歳以上の人口の推移

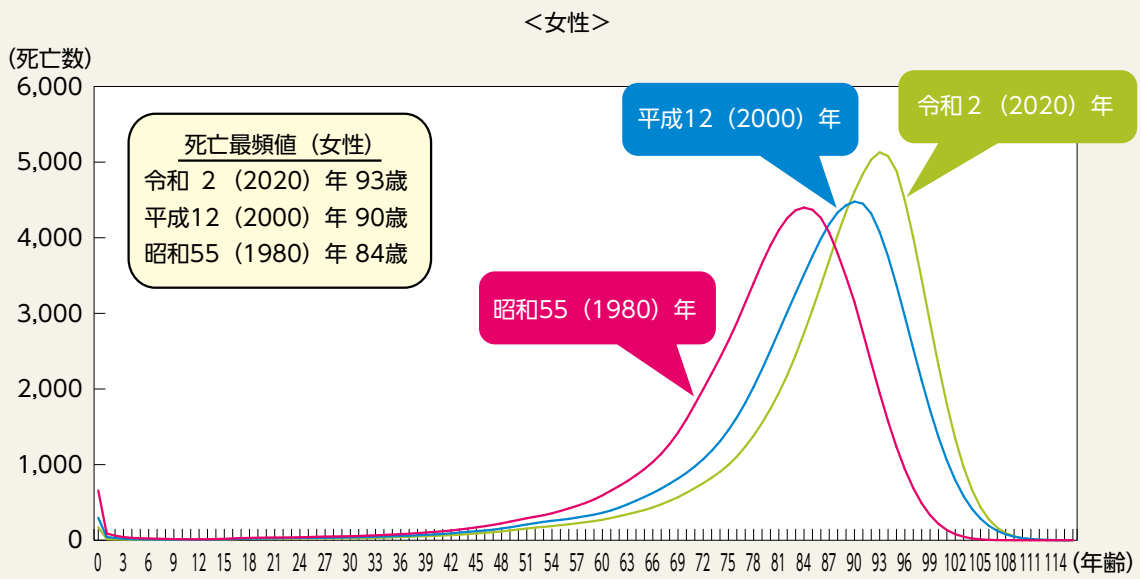
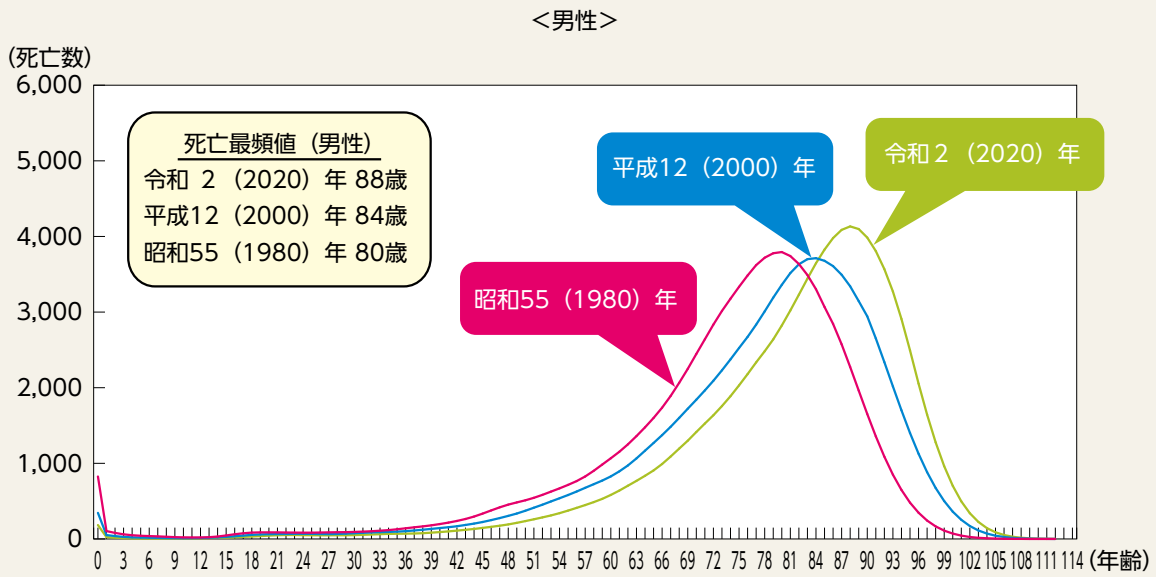
- 100歳以上の人口は増加しており、令和2（2020）年は男性9,766人、女性69,757人。
- また、100歳以上の人口に占める女性の割合は増加しており、令和2（2020）年は87.7%。



(備考) 総務省「国勢調査」より作成。

7-3図 死亡数の推移

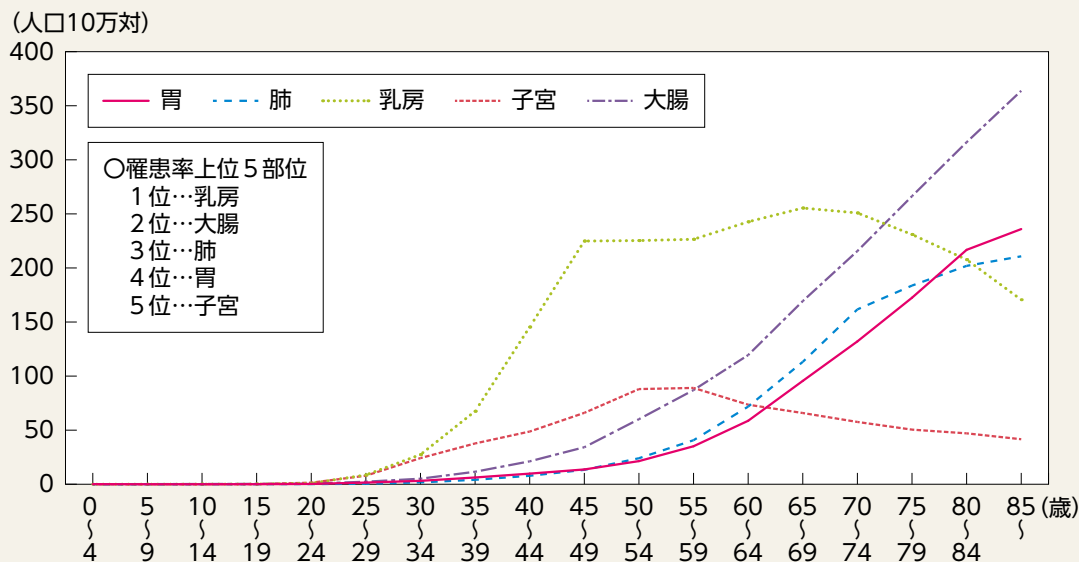
- 生命表における死亡数のピークは、高齢に移動。
- 令和2（2020）年の死亡最頻値は、男性88歳、女性93歳。



(備考) 厚生労働省「完全生命表」より作成。

7-4図 女性の年齢階級別がん罹患率（平成30（2018）年）

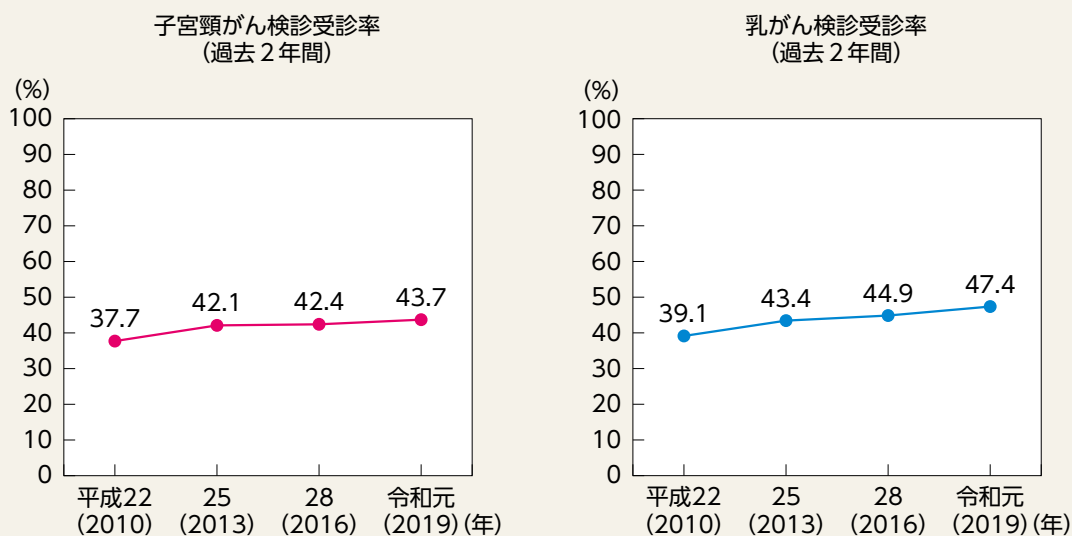
- 女性に多いがんとして、乳がん、子宮がん等がある。
- がんの罹患率の高い上位5つのがんを年齢階級別に見ると、1位の乳がんとは5位の子宮がんは、20代後半から罹患率が上昇する。特に乳がんは30代後半から40代後半にかけて罹患率が大きく上昇し、80代前半まで同程度の罹患率で推移している。



- (備考) 1. 国立がん研究センターがん情報サービス「がん登録・統計」より作成。
 2. 罹患率（人口10万対）が高い上位5部位を抽出。
 3. 子宮がんは、子宮頸がん、子宮体がん及び部位不明の子宮がんを合わせたもの。

7-5図 子宮頸がん検診、乳がん検診受診率の推移

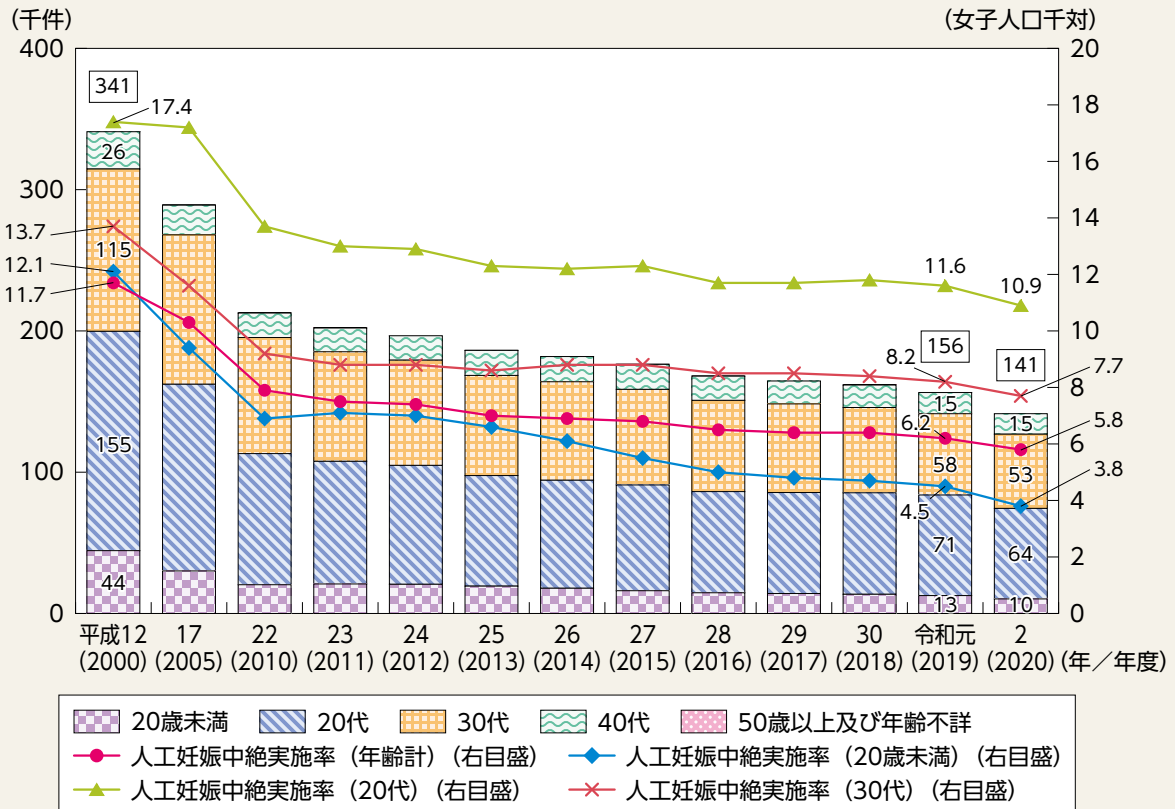
- 子宮頸がんや乳がんは5年相対生存率が高く、早期発見が重要である。
- 我が国における女性のがん検診の受診率は徐々に上昇しているものの、令和元（2019）年の子宮頸がん検診受診率は43.7%、同じく乳がん検診受診率は47.4%にとどまり、第5次男女共同参画基本計画における成果目標（2022年度までに50%）を達成していない。



- (備考) 1. 厚生労働省「国民生活基礎調査」より作成。
 2. がん検診の受診率については、「第3期がん対策推進基本計画」（平成30（2018）年3月9日閣議決定）に基づき、算定年齢を乳がん検診は40～69歳、子宮頸がん検診は20～69歳とした。
 3. 平成28（2016）年の数値は、熊本県を除いたものである。

7-6 図 年齢階級別人工妊娠中絶件数及び実施率の推移

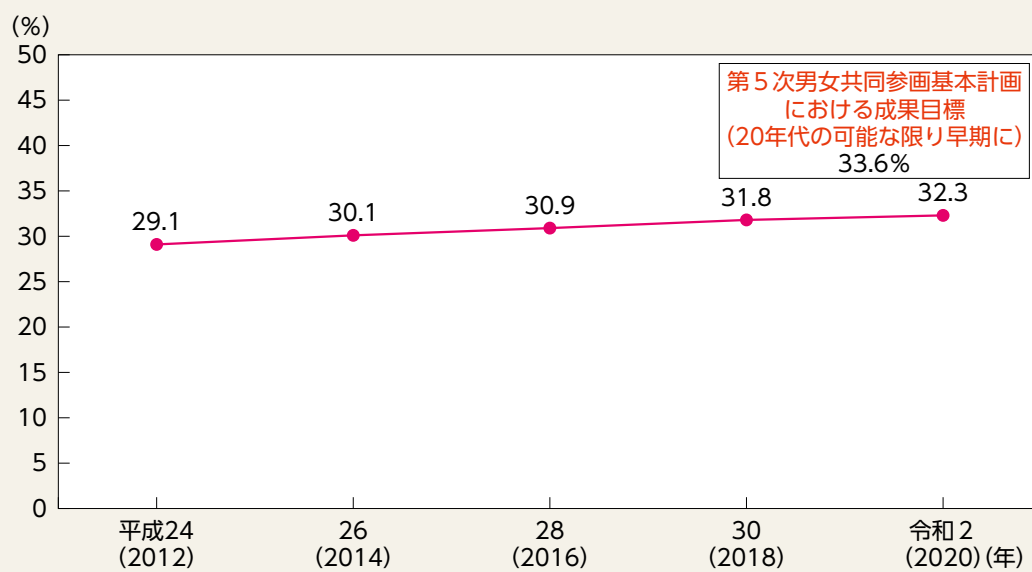
- 人工妊娠中絶件数及び人工妊娠中絶実施率（15歳以上50歳未満女子人口千対）は、緩やかな減少傾向。
- 令和2（2020）年度の人工妊娠中絶件数は141,433件、人工妊娠中絶実施率（年齢計）は5.8。年齢階級別では20歳未満が10,271件・3.8、20代が64,049件・10.9、30代が52,577件・7.7であり、半数以上が10代・20代となっている。



- (備考) 1. 人工妊娠中絶件数及び人工妊娠中絶実施率（年齢計及び20歳未満）は、平成12（2000）年までは厚生省「母体保護統計報告」、平成17（2005）年度以降は厚生労働省「衛生行政報告例」より作成。平成12（2000）年までは暦年の値、平成17（2005）年度以降は年度値。
2. 人工妊娠中絶実施率（20代及び30代）の算出に用いた女子人口は、平成22（2010）年度まで、平成27（2015）年度及び令和2（2020）年度は総務省「国勢調査」、平成23（2011）～26（2014）年度まで及び平成28（2016）～令和元（2019）年度までは総務省「人口推計」による。いずれも各年10月1日現在の値。
3. 人工妊娠中絶実施率は、「当該年齢階級の人工妊娠中絶件数」／「当該年齢階級の女子人口」×1,000。ただし、人工妊娠中絶実施率（20歳未満）は、「人工妊娠中絶件数（20歳未満）」／「女子人口（15～19歳）」×1,000、人工妊娠中絶実施率（年齢計）は、「人工妊娠中絶件数（15歳未満を含め50歳以上を除く。）」／「女子人口（15～49歳）」×1,000。
4. 平成22（2010）年度値は、福島県の相双保健福祉事務所管内の市町村を除く（人工妊娠中絶実施率（20代及び30代）の算出に用いた女子人口は、総務省「国勢調査」の結果を用いて内閣府が独自に算出）。

7-7図 25歳から44歳までの就業医師に占める女性の割合

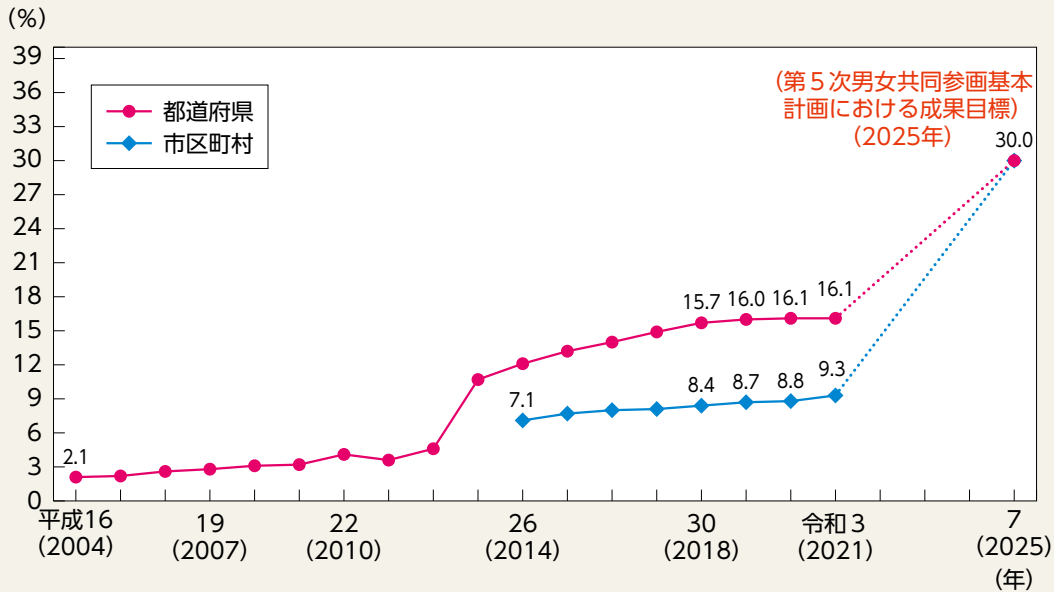
○25歳から44歳までの就業医師に占める女性の割合は、着実に上昇しているが、第5次男女共同参画基本計画の成果目標（20年代の可能な限り早期に33.6%）を達成していない。



- (備考) 1. 厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師統計」より作成。
2. 各年12月31日現在。
3. 医師は、病院及び診療所の従事者。

8-1図 地方防災会議の委員に占める女性の割合の推移

- 令和3（2021）年の地方防災会議の委員に占める女性の割合は、都道府県防災会議では16.1%（前年比：増減なし）、市区町村防災会議では9.3%（同：0.5%ポイント増）。
- 市区町村防災会議のうち女性委員のいない会議数は328（前年は348）となっており、そのうち町村の防災会議が293と89%を占めている。



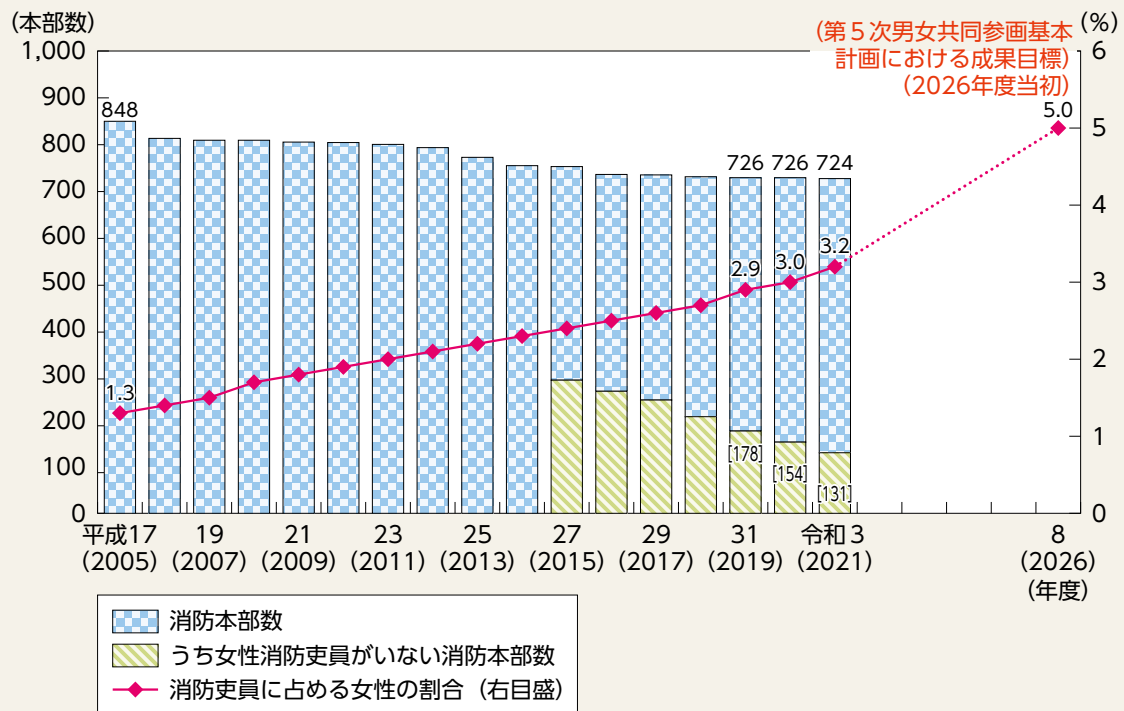
<参考：委員に占める女性の割合階級別防災会議の数及び割合（令和3（2021）年）>

	防災会議 合計	防災会議の委員に占める女性の割合							女性の割合 の平均 (%)
		0% (いない)	1~5% 未満	5~10% 未満	10~20% 未満	20~30% 未満	30~40% 未満	40% 以上	
都道府県 (会議数) (%)	47 100	0 0.0	1 2.1	8 17.0	31 66.0	4 8.5	0 0.0	3 6.4	16.1
市区町村 (会議数) (%)	1,609 100	328 20.4	228 14.2	446 27.7	495 30.8	83 5.2	26 1.6	3 0.2	9.3
市区 (会議数) (%)	786 100	35 4.5	102 13.0	234 29.8	322 41.0	69 8.8	21 2.7	3 0.4	11.5
町村 (会議数) (%)	823 100	293 35.6	126 15.3	212 25.8	173 21.0	14 1.7	5 0.6	0 0.0	6.1

- (備考) 1. 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成。
 2. 原則として各年4月1日現在。
 3. 東日本大震災の影響により、平成23（2011）年値には、岩手県の一部（花巻市、陸前高田市、釜石市、大槌町）、宮城県の一部（女川町、南三陸町）、福島県の一部（南相馬市、下郷町、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、飯館村）が、平成24（2012）年値には、福島県の一部（川内村、葛尾村、飯館村）がそれぞれ含まれていない。また、北海道胆振東部地震の影響により、平成30（2018）年値には北海道厚真町が含まれていない。
 4. 「市区」には特別区を含む。

8-2 図 消防本部数及び消防吏員に占める女性の割合の推移

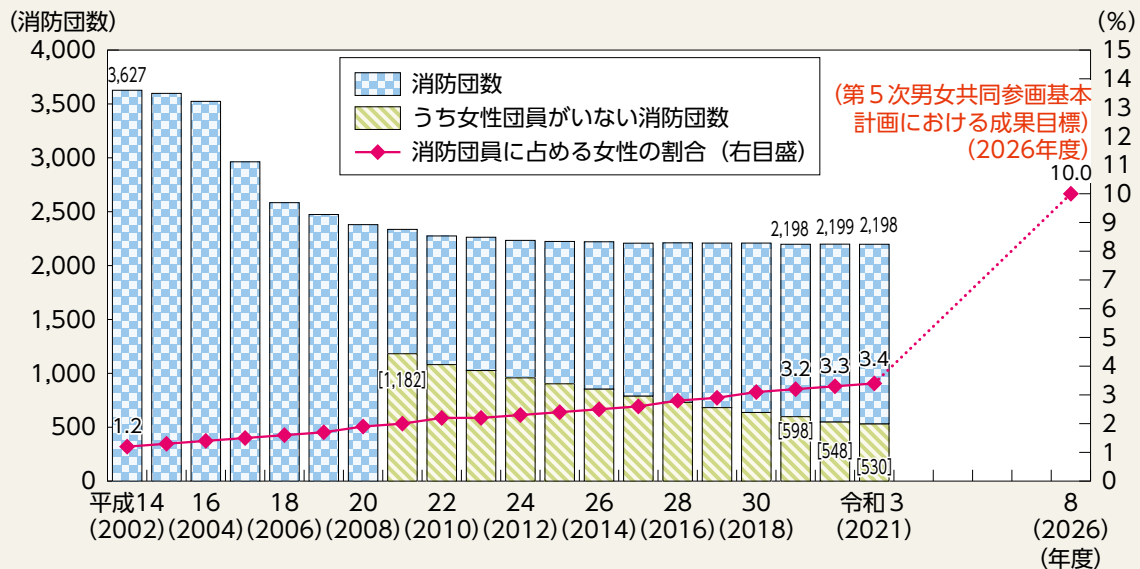
- 令和3(2021)年4月1日現在、消防吏員に占める女性の割合は3.2%(前年度比0.2%ポイント増)。
- 女性のいない消防本部数は131(前年は154)。



(備考) 1. 消防庁「消防防災・震災対策現況調査」より作成。
2. 各年度4月1日現在。

8-3 図 消防団数及び消防団員に占める女性の割合の推移

- 令和3(2021)年4月1日現在、消防団員に占める女性の割合は3.4%(前年度比0.1%ポイント増)。
- 女性団員がいない消防団数は530(前年は548)。



(備考) 1. 消防庁「消防防災・震災対策現況調査」及び消防庁資料より作成。
2. 原則として各年度4月1日現在。
3. 東日本大震災の影響により、平成23(2011)年の岩手県、宮城県及び福島県、平成24(2012)年の宮城県牡鹿郡女川町の値は、平成22(2010)年4月1日の数値で集計。

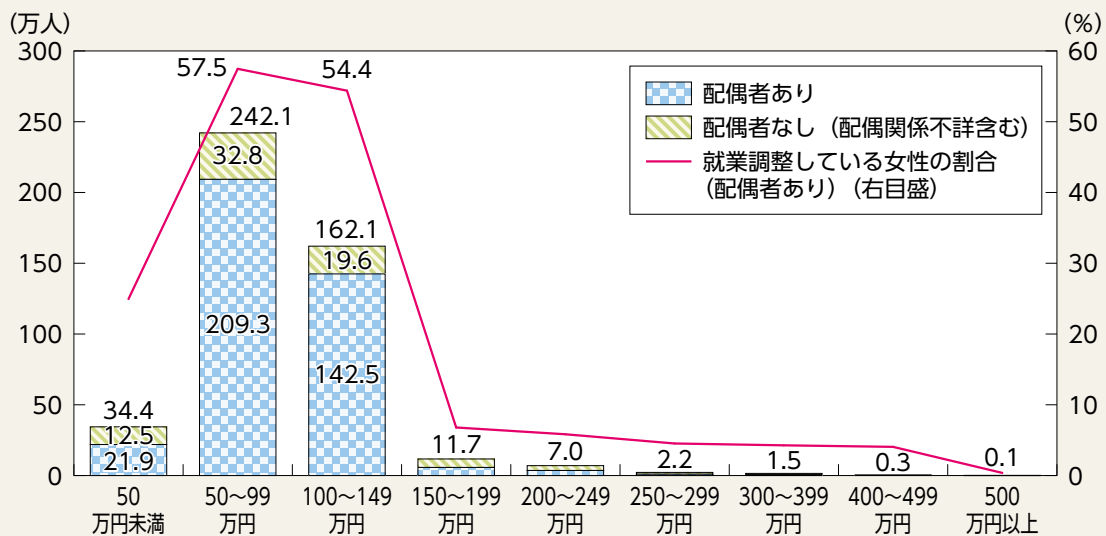
Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた 基盤の整備

第9分野

男女共同参画の視点に立った 各種制度等の整備

9-1 図 就業調整をしている非正規雇用労働者の女性の数・割合（配偶関係、所得階級別）（平成29（2017）年）

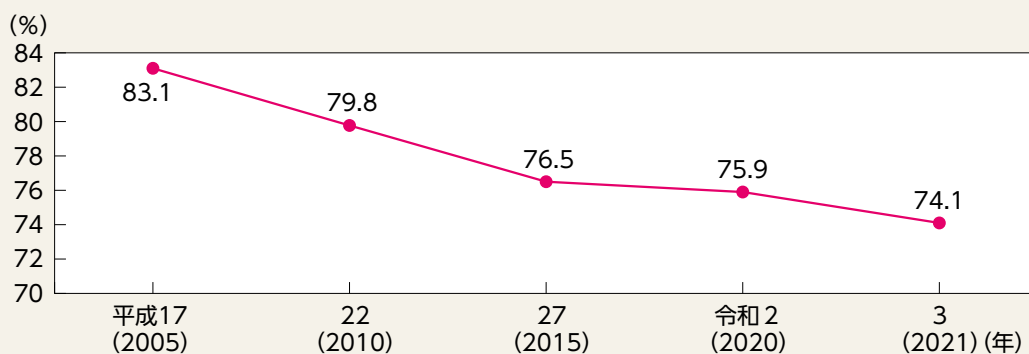
○有配偶の非正規雇用女性では、所得が50～99万円の者の57.5%、所得が100～149万円の者の54.4%が就業調整をしている。



(備考) 1. 総務省「就業構造基本調査」より作成。
2. 「収入を一定の金額以下に抑えるために就業時間や日数を調整していますか」との問に対する「している」との回答を集計。

9-2 図 民間における家族手当制度がある事業所の割合

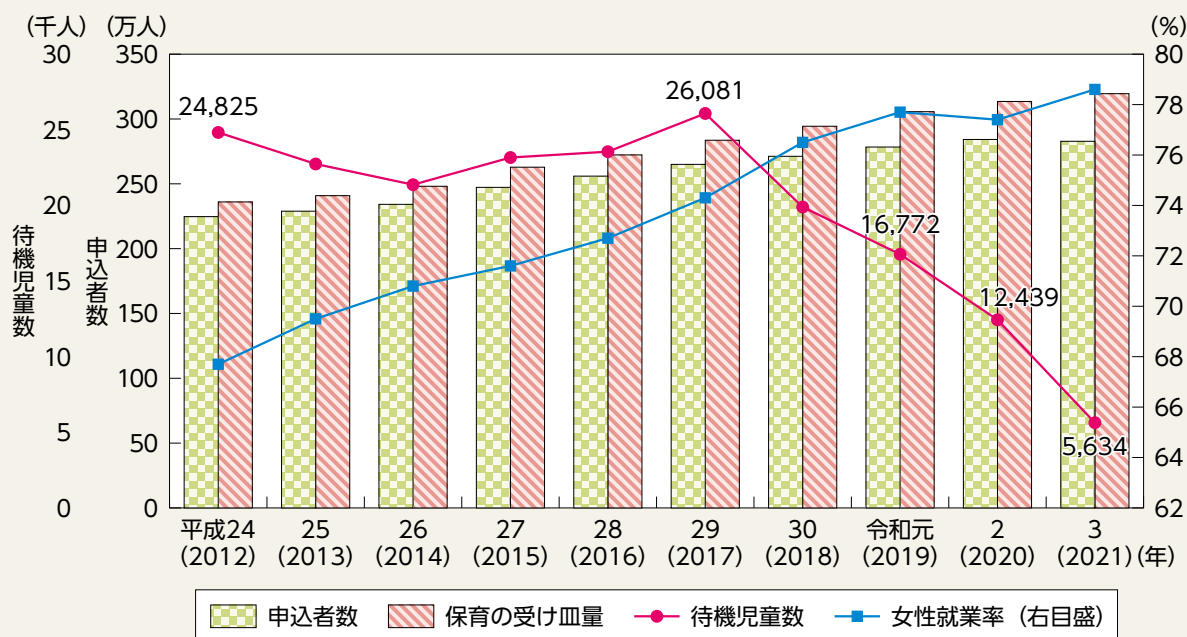
○家族手当を支給している企業は減少傾向にあるが、依然として4分の3を占めている。



(備考) 人事院「職種別民間給与実態調査」より作成。

9-3 図 保育の申込者数、待機児童数の状況

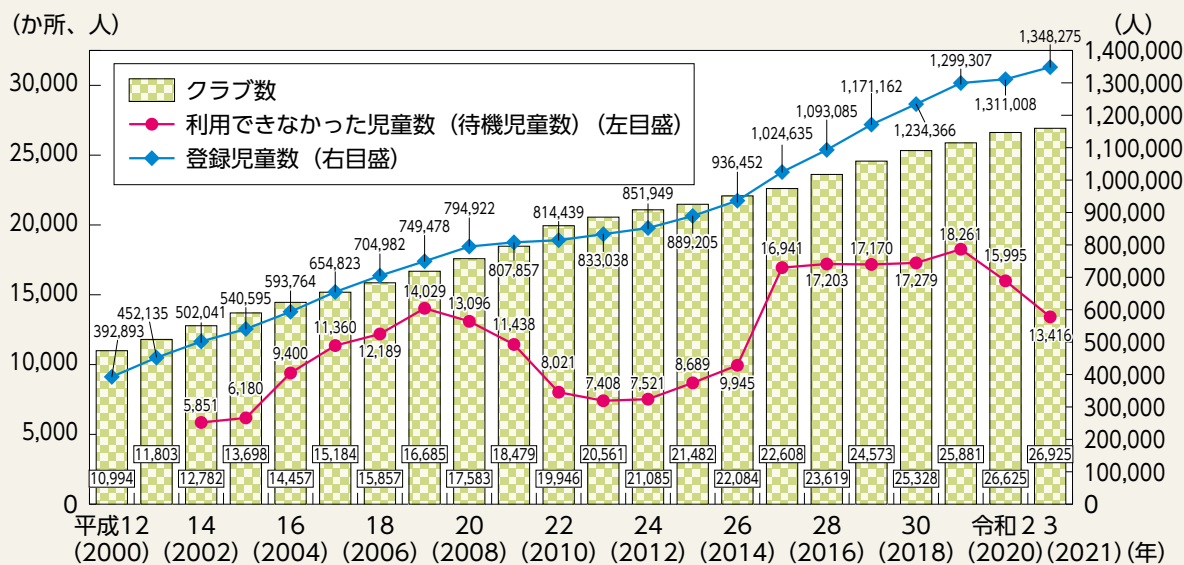
- 令和3（2021）年4月1日時点の待機児童数は5,634人で、前年に比べ6,805人減少。待機児童数は、4年連続で最少となった。
- 平成29（2017）年の26,081人から4年間で20,447人減少し、約5分の1になった。



(備考) 厚生労働省「保育所等利用待機児童数調査 (令和3 (2021) 年4月1日)」より作成。

9-4 図 放課後児童クラブの登録児童数の状況

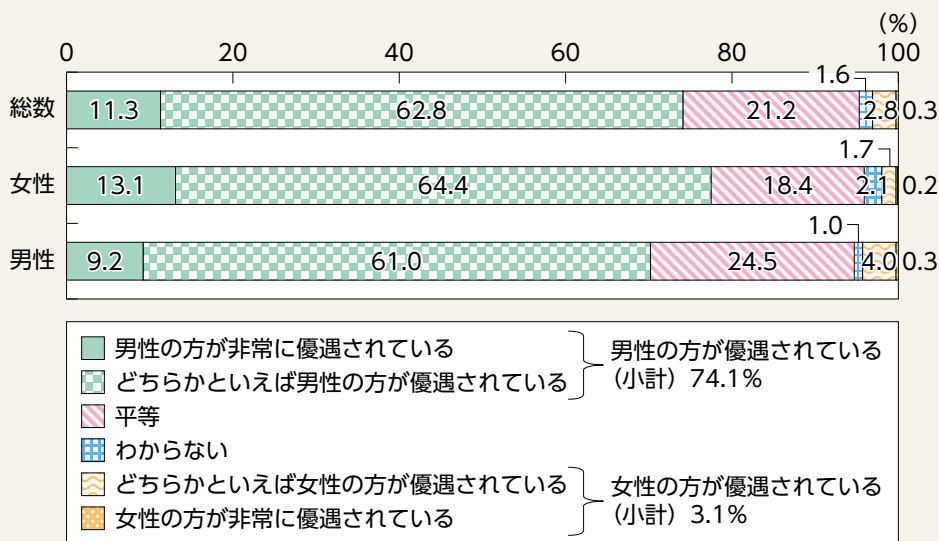
- 令和3（2021）年5月1日時点の放課後児童クラブを利用できなかった児童数（待機児童数）は13,416人で、前年に比べ2,579人減少。
- 登録児童数は1,348,275人（対前年37,267人増）となり、過去最高値を更新。



(備考) 1. 厚生労働省「令和3年(2021年)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況」より作成。
2. 各年5月1日現在。令和2(2020)年のみ7月1日現在。

10-1 図 日本の社会全体における男女の地位の平等感（令和元（2019）年）

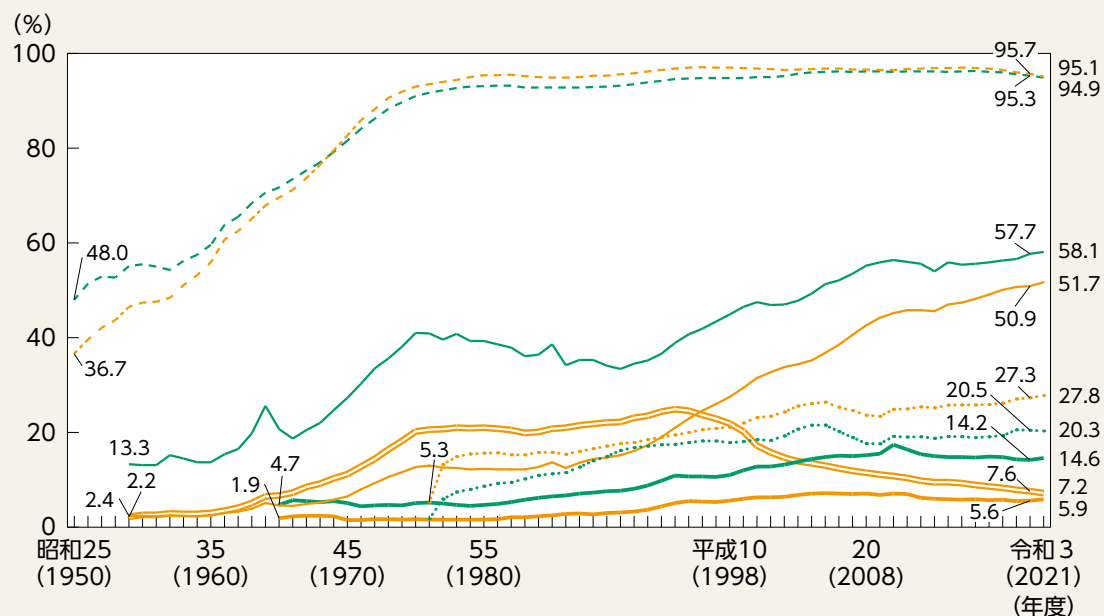
- 男女の地位は平等になっていると思うか聞いたところ、「平等」と答えた者の割合が21.2%、「男性の方が優遇されている」とする者の割合が74.1%。
- 各分野については、「平等」と答えた者の割合が、「学校教育の場」で61.2%、「自治会やPTAなどの地域活動の場」で46.5%、「家庭生活」で45.5%、「法律や制度の上」で39.7%、「職場」で30.7%、「社会通念・慣習・しきたりなど」で22.6%、「政治の場」で14.4%。
- 成果目標は、ほぼ全てを目標としつつ、当面50%（2025年まで）。



（備考）内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（令和元（2019）年）より作成。

10-2図 学校種類別進学率の推移

- 女子の大学（学部）進学率は長期的に見て上昇しており、令和3（2021）年度では51.7%となり、男子との差は6.4%ポイント。
- 大学院への進学率においては、令和3（2021）年度に女子は5.9%で男子と比較すると8.7%ポイント低い。

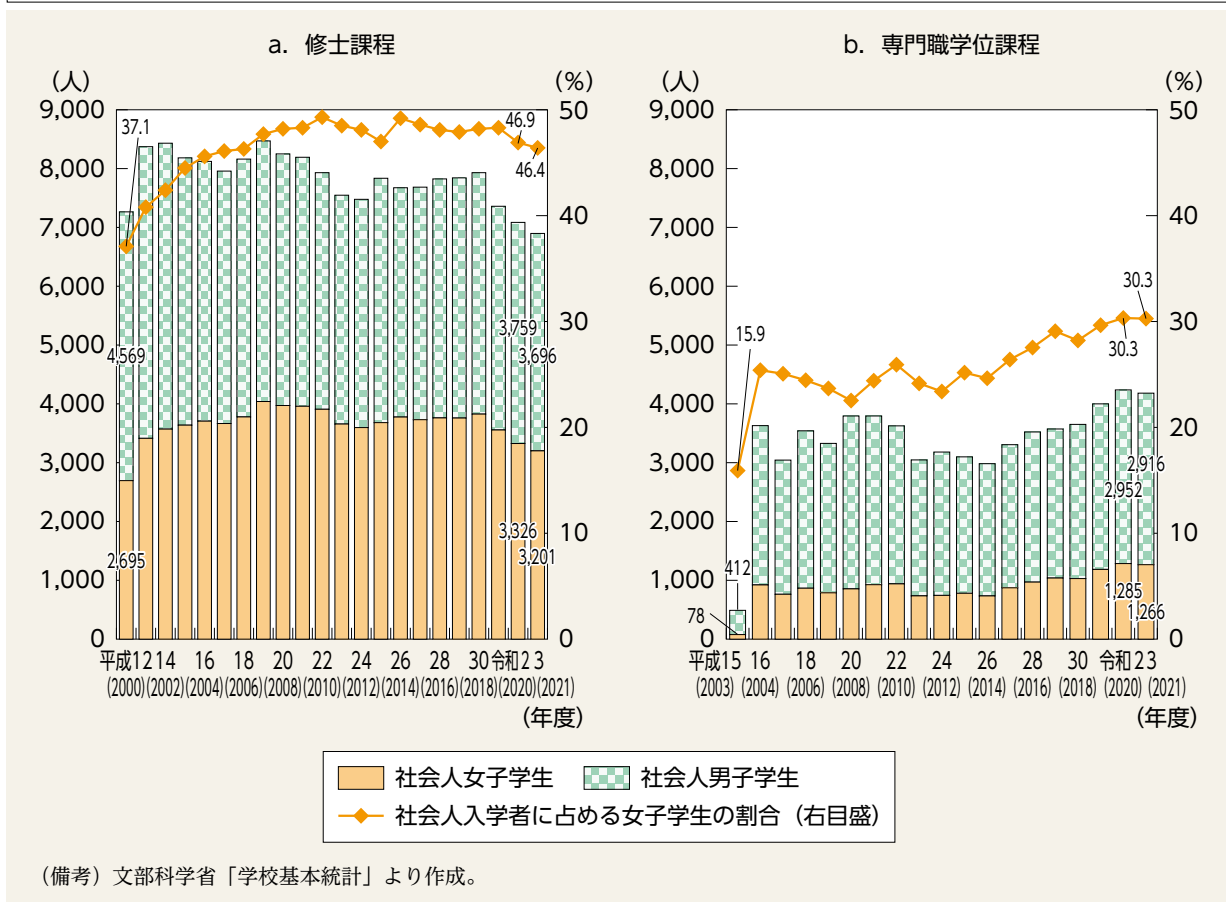


- 高等学校等（女子）
- 専修学校（専門課程，女子）
- 大学（学部，女子）
- 大学院（女子）
- 高等学校等（男子）
- 専修学校（専門課程，男子）
- 大学（学部，男子）
- 大学院（男子）
- 短期大学（本科，女子）

- (備考) 1. 文部科学省「学校基本統計」より作成。
2. 高等学校等への進学率は、「高等学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部の本科・別科並びに高等専門学校に進学した者（就職進学した者を含み、過年度中卒者等は含まない。）」／「中学校・義務教育学校卒業生及び中等教育学校前期課程修了者」×100により算出。ただし、進学者には、高等学校の通信制課程（本科）への進学者を含まない。
3. 専修学校（専門課程）進学率は、「専修学校（専門課程）入学者数（過年度高卒者等を含む。）」／「3年前の中学校・義務教育学校卒業生及び中等教育学校前期課程修了者」×100により算出。
4. 大学（学部）及び短期大学（本科）進学率は、「大学学部（短期大学本科）入学者数（過年度高卒者等を含む。）」／「3年前の中学校・義務教育学校卒業生及び中等教育学校前期課程修了者数」×100により算出。ただし、入学者には、大学又は短期大学の通信制への入学者を含まない。
5. 大学院進学率は、「大学学部卒業後直ちに大学院に進学した者の数」／「大学学部卒業生数」×100により算出（医学部、歯学部は博士課程への進学者）。ただし、進学者には、大学院の通信制への進学者を含まない。

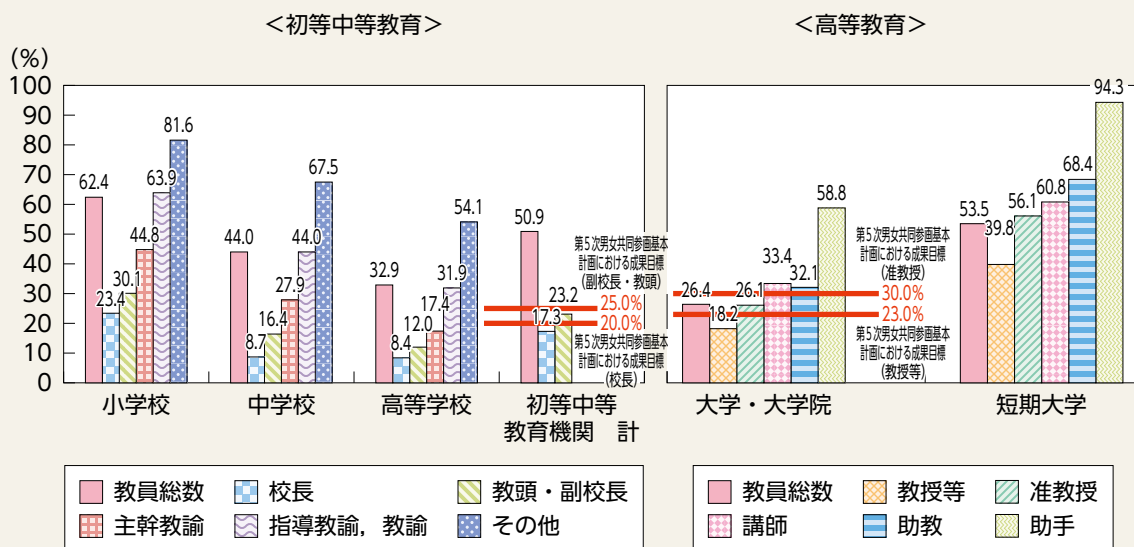
10-3 図 社会人大学院入学者数及び女子学生の割合の推移

- 修士課程の社会人入学者に占める女子学生の割合は、近年5割弱で推移。
- 専門職学位課程の社会人入学者に占める女子学生の割合は、修士課程と比較すると低いですが、上昇傾向。



10-4 図 本務教員総数に占める女性の割合（教育段階別、令和3（2021）年度）

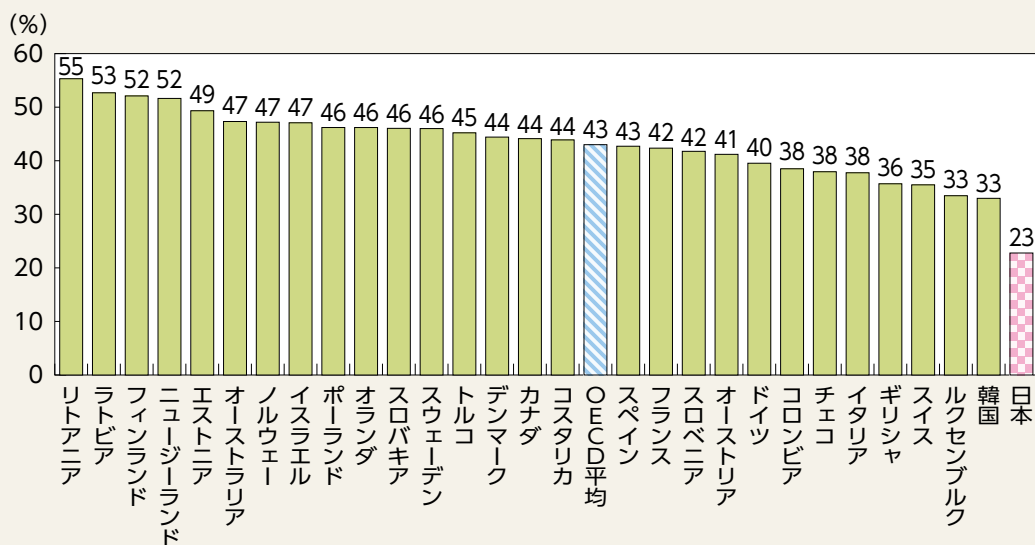
- 教員に占める女性の割合は、教育段階が上がるほど、また役職が上がるほど低くなる。
- 特に、校長に占める女性の割合は小学校で2割、中学校及び高等学校では1割未満。
- 高等教育機関の教授等に占める女性割合は2割未満。



- (備考) 1. 文部科学省「学校基本統計」(令和3(2021)年度)より作成。
 2. 高等学校は、全日制及び定時制の値(通信制は除く)。
 3. 「その他」は「助教諭」、「養護教諭」、「養護助教諭」、「栄養教諭」及び「講師」の合計。
 4. 高等教育の「教授等」は「学長」、「副学長」及び「教授」の合計。
 5. 「初等中等教育機関」は、小学校、中学校、中等教育学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校の合計。

10-5 図 大学等の教員に占める女性割合（国際比較）（令和元（2019）年）

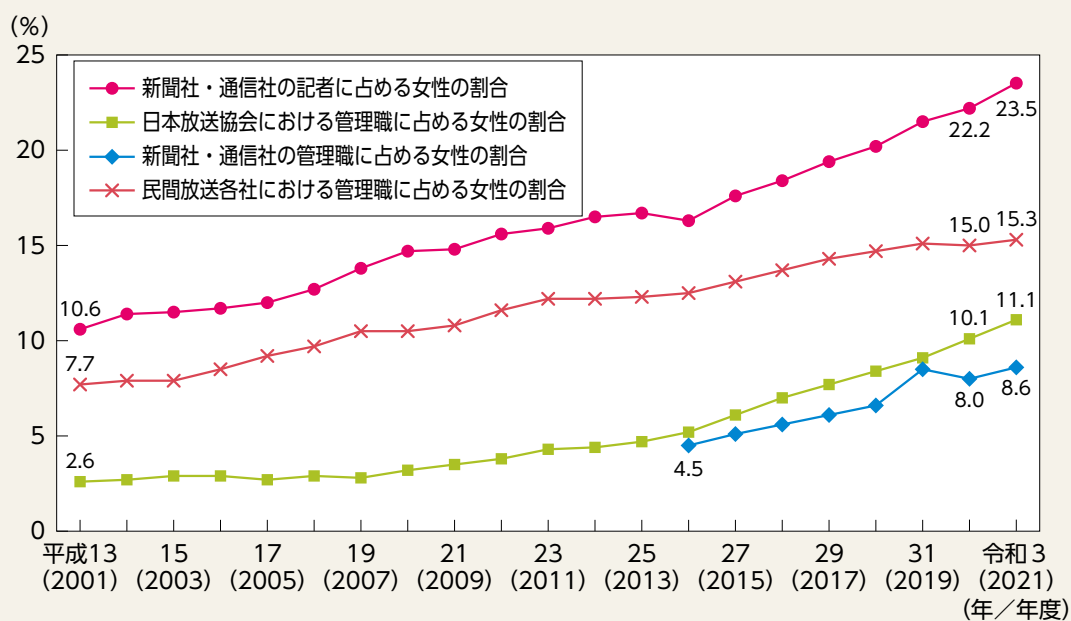
- 日本の大学等の教員に占める女性割合は、比較が可能なOECD加盟国の中で最も低い。
- 大学等の教員に占める女性割合のOECD加盟国の平均は約4割であり、3割を下回る国は日本のみである。



- (備考) 1. OECD「Education at a glance 2021」より作成。
 2. 大学及び大学院相当の値。短期大学は含まない。
 3. カナダは公立のみの値。

10-6 図 各種メディアにおける女性の割合の推移

- 新聞社・通信社の記者に占める女性の割合は年々増加。
- 管理職に占める割合についても、女性の割合は年々増加。
- 管理職を見ると、新聞社・通信社より放送各社の方が女性の割合が多い。



- (備考) 1. 一般社団法人日本新聞協会資料、日本放送協会資料及び一般社団法人日本民間放送連盟資料より作成。
 2. 新聞社・通信社は各年4月1日現在、日本放送協会は各年度の値、民間放送各社は各年7月31日現在。
 3. 日本放送協会における管理職は、組織単位の長及び必要に応じて置く職位（チーフプロデューサー、エグゼクティブディレクター等）。なお、日本放送協会では平成28（2016）年から関連団体等への出向者を含む数値で公表。（平成28（2016）年は7.3%、29（2017）年は8.0%、30（2018）年は8.7%、令和元（2019）年は9.5%、令和2（2020）年は10.6%、令和3（2021）年は11.5%）また、平成25（2013）年までは専門職を含む値（専門職は平成25（2013）年で廃止）。
 4. 民間放送各社における管理職は、課長級以上の職で、現業役員を含む。

11-1表 GGI、GIIの国際比較

○GGI（ジェンダー・ギャップ指数）は、スイスの非営利団体「世界経済フォーラム」が公表。0が完全不平等、1が完全平等を示しており、日本は156か国中120位。
○GII（ジェンダー不平等指数）は、国連開発計画（UNDP）が作成。0が完全平等、1が完全不平等を示しており、日本は162か国中24位。

① GGI 令和3（2021）年
（ジェンダー・ギャップ指数）

順位	国名	GGI値
1	アイスランド	0.892
2	フィンランド	0.861
3	ノルウェー	0.849
4	ニュージーランド	0.840
5	スウェーデン	0.823
8	リトアニア	0.804
9	アイルランド	0.800
10	スイス	0.798
11	ドイツ	0.796
13	ベルギー	0.789
14	スペイン	0.788
15	コスタリカ	0.786
16	フランス	0.784
20	ラトビア	0.778
21	オーストリア	0.777
22	ポルトガル	0.775
23	英国	0.775
24	カナダ	0.772
29	デンマーク	0.768
30	米国	0.763
31	オランダ	0.762
34	メキシコ	0.757
41	スロベニア	0.741
46	エストニア	0.733
50	オーストラリア	0.731
55	ルクセンブルク	0.726
59	コロンビア	0.725
60	イスラエル	0.724
63	イタリア	0.721
70	チリ	0.716
75	ポーランド	0.713
77	スロバキア	0.712
78	チェコ	0.711
98	ギリシャ	0.689
99	ハンガリー	0.688
102	韓国	0.687
120	日本	0.656
133	トルコ	0.638

② GII 令和元（2019）年
（ジェンダー不平等指数）

順位	国名	GII値
1	スイス	0.025
2	デンマーク	0.038
3	スウェーデン	0.039
4	ベルギー	0.043
4	オランダ	0.043
6	ノルウェー	0.045
7	フィンランド	0.047
8	フランス	0.049
9	アイスランド	0.058
10	スロベニア	0.063
11	韓国	0.064
12	ルクセンブルク	0.065
14	オーストリア	0.069
14	イタリア	0.069
16	スペイン	0.070
17	ポルトガル	0.075
19	カナダ	0.080
20	ドイツ	0.084
21	エストニア	0.086
23	アイルランド	0.093
24	日本	0.094
25	オーストラリア	0.097
26	イスラエル	0.109
28	ポーランド	0.115
29	ギリシャ	0.116
31	英国	0.118
33	ニュージーランド	0.123
34	リトアニア	0.124
36	チェコ	0.136
41	ラトビア	0.176
45	スロバキア	0.191
46	米国	0.204
51	ハンガリー	0.233
55	チリ	0.247
62	コスタリカ	0.288
68	トルコ	0.306
71	メキシコ	0.322
101	コロンビア	0.428

GGI ジェンダー・ギャップ指数 (Gender Gap Index)

以下の4分野からなり、男性に対する女性の割合を示す。

【経済分野】

- ・労働参加率の男女比
- ・同一労働における賃金の男女格差
- ・推定勤労所得の男女比
- ・管理的職業従事者の男女比
- ・専門・技術者の男女比

【教育分野】

- ・識字率の男女比
- ・初等、中等、高等教育の就学率の男女比

【健康分野】

- ・出生児性比
- ・健康寿命の男女比

【政治分野】

- ・国会議員（下院）の男女比
- ・閣僚の男女比
- ・最近50年における行政の長の在任年数の男女比

GII ジェンダー不平等指数 (Gender Inequality Index)

国家の人間開発の達成が男女の不平等によってどの程度妨げられているかを明らかにするもの。次の3側面5指標から構成されている。

【リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）】

- ・妊産婦死亡率
- ・思春期出生率（15～19歳の女性1,000人当たりの出生数）

【エンパワーメント】

- ・国会議員女性割合
- ・中等教育以上の教育を受けた人の割合（男女別）

【労働市場】

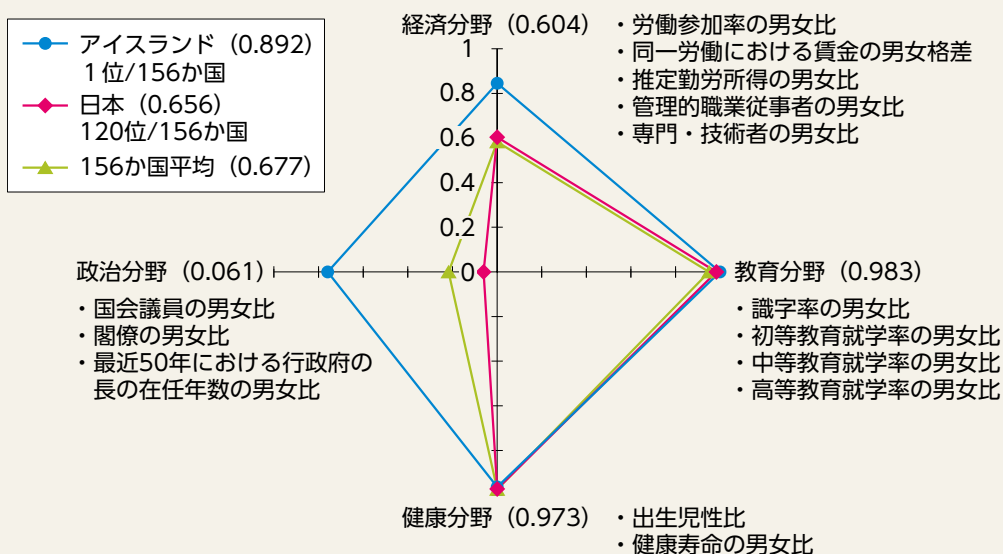
- ・労働参加率（男女別）

（備考）1. GGIは世界経済フォーラム「Global Gender Gap Report 2021」、GIIは国連開発計画（UNDP）「人間開発報告書2020」より作成。

2. 測定可能な国数は、GGIは156か国、GIIは162か国。そのうち、上位5か国及びOECD加盟国（38か国）を抽出。

11-2図 各分野におけるジェンダー・ギャップ指数

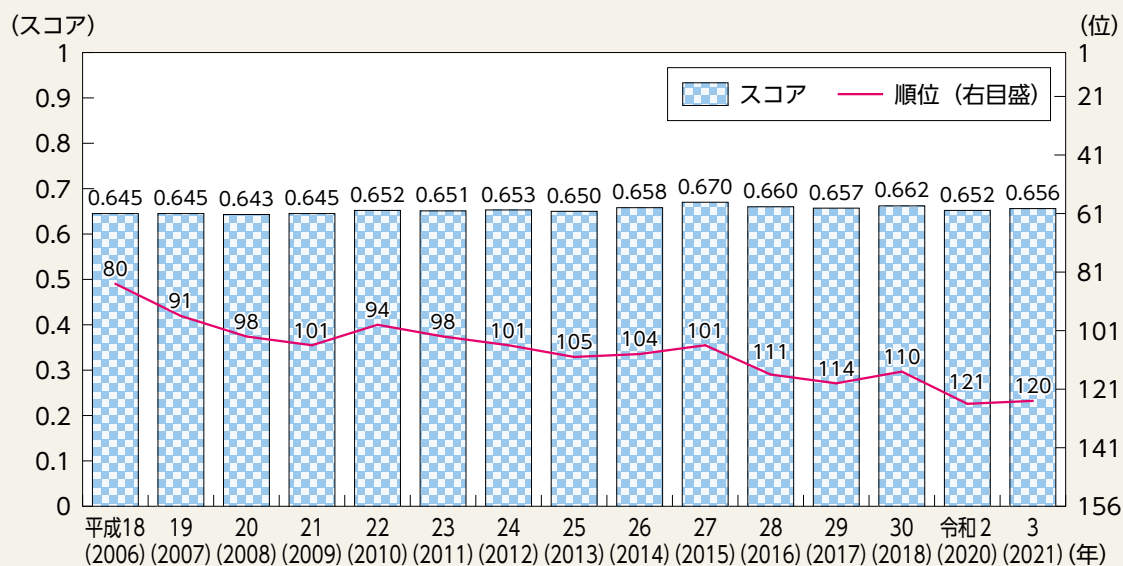
○日本は、「教育」と「健康」の値は世界トップクラスだが、「政治」と「経済」の値が低くなっている。



(備考) 世界経済フォーラム「Global Gender Gap Report 2021」より作成。
分野別の順位 (156か国中)：経済 (117位)、教育 (92位)、健康 (65位)、政治 (147位)

11-3図 日本のジェンダー・ギャップ指数の推移

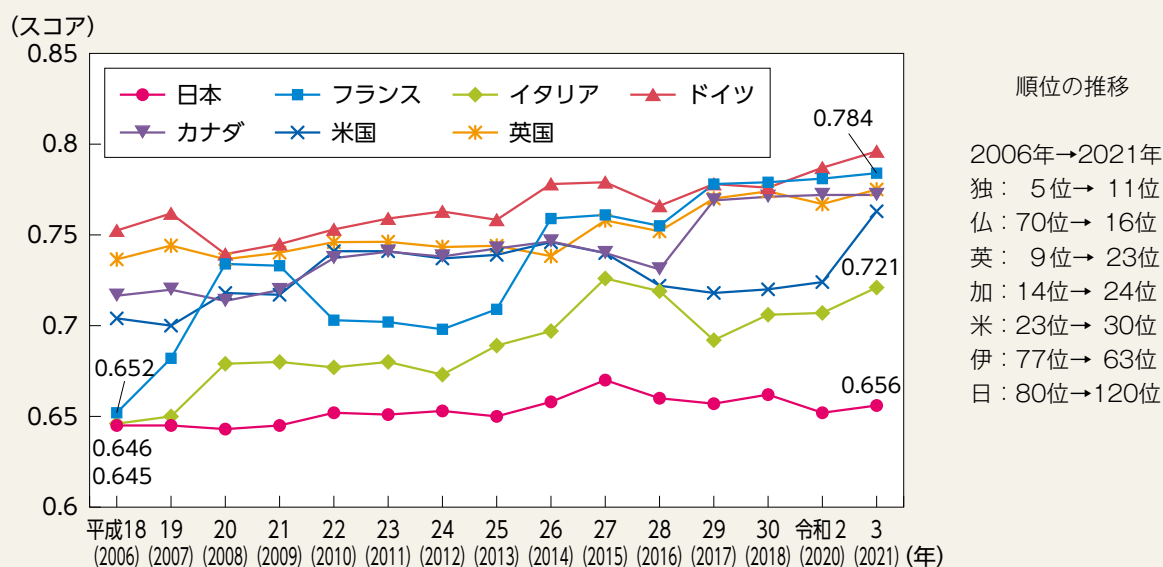
○平成18 (2006) 年にGGIが初めて公表された際の日本のスコアは、0.645で115か国中80位。その後スコアはほぼ横ばいとなっており、順位は下降。



(備考) 平成30 (2018) 年公表までは、公表年のレポート (平成30 (2018) 年公表分ならGGGR2018) が公表されていたが、令和元 (2019) 年公表分はGGGR2020となり、令和2 (2020) 年のインデックスとして公表されたため、年の数字が連続していない。

11-4図 G7各国のGGIスコアの推移

○G7各国のGGIの推移を見ると、平成18（2006）年に日本とほぼ同スコア・順位であったフランス（0.652・70位）やイタリア（0.646・77位）も、令和3（2021）年にはスコア・順位が上昇（フランス：0.784・16位、イタリア：0.721・63位）。



(備考) 平成30（2018）年公表までは、公表年のレポート（平成30（2018）年公表分ならGGGR2018）が公表されていたが、令和元（2019）年公表分はGGGR2020となり、令和2（2020）年のインデックスとして公表されたため、年の数字が連続していない。